

国立公文書館	
分	警察庁
類	平成13年度
排	ひば 書庫6
架	6-31
番	94

国立公文書館	
分類	警察庁
	平成13年度
排架番号	つくば書庫6
	6-31
	84

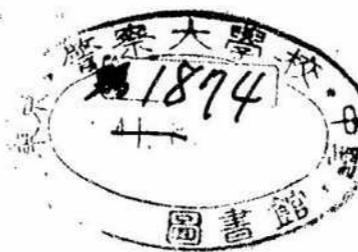


朝鮮總督府警務局

朝鮮警察概要

昭和十五年

北
460



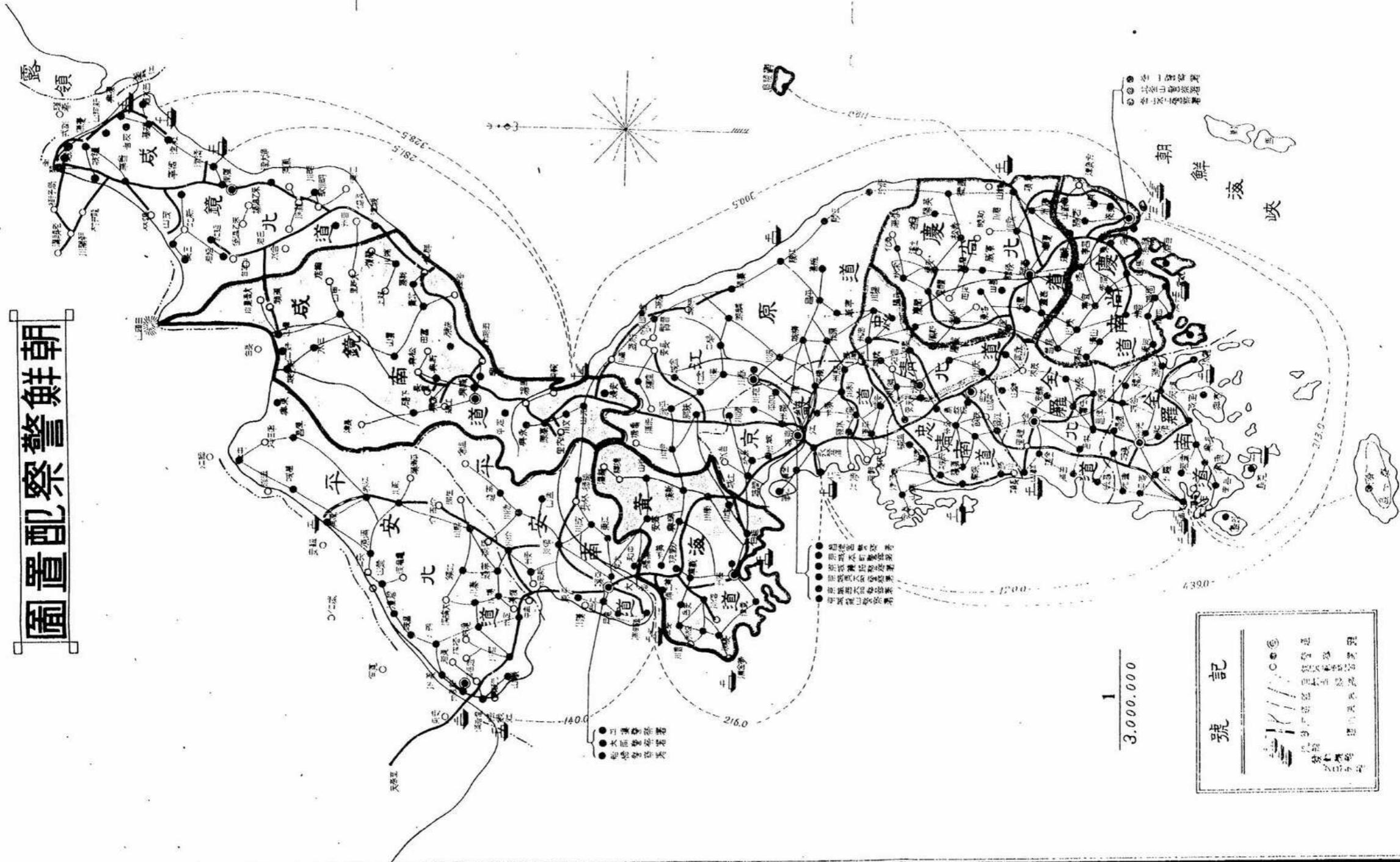
地圖

朝鮮警察配置圖

圖表

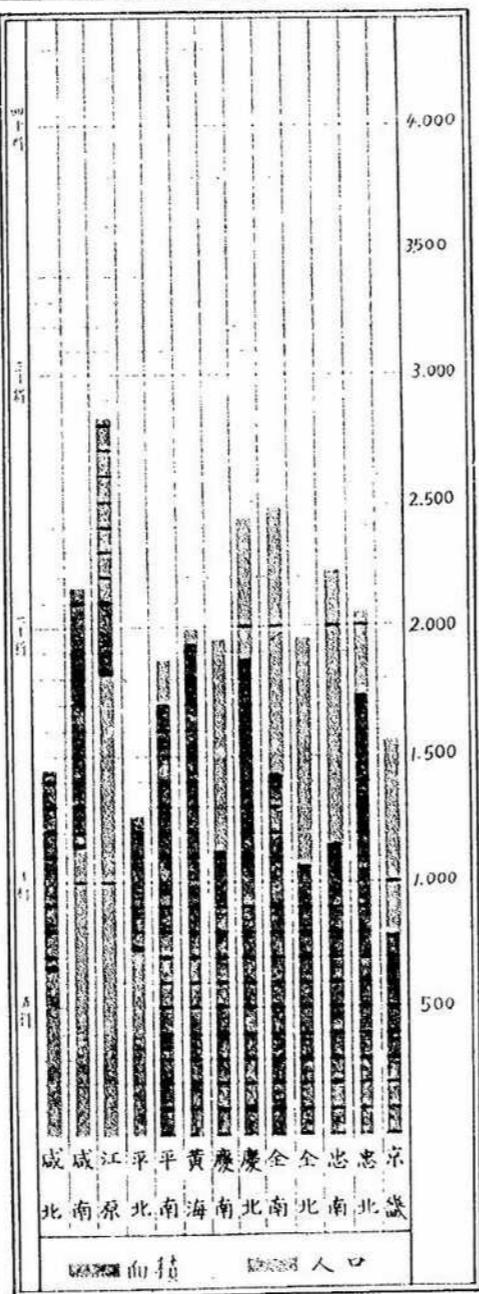
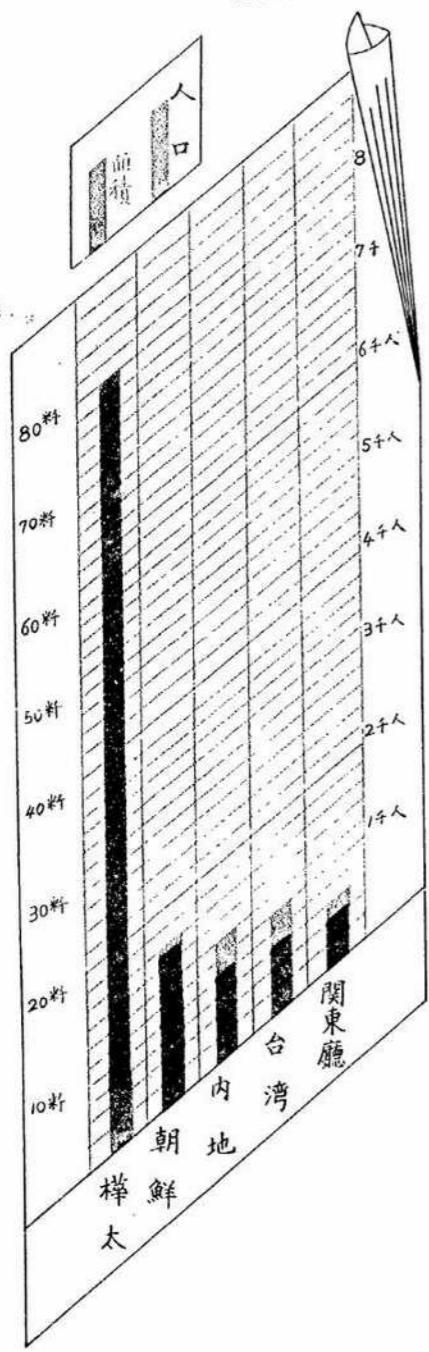
巡查一人當受持人口及面積比較
犯罪發生及檢舉並即決事件
傳染病患者比較

朝鮮警察配置圖

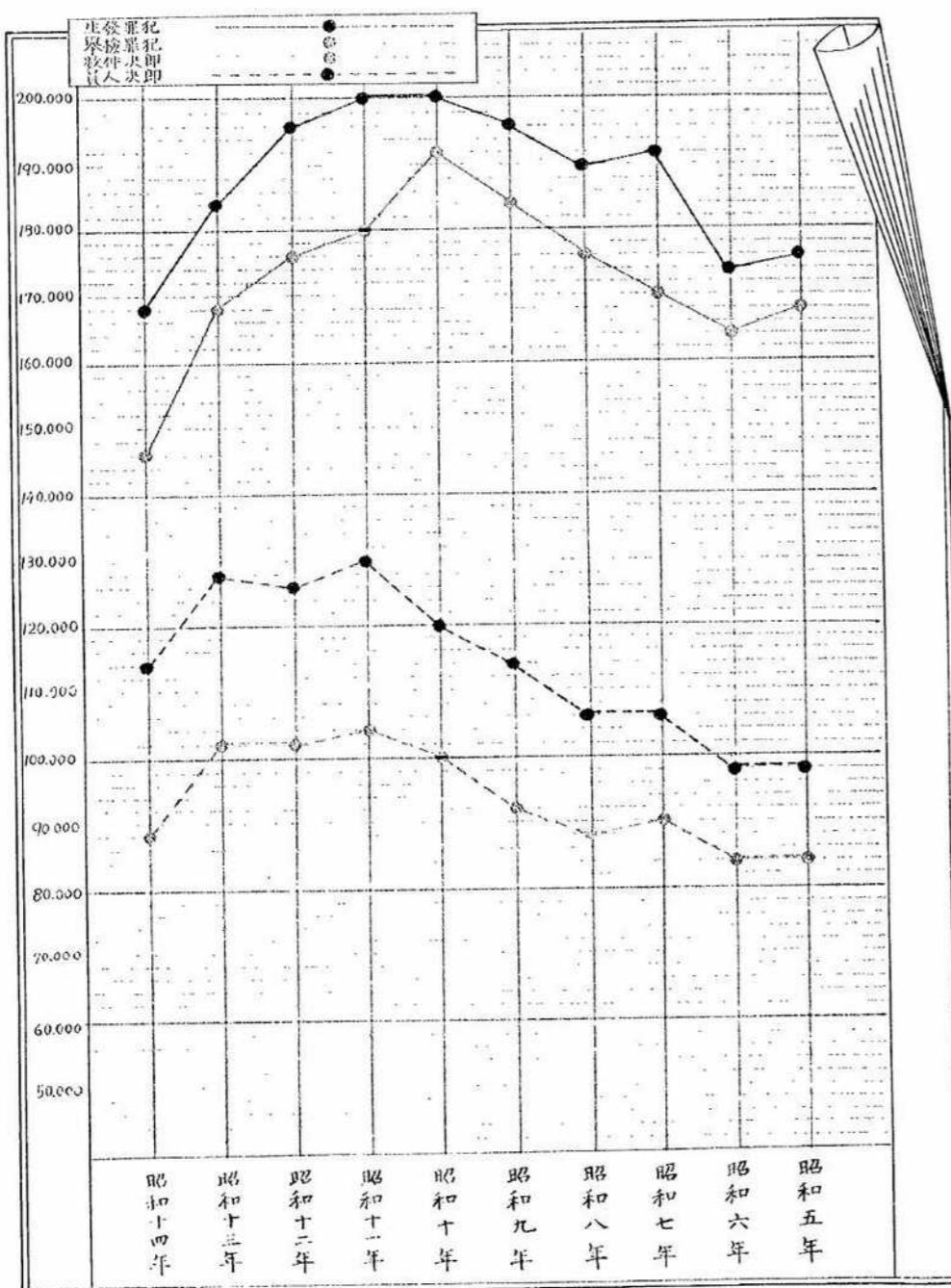


第18711

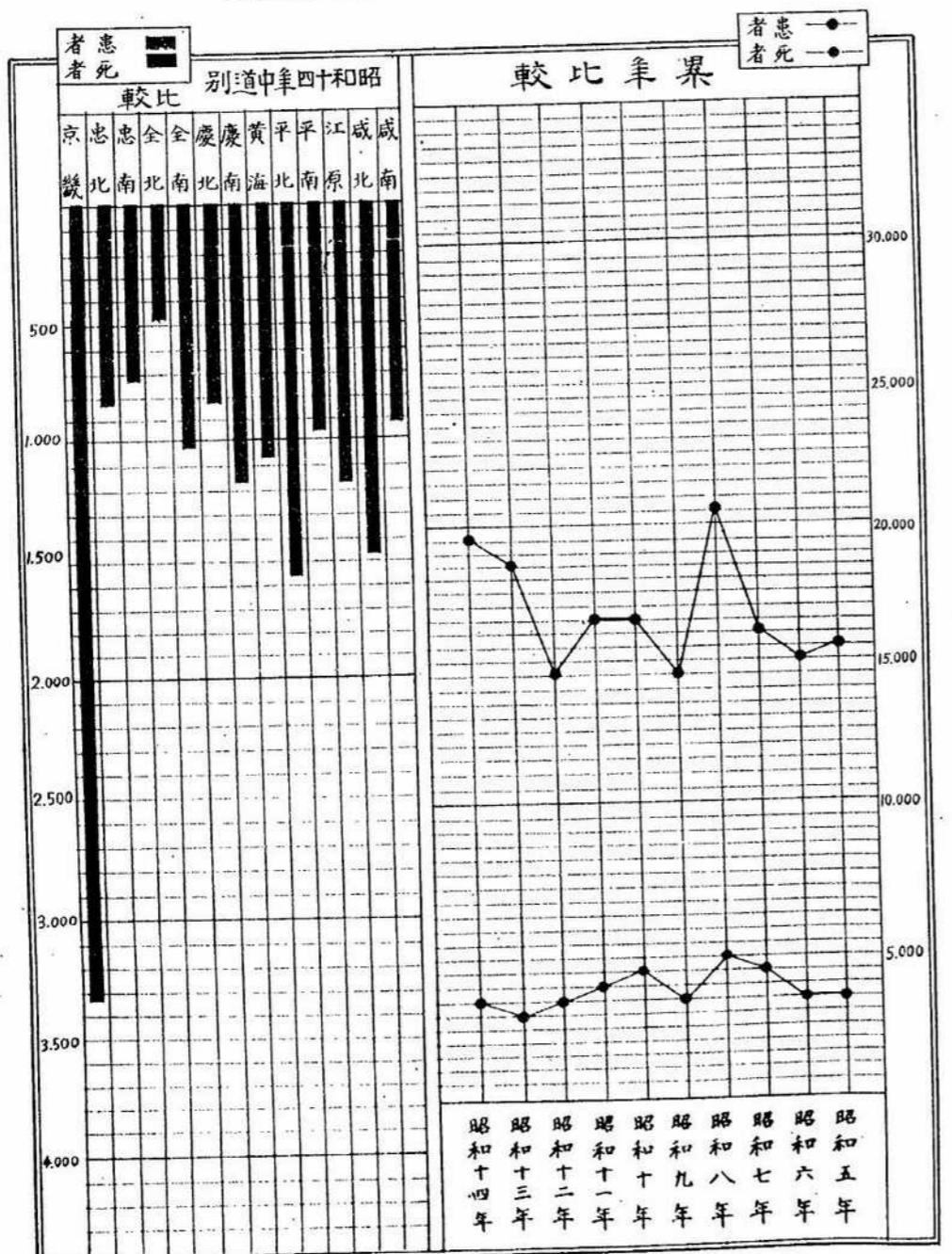
口人及積面持受當人一查巡



件事決即立及舉生並犯機



傳染病患者死反者



朝鮮警察概要 目次

緒 言

第一章 朝鮮警察制度の沿革

一 創始時代 一 頁

二 警察権の委託 二

三 總督府の設置 三

四 制度改正 四

五 現在の警察力 五

第二章 警察機關

六

第三章 警察管轄

七

第四章 警備施設

八

一 警備船

第五章 警察費

第六章 警察職員

一定員	員	二五
現員現給		二六
勤續年數		二七
四年	齡	二八
五年	籍	二九
六年	兵籍關係	二九

第七章 警察官の教養

一	巡查の募集	二九
二	教養機關	三〇
三	教育程度	三二
四	語學能率	三三

第八章 進退賞罰

一	進退	三四
二	職務死傷	三五
三	懲罰	三六
四	賞與	三七

第九章 勤務及生活

一	概況	三九
二	受持	四〇
三	特種勤務	四一
四	休暇	四五
五	生活	四五

第十章 警察官の給與

一	併合前の狀況	五六
二		五六

第十一章 治安狀況

一	併合前の狀況	五六
二		五六

二 併合後獨立騒擾後の状況	五〇
三 最近の状況	五一
四 支那事變下に於ける治安状況	六〇
第五章 國境警備	六四

一 概况	六四
二 匪賊状況	六五
三 警備機關	六九
四 勤務状況	七一

第十三章 犯罪の状況

一 概況	七二
二 犯罪發生及檢舉	七三
三 犯罪即決	七五
四 勤務状況	七一

第十四章 多衆運動

一 勞働爭議	七六
--------	----

第十五章 在外朝鮮人

一 移住の沿革	八〇
二 不逞者の状況	八一

第十六章 内地在住朝鮮人労働者

一 渡航状況	八五
二 出稼労働者募集取締状況	八六
三 就職状況	八七
四 生活状況	八八

第十七章 新聞雑誌出版物並映畫及蓄音機「レコード」の取締

一 新聞雑誌出版物の取締	八九
二 映畫の検閲	九一
三 映畫の取締	九二
四 蓄音機「レコード」の取締	九四

第十八章 諸營業其の他取締

一 銃砲火薬類取締	九四
二 煙火、引火質物其の他危險物取締	九五
三 狩獵取締	九六
四 電氣事業取締	九七
五 原動機取締	九八
六 交通取締	九九
七 宿屋取締	一〇〇
八 料理屋飲食店、藝妓置屋、貸座敷、藝妓、娼妓酌婦の取締	一〇一
九 質屋取締	一〇二
十 古物商取締	一〇三
十一 寄附金募集取締	一〇四
十二 代書業者取締	一〇五
十三 代書業者取締	一〇六

第十九章 市街地計畫

一 適用都市	一〇九
二 昭和十四年中の竣工建築物概況	一一二
三 防空建築規則の公布	一一九

第二十章 警 防

一 防空の概要	一二〇
二 消防機關	一二六
三 機械器具	一二七
四 火炎發生及損害	一二八

第二十一章 經 濟 警 察

一 沿革	一二八
二 指導狀況	二九
三 取締狀況	二九
四 特殊物資の消費規正	二九

第二十二章 衛生施設

一 概況

二 醫療機關

一三二
一三八

第二十三章 防疫

一 傳染病

二 慢性傳染病

一四九
一四五

三 地方病

一四一
一四一

二十四章 藥品、賣藥、阿片及麻藥類取締

一 藥品及賣藥取締

一五六
一五六

二 阿片取締

一五七
一五七

三 麻藥類並麻藥類中毒者の取締

一五九
一五九

第二十五章 家畜衛生機關

一六一
一六一

第二十六章 家畜傳染病豫防

一六三
一六三

第二十七章 移出牛檢疫

一六九
一六九

第二十八章 肉乳衛生

一七三
一七三

一 屠場屠畜取締

一七五
一七五

二 牛乳及山羊乳

一七四
一七四

第二十九章 警察共濟組合

一七七
一七七

一 純興金

一七九
一七九

二 事業成績

一八〇
一八〇

三 純藥部

一八一
一八一

四 金融部

一八二
一八二

第三十章 警察協會

一八三
一八三

◎參考諸表

第一表 新舊警察機關の比較

(一) 警察職員

- (一) 警察職員.....
 (二) 警察官署.....
 (三) 警察職員數.....
 (四) 警察官署.....
 (五) 警察官署.....

第二表 大正八年警察制度改正前後に於ける警察機關の比較

- (一) 警察官員.....
 第三表 警察官署.....
 第四表 警察管轄の一.....
 第五表 警察管轄の二.....
 第六表 警備船成績表.....
 第七表 警察電話架設箇所.....
 第八表 警察諸設備.....
 第九表 累年警察費.....
 第十表 昭和十五年度警察費豫算.....
 第十一表 警察職員定員.....
 第十二表 警察官配置表.....
 第十三表 巡査勤務別配置現員.....
 第十四表 警察官吏勤續年數.....
 第十五表 警察官吏年齢.....
 第十六表 警察官吏年齢.....
 第十七表の一 警察官本籍別(内地人).....
 第十七表の二 警察官本籍別(朝鮮人).....
 第十八表の一 警察官吏兵籍調.....
 第十八表の二 警察官兵籍調.....
 第十九表 巡査採用成績.....
 第二十表 巡査教育程度.....
 第二十一表 警察官語學能率(内地人は鮮語)
(朝鮮人は國語).....
 第二十二表 警察官吏進退及死亡.....
 第二十三表 警察上死傷人員.....
 第二十四表 巡査懲罰(其の一)(其の二).....
 第二十五表 警察上褒賞.....

目 次

二一

第二十六表	巡査精勤證書授與者	四五
第二十七表	文書件數表	四七
第二十八表	巡査一人當面積、戸數、人白	四八
第二十九表	巡査特殊勤務表	五一
第三十表	巡査休暇及缺勤調	五二
第三十一表	巡査家族調	五五
第三十二表	自大正九年間國境三道匪賊狀況表	五七
第三十三表	國境警察官給與狀況	六一
第三十四表の一	犯罪發生件數各道別	六二
第三十四表の二	犯罪檢舉事件數各道別	六三
第三十四表の三	犯罪發生及檢舉數累年比較	六四
第三十五表の一	道別犯罪即決	六六
第三十五表の二	累年別犯罪即決	六七
第三十五表の三	事變前後に於ける刑法犯發生狀況(月別)	六八
第三十五表の四	事變前後に於ける刑法犯發生狀況(道別)	六九
第三十五表の五	事變前後に於ける刑法犯發生狀況(犯罪別)	七〇
第三十五表の六	金密輸出檢舉事件調(年別)	七一
第三十五表の七	金密輸出檢舉事件調(件數入員別)	七二
第三十五表の八	金密輸出檢舉事件調(數量別)	七三
第三十六表	併合以後外國移住朝鮮人累年比較表	七四
第三十六表の一	外國移住朝鮮人調查表	七六
第三十七表	映畫檢閱統計表	七八
第三十八表	銃砲、火薬、煙火等營業者	八〇
第三十九表	銃砲輸移出入許可數量累年比較	八一
第四十表	火藥類輸移出入許可數量累年比較	八三
第四十一表	爆發物漁業檢舉數	八四
第四十二表	交通機關に依る事故調查表	八五
第四十二表の一	交通機關に依る事故調查表(各道別)	八七
第四十三表	自動車事故累年比較	八八
第四十四表	警察諸營業取締表	八九

目 次

二二

第四十五表の一 市街地計畫令關係竣工建築物表(構造別).....	九二
第四十五表の二 市街地計畫令關係竣工建築物表(用途別).....	九六
第四十五表の三 市街地計畫令關係申請届受理件數.....	一〇六
第四十六表 警防團表.....	一〇七
第四十七表 消防器具機械表.....	一〇八
第四十八表の一 火災度數及損害額累年比較.....	一〇九
第四十八表の二 火災度數及損害額表.....	一一〇
第四十九表 火災原因表.....	一一一
第五十表 經濟警察定員表.....	一一三
第五十一表 商工業者との懇談會開催狀況.....	一一四
第五十二表 經濟統制法令違反取締措置並檢舉月別表.....	一一五
第五十三表 經濟統制法令違反取締措置並檢舉件數表.....	一一六
第五十四表 經濟統制に關する取締措置並違反檢舉件數表.....	一一七
第五十五表の一 醫療機關表.....	一一〇
第五十五表の二 醫療機關表.....	一一一
第五十五表の三 醫療機關表.....	一二四
第五十六表 藥品營業者表.....	一二五
第五十七表の一 傳染病患者及死者累年比較.....	一二七
第五十七表の二 傳染病患者及死者道別表.....	一二八
第五十七表の三 傳染病患者及死者月別表.....	一二九
第五十七表の四 人口一萬に對する傳染病患者及死者表.....	一三二
第五十八表 麻藥類中毒者數累年比較表.....	一三五
第五十九表 家畜傳染病.....	一三六
第六十表の一 移出牛.....	一三八
第六十一表の一 屠場數.....	一四〇
第六十二表 牛乳及山羊乳.....	一四一
第六十三表 共濟組合員異動及現在員.....	一四三
第六十四表の一 共濟組合收支科目別調(收入).....	一四五

第六十四表の二 共済組合收支科目別調(支 出).....	一四六
第六十五表 共済組合救濟金給與金給與額.....	一四九
第六十六表 救急箱配備状況一覽.....	一四七
第六十七表の一 金融部貸付金回収状況.....	一五〇
第六十八表の一 組合員結核療養報告調(其の一).....	一五二
第六十八表の二 組合員結核療養報告調(其の二).....	一五三
第六十九表の一 組合員健康診断状況表(其の一)(其の二).....	一五七
第六十九表の二 組合員健康診断状況表(其の三).....	一五九
附	
全鮮警察署名一覽.....	
本府・道廳間里程表.....	

緒 言

朝鮮の面積は二十二萬七百六十九方糸であつて我帝國全土の三割二分強を占め、人口は二千二百八十九萬九千三十八人(昭和十年 国勢調査人口)で我總人口の二割三分を有して居る。而して人口の分布状態は北鮮は非常に稀薄であるが、南鮮は内地の密度と殆んど差異がない。

行政區割は全鮮は十三道(道は郡に相當す)とし、之を十八府二百十八郡二島に分け、郡島を九十一邑(邑は村に相當す)二千二百四十五面(面は村に相當す)に區割してあるが、其の面積は一般に廣く、例へば咸鏡南道の如きは三萬九百七十八方糸を管轄して關東地方一府六縣に匹敵して居る。郡の中には咸鏡北道茂山郡のやうに六千百六十五方糸に亘り略大分縣と等しく、又面にも同道茂山郡三社面の如く二千二百五十四方糸もあり殊んど神奈川縣に等しいものがある。

地勢は長白山脈が東北より西南に連つて北方の國境を擁し、其の一脈は南に延びて平安南北咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成して居る。山脈江東の地は斜面が急峻で大川平野に乏しいが、其の江西は比較的緩斜を爲し處々に平野が多く、鴨綠江、大同江、臨津江、漢江、錦江、蟾津江、洛東江等があり、舟楫の便、灌溉の利に富んで居り

地味は概ね肥沃である。

鐵道は釜山新義州間の半島縦貫線を幹線とし幾多の支線や私營鐵道の敷設を見て其の延長は局線三千八百三十一糺、國有北鮮委託鐵道三百二十九糺二分、私線千二百五十二糺四分、計五千四百十二糺七分に達して居る。而已ならず逐年乗合自動車の發達著しく、各主要都市は勿論最近は國境第一線の所謂國境道路にも連絡して、今や其の延長乗合二萬五千八百七十一糺、貨物二萬二千四百八十九糺五分に達し、尙益々發達の状態にある。

氣候に付ては南北に於て暑氣は其の差が極めて少いが寒氣は大きな差があり、從つて住民の性格上にも自ら相異つたものがある。即ち南鮮は概して溫和で、本州中部地方と殆んど異なるところなく、土地は克く拓けて、民情も穩健なるに反し、北鮮は大陸的氣候の影響を受けて、寒暑の差が甚しく、加ふるに磽礪不毛の地多く交通も未だ充分啓けず、從つて其の民情も素朴剽悍な所がある。

斯く管轄面積は廣大であり、又僻遠未開の地が多いのであるが、警察力の整備に伴ひ諸般の物情は非常に緩和せられ、民心益々新政に頼り、何れも其の生業を勵むやうになつて來たので、曾ては治安の維持に全力を注いで殆んど他を顧る邊のなかつた警察は、今や其の方針を變へて新しい施設の完備に着々と努力しつゝある現況である。併し朝鮮はソヴィエト及滿洲の國境と相接壤して居る關係上ソヴィエトの共產黨員、滿洲の馬匪賊、或は不逞鮮人等の蠢動があり國境の警備は須臾も忽に出來ないの警察とは自ら趣を異にして居る。

第一章 朝鮮警察制度の沿革

一 創始時代

舊韓國政府末期の警察は殆んど權門の爪牙となり誅求を擅にした爲人民は塗炭に苦しみ、弊害百出する状態にあつた。我が帝國政府は明治二十七年警務顧問を推薦しその改革に當らしめたが、外交の消長に因り折角の改革も半途で挫折し、次で露國、佛國等から顧問を招聘したが、之は徒らに政爭の渦中に投ずるのみで、其の後明治三十七年帝國政府が再び推薦した警務顧問によつて著しく刷新改善を見、茲に始めて警察の體を爲すに至つた。

當時我が帝國は領事裁判権を有して居たので、外務省警察官を置いて在留帝國臣民の保護取締に任じて居たが、明治三十八年十一月成立した日韓協約によつて公使館、領事館が廢止せられると共に之を撤廃し、新に統監府理事廳を設置して統監府警察官を配置した。

先之、帝國は其の架設せる電信保護の目的を以て各地に憲兵を駐屯せしめてゐたが、明治三十九年二月之等の憲兵に軍事警察の外、行政警察及司法警察を兼掌せしむることとし、行政警察及司法警察に付ては、統監の指揮を承けしむることに定め、越えて明治四十年十月憲兵は主として治安維持に關

する警察を掌り、其の職務の執行に付ては統監に隸屬し、兼ねて軍司令官の指揮を受け軍事警察を掌ることとなつたので、憲兵及統監府警察官は統監の下に統轄せられ、警備機關は漸次整備の緒に着いたとは言へ、匪徒草賊は尙各地に出没して、良民を剽掠し、剿滅容易ならざるものがあつた。

一 警察権の委託

明治四十年十月帝國政府は統監府警察官を廢し、日本人及朝鮮人に對する警察は韓國政府傭聘の日本警察官をして執行せしめることに改め、次で明治四十三年六月舊韓國政府は公安維持、内外人の生命財産の保護を完うする爲警察機關を統一し且つ制度を改革するの必要を認めたので警察事務の一部を擧げて我が帝國政府に委託することとなつた。茲に内部大臣の補助機關たる警務局、觀察使の補助機關たる警察部及其の統轄に屬する警察署、同警察分署等は之を廢止することとなり、明治四十三年六月二十九日帝國政府は統監府警察官署官制を發布して、警務總長、警務官、警務部長、警視、警部、技師、通譯官、技手、通譯生、警察醫、巡查、巡查補を配置し、統監の直屬下に、中央に警務總監部を、各道に警務部を置いて地方行政機關の外に特立させ、而して警務總長は韓國駐劄憲兵の長たる陸軍將官を充て警務總監部の長とした。

警務總長は統監の命を承けて部務を總理し、警務部長は各道の憲兵隊長たる陸軍佐官を以て之に充

て、警務總長の命を承けて部務を掌理することとし、首都京城は政治的に又其の他特殊の事情もあつて、之を他の地方と同一には律し難いので、警務總長に於て直接警察事務を掌理したのである。

而して警察署長には警視、警部を充て、警察署を置かない地の警察事務は憲兵分隊、同分遣所が警察官署として之を取扱ふことに定められ、從つて憲兵分隊長、同分遣所長たる憲兵將校、准士官、下士は勿論、其の他の憲兵將校、准士官、下士に對し必要に應じ警視又は警部を兼任せしめて居た。斯くして韓國駐劄憲兵の長たる憲兵隊司令官及憲兵隊長は一面統監府警察官として一般警察官を指揮すると共に憲兵も亦統監府警察官の指揮を受けて普通警察及衛生警察事務を掌ることとなつて、軍事警察以外警察と憲兵とは全く其の任務を同うし命令亦一途に出づることとなつたので從來の重複配置がなくなり又各道内の管轄區域は地方の状況に適應するやうに整理して、其の統一と保護の普及とを圖り其の配置は大體に於て鐵道沿線及開港地方には警察官を、軍事警察上必要の地及僻遠の地並に國境地方には憲兵を配置して、事情止むを得ないものゝ外彼此重複を避けて警察事務の能率増進を圖つた。

三 總督府の設置

明治四十三年八月締結せられた韓國併合條約は同年十月一日を以て實施せられたので、統監府を廢

止して新に朝鮮總督府を設置し、統監府警察官署は朝鮮總督府警察官署に改められ、從來各國居留地に存在した居留地警察官は韓國と列國との條約が當然無効となつた結果として撤去され憲兵警察の統合制は當前の現状に鑑み己むを得ざる機宜の施設として依然其の制度を踏襲したのである。

總督府設置以後は一層制度施設の整備に努めて、同年十二月憲兵及警察の管轄區域及職員配置を改正し、從來の集團配置制を分散配置制に改め、數次に亘つて散在制度を實施して、一駐在所の巡査、巡査補を通じて多きは十數名、少きも五、六名を下らなかつたのを内地人巡査一名或は二名の外鮮人巡査補二名乃至四名と改め、越えて大正四年三月には警察官署官制を改正して、警務總監部に於て直接掌理してゐた京城に於ける警察及衛生の事務を京畿道警務部長の權限に移し、尙警務部長の警務部令を發布するに當つては先づ道長官の承認を要することに改正せられ爾來職員の増減、管轄區域の整理及時代に伴ふ諸法規の發布、施設の改善等を加へ警察憲兵の統合制度を實施すること十年に及んだ。

四 制 度 改 正

社會狀態年と共に變遷し、特に歐洲大戰以來急激なる時勢の進展を來した爲、警察憲兵統合制度廢止の聲漸く各地に起り廟議も亦總督政治の根本的革新と共に憲兵を警察執行機關から除き全然普通警察に還元するの必要を認められた。茲に於て、大正八年八月十九日朝鮮總督府官制を改正して總督府

に警務局を置き警察及衛生事務を分掌せしめ、同時に警察官署官制を廢止し、地方官官制を改正して警察權を道知事に移屬し、道に第三部を置き（第三部は大正十一年二月地方官官制の改正に伴ひ警察部と改稱）道事務官を第三部長（第三部長は大正十一年二月地方官官制の改正に伴ひ警察部と改稱）に充て、各府郡道に警察署を設け、警視、警部を警察署長に補し、是等地方官をして警察衛生事務執行の任に當らしめて民衆的警察制度の確立を期し、又警視、警部の下に新に警部補を設け又從來朝鮮人に限り任命した巡查補の階級を廢止して一律に巡查となし、以て警察官吏の待遇を改善した。

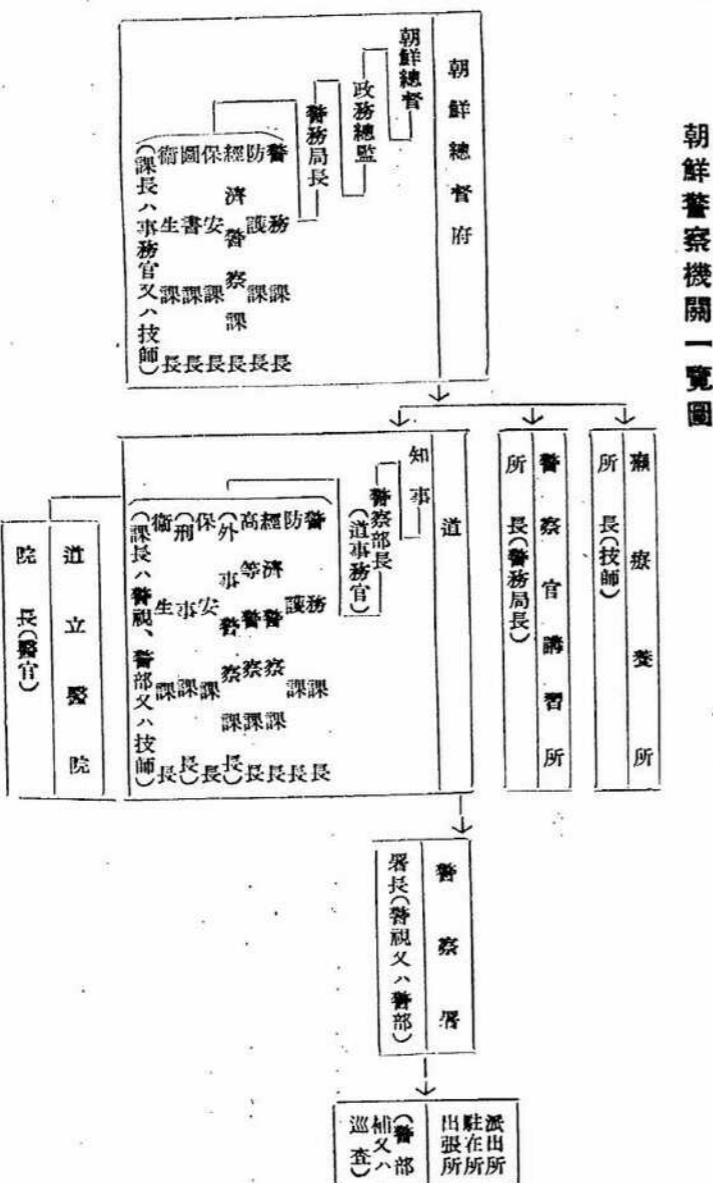
斯くの如く總てが根本的に革新され内地同様の警察制度となつた朝鮮の警察は着々要員の補充に努めて同年十一月四日を以て全部完全に憲兵から事務の引継を受け、茲に始めて名實共に面目を一新したのである。

五 現在の警察力

警察制度の更新と共に管轄區域の整理及時代に伴ふ諸法規の發布、警備電話の増架設、警備船の増置、警察廳舍の新築、被服改善其他從來の施設等に對して幾多の改善を加へ殊に制度改正と同時に警視以下一万五百六十人の警察官を増員したが、改正前の憲兵を警察官と看做しての總員は一萬四千五百一人であつたので差引事實上二千三百八十二人の增加となつた。次で翌大正九年二月には治安維持上警察官署の増設を圖り之に伴ふ職員増加の必要に迫られて警視以下三千二百五十四人を増員し又

第二章 警察機關

警察機關としては、總督府に警務局を置き警務局長以下事務官、理事官、技師、通譯官、屬、技手、通譯生等を配置して警察及衛生の事務を分掌し地方には道を置き道知事之を司り道事務官を警察部長に充て、其の下に警視、技師、港務醫官、獸醫官、警部、屬、技手、港務醫官補、獸醫官補、警部補及巡查等を配置すると共に各府郡島には警察署を、其の下に派出所、駐在所、出張所等を設置して、所要の警察官吏を配置し以て治安の維持並に人民保護の徹底を期してをる。
(第三章)



備考 刑事課は京畿道のみとす
外事警察課は京畿・咸北道のみとす

警察機關

一〇

警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ニ從事シ部下ノ巡査及消防手ヲ指揮監督ス

第十六條ノ二 各府郡島ニ警察署、京城府、釜山府及平壤府ニ消防署ヲ置ク但シ朝鮮總督ハ地方ノ必要ニ應シ別ニ區域ヲ定メテ警察署ヲ置クコトヲ得

警察署及消防署ノ位置及管轄區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ管内ノ警察及衛生事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

消防署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ管内ノ消防事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第十六條ノ四 各道ニ巡査ヲ置ク判任官ノ待遇トス

京畿道、慶尙南道及平安南道ニ消防手ヲ置ク判任官ノ待遇トス

消防手ハ消防署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス

巡査及消防手ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(三) 朝鮮總督府事務分掌規程抄錄

第十一條 警務局ニ警務課、防護課、經濟警察課、保安課、圖書課及發破技術員養成所、衛生課ヲ置ク

警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 行政警察ニ關スル事項

二 警察區割立警察職員ノ配置及服務ニ關スル事項

三 警衛及警備ニ關スル事項

四 警察ノ被服及銃器彈藥並附屬品ニ關スル事項

五 警察官吏及消防官吏ノ功勞記章ニ關スル事項

六 國境警備警察職員及遣族一時金ニ關スル事項

七 兵事ニ關スル事項

八 警察共濟組合ニ關スル事項

九 發破及火藥ニ關スル調査研究並指導ニ關スル事項

十 局内他課ノ主管ニ屬セサル事項

發破技術員養成所ニ於テハ發破技術員ノ養成ニ關スル事項ヲ掌ル

防護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 防空ニ關スル事項

二 消防及水防ニ關スル事項

經濟警察課ニ於テハ經濟警察ニ關スル事務ヲ掌ル

保安課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 高等警察ニ關スル事項

二 勞働者募集取締ニ關スル事項

三 外事警察ニ關スル事項

圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 新聞紙、雜誌及出版物ニ關スル事項

二 著作権ニ關スル事項

三 檢閱ノ新聞紙、雜誌及出版物保存ニ關スル事項

四 活動寫眞「フィルム」ノ檢閱ニ關スル事項

五 活動寫眞映畫ノ取締ニ關スル事項

六 著音機「レコード」ノ取締ニ關スル事項

衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

衛生機關

警察機関

一一二

- 一 公衆衛生ニ關スル事項
- 二 醫師、歯科醫師、薬剤師、醫生、産婆、看護婦及補療施衛生ニ關スル事項
- 三 藥品及賣藥ニ關スル事項
- 四 病院ニ關スル事項
- 五 入出、理髮、按摩及針灸衛營業ニ關スル事項
- 六 墓地及埋火葬ニ關スル事項
- 七 家畜傳染病豫防ニ關スル事項
- 八 移出牛檢疫ニ關スル事項
- 九 瘡瘍癆所ニ關スル事項
- 一〇 家畜醫師及家畜衛生ニ關スル事項

(四) 朝鮮總督府道事務分掌規程抄錄

- 第四條 警察部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 警察ニ關スル事項
 - 二 衛生ニ關スル事項
 - 三 警察文書ノ往復、記錄、編纂及保管ニ關スル事項
 - 四 警察職員ノ進退、賞罰其ノ他身分ニ關スル事項但シ判任官以上ノモノヲ除ク
 - 五 兵事ニ關スル事項
 - 六 防空ニ關スル事項
- 第五條 各課ニ課ヲ置クコトヲ得
課ノ廢置ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ道知事之レヲ定ム

第六條 各課ノ分掌事務ハ道知事之ヲ定ム

(五) 朝鮮總督府委任事項規程抄錄

- 第二條 各局長、官房部課長首席秘書官及審議室首席事務官ハ左ノ事項ヲ專行スヘシ
 - 一部下職員ノ勤務ノ指定但シ課長及之ニ準スヘキ者ヲ除ク
 - 二 部下職員及其ノ主管ニ屬スル官署ノ長ノ請假ノ許否除服出仕命令及官吏服務紀律ニ依ル頼出ノ許否但シ京城帝國大學總長及道知事ヲ除ク
 - 三 部下職員ノ滿洲國及支那ヘノ出張命令但シ課長ヲ除ク
 - 四 部下職員ノ進退及賞與
 - 五 部下職員ノ進退及賞與
 - 六 事業費所屬備人ノ進退及賞與
 - 七 一件ノ金額一萬圓以下ノ國庫補助
 - 八 別ニ決裁ヲ受ケ内示シタル國庫相助ノ執行但シ補助金額等ニ變更アル場合ヲ除ク
 - 九 补助工事設計ノ變更但シ之カ爲補助金額一萬圓(農林局長ニアリテハ三萬圓)ヲ超エル場合ヲ除ク
 - 十 繼續工事ニ屬スル年度内實施計畫ノ決定及其ノ變更
 - 十一 一件ノ豫定價格又ハ評定價格二千圓以下ノ財團法人基本財產處分ノ許可
 - 一二 法人ノ定款變更ノ認可
 - 十三 報告及届書ノ處理但シ重要ナルモノハ即時總督ノ閲覽ニ供スヘシ
 - 十四 事務上定例アルカ又ハ輕易ナル事項ニ關スル諸願、照會、回答、通知及請調及具申ニ對スル措置
- 第九條 警務局長ハ左ノ事項ヲ專行スヘシ
- 一 警務機関

一一三

警察機關

一四

- 一 朝鮮總督府警察官講習所規程第五條第二項ノ規定ニ依ル承認
- 二 警察官吏ニ協力援助シ因リテ死傷シタル者ニ對スル昭和二年勅令第九號ニ依ル給與但シ給與金額五百四十超ニルモノヲ除ク
- 三 警察官吏ノ道外應援派遣
- 四 警察官吏ノ被服及帶具ノ調製、給與及貸與
- 五 銃器彈藥ノ配備
- 六 普通火薬類製造取締規則第五條及第六條ノ規定ニ依ル命令及許可並ニ第五條ノ二ノ規定ニ依ル検査
- 七 銃砲火薬類取締令第一條第二項ノ規定ニ依ル許可及第十四條ノ規定ニ依ル處分
- 八 銃砲火薬類取締令第九條、同施行規則第三條ノ規定ニ依ル制限
- 九 銃砲火薬類取締令施行規則第三條ノ検査及同第二十六條ノ許可
- 十 引火質物貯藏所取締規則取扱手續第五條ノ規定ニ依ル指令
- 十一 火薬販賣營業ノ許否及火薬類ノ輸出許可ニ關スル指揮
- 十二 寄附金募集ノ處理及三萬圓以下ノ寄附金募集ノ許可
- 十三 朝鮮市街地計費令施行規則第三十三條ノ規定ニ依ル認可
- 十四 開港内ニ於ケル船舶航行ノ取締
- 十五 警察官講習所ノ講習科及教習科ノ修業期間短縮ノ稟申ニ對スル指令
- 十六 勞働者募集取締規則第七條ノ規定ニ依ル處分並ニ同取扱手續第二條、第十條及第十四條ノ規定ニ依ル指令
- 十七 出版物ノ取締ニ關スル事項
- 十八 新聞紙ノ取締ニ關スル事項但シ新聞紙發行許可、停止及禁止處分並ニ新聞紙發行認可、停止及認可取消處分ヲ除ク
- 十九 活動寫眞映畫取締規則第七條ノ規定ニ依ル強制上映及第九條ノ規定ニ依ル輸移出許可
- 二十 活動寫眞「フィルム」檢閲規則ニ依ル檢閲
- 二十一 昭和八年五月朝鮮總督府令第四十七號舊普機レコード取締規則ニ依ル舊普機レコード取締ニ關スル事項
- 二十二 醫師、醫生、齒科醫師、入齒營業者、藥劑師、農業、獸醫師及獸醫藥ノ免許但シ再免許及禁止ノ解除ヲ除ク
- 二十三 入齒營業取締規則第八條ノ規定ニ依ル處分
- 二十四 醫師免許證、醫生免許證、齒科醫師免許證、藥劑師免許證、獸醫師免許證及獸醫藥免許證ノ書換又ハ再下附
- 二十五 朝鮮產婆規則第一條第三號ノ規定ニ依ル指定
- 二十六 朝鮮產婆學校及產婆養成所指定規則第十條ノ規定ニ依ル處分
- 二十七 朝鮮看護婦規則第一條第三號ノ規定ニ依ル指定
- 二十八 朝鮮阿片取締令第三條ノ規定ニ依ル罂粟栽培區域ノ指定及朝鮮阿片取締令取扱手續第二條第一號ノ規定ニ依ル指定
- 二十九 朝鮮麻藥取締令第一條第一項第十二號、同條第二項及第三條ノ規定ニ依ル指定
- 三十 麻藥元賣捌人ノ指定及指定ノ取消
- 三十一 朝鮮麻藥取締令第五條ノ規定ニ依ル許可及同令第十條ノ規定ニ依ル處分
- 三十二 消毒藥品檢定ノ處理
- 三十三 傳染病豫防令第十九條ノ規定ニ依ル認可
- 三十四 傳染病豫防費補助內規第一條第二項ノ規定ニ依ル認可
- 三十六 朝鮮家畜傳染病豫防令施行規則第二十四條第二項ノ規定ニ依ル藥品ノ指定
- 三十七 移出牛檢疫所ニ於ケル牛ノ飼養管理及船舶搭載ノ料金認可
- 三十八 大正十二年朝鮮總督府令第六十三號（船舶法第一條等ノ日本船舶ノ不開港出入ニ關スル件）第一條ノ規定ニ依ル寄港地ノ指

定

三十九 色ニ朝鮮汚物掃除令及同令施行規則ノ準用ニ關スル指揮

四十 朝鮮警察協會支部後援會ノ一萬圓未滿ノ借入ノ許入

(六) 朝鮮總督府所屬官署委任事項規程抄錄

第一條 各官署ノ長ハ特ニ規定スルモノヲ除クノ外本規程ニ依リ專行スヘシ

第二條 各官署ノ長ハ左ノ事項ヲ專行スヘシ

一 部下職員勤務ノ指定但シ道ニアリテハ部長ニ除外

二 部下職員ノ請暇ノ許否除服出仕命令及官吏服務紀律ニ依ル願出ノ許否

三 部下及所轄職員ノ内地、鮮内、滿洲國及支那ヘノ出張命令但シ道ノ部長ノ滿洲國及支那ヘノ出張命令ヲ除外

四 試験費概算十圓未滿ノ民事訴訟ノ提起

第五條 道知事ハ左ノ事項ヲ專行スヘシ

一 部下及所轄職員ノ死亡賜金手當及諸給與

二 所轄職員ノ勤務ノ指定但シ道立廳院長、府尹、郡守、島司及警視タル警察署長ヲ除外

三 所轄職員ノ勤務ノ指定但シ道立廳院長、府尹、郡守、島司及警視タル警察署長ヲ除外

四 被章條例第八條第二項ノ規定ニ依ル千圓未滿ノ寄附ニ對スル褒狀ノ賜與

五 警察官派出所及警察官駐在所受持區域ノ設定

六 巡査定員配置

第七條 前各號ノ規程ニ依リ委任セラレタル者ハ專行事項ニ比シ輕易ナル事項ヲ各專行スヘシ

第八條 專行事項ト雖重要ナルモノハ意見ヲ具シ總督ノ決裁ヲ受クヘシ

第九條 專行事項ニシテ總督府名又ハ總督名ヲ以テ施行スヘキモノハ豫メ定例ヲ作リ總督ノ承認ヲ受クヘシ

第三章 警察管轄

警察管轄は行政區域を基礎として一府郡に一警察署を設置するのを原則として居るが、地方の事情に依つて二警察署以上を設置してある處もあり現在二百三十八の府郡島に對し二百五十五の警察署を置き、府郡島數を超過すること十七箇所となつて居る。而して各署とも其の管轄面積は内地其の他の各地に比して廣大で、千五百方糸^(七百五十)以上のもの二十八箇所あり、就中咸鏡南道豊山警察署の如きは三千九百二十六方糸^(二千五百)にも涉つて居る。又三百方糸^(一百五十)以下のものも九十二箇所あつて咸鏡北道訓戎警察署の如く僅か百五十四方糸餘^(四百)に過ぎないものもあるが、一警察署の平均面積は約八百七十九方糸餘^(七百五十)に當つて居る。

尙前述の豊山警察署は山岳重疊の高山地帶であり、訓戎警察署は滿洲國琿春と相對峙して居り國境警備上の關係にあるものである。又人口戸數は一般に稀薄で一警察署の平均受持人口は八萬八千三百三十四人であり此の内十五萬人以上を管轄する警察署は全鮮に二十四箇所あるに過ぎぬ。而して僅かに二萬未滿のものが十一箇所あるが咸鏡北道の國境地方が最も稀薄である。

警察署の管内には警察官派出所、同駐在所及出張所を設置し、派出所は警察署所在地に、駐在所は警察署所在地外に置き大體一面一駐在所として居るが、土地の情況に依つては一面に二箇所以上設置

して居る處もある。出張所は國境地方の警備、又は鐵道工事其の他特に警戒を必要とする特種の事情に依り道知事が必要と認めた場合臨時に設置するものである。而して駐在所は現在全面數二千三百三十六邑面に對して二千三百八十二箇所あり又市街地を除く各警察署は所在地面を直轄してゐるので大體に於て一面一駐在所となつて居る。又派出所は二百八十五箇所あり出張所は二百箇所ある。駐在所、出張所の負擔面積は一般に廣大で、咸鏡北道三長警察署農事洞駐在所は千四十八方糸^(方里)（六町）同延社警察署水砧駐在所、三社駐在所、延岩駐在所は各六百四十七方糸^(方里)（四町半）をして面積四百六十二方糸^(方里)（五町半）以上に亘るもののが平安北道、江原道に各五箇所あり、咸鏡南北道にも亦多數あるが之等は何れも管轄面積の廣大なる割合に人口は稀薄である。（第三、四五）

第四章 警備施設

一 警備船

明治四十二年全羅南北道に於て暴徒の大討伐を行つた際其の掃蕩に漏れた匪徒は竊に海岸島嶼に逃れて海賊の群に投げ各島嶼に出没して漁業者を壓迫し或は島民の財物を掠奪する等其の暴虐が甚しかつたので、之が鎮壓取締の爲舊韓國政府は我が統監府に警備船十隻、巡羅船六隻の急造及船員の雇入方を依頼して來たので我が統監府は之に應じ、同年九月同船の竣工と同時に警備船は警務局の所管とし全羅南道木浦及麗水に水上警備所を、全羅北道萬浦に水上出張所を設け、南は慶尙南道釜山より北は忠清南道安眠島に至る海岸及海面の警備に當らせ、他の六隻は、稅關の所屬として仁川以北の密漁船竝密輸入の取締に併用することとした。これが即ち水上警察の濫觴である。此の海賊は年數ならずして其の跡を絶つたが、此の間偶々同四十三年十二月南滿洲に黒死病が猖獗を極め、其の防疫警戒等は一日も忽にすることが出來なかつたので、應急の措置として數次陸軍省から船舶を借りて朝鮮沿岸及鴨綠江等の防疫に當らせ又其の後交通が啓けるに隨つて益々沿岸水上警備の必要に迫られた爲、或は海軍省所管船の保管轉換を受け、或は汽船を新造して其の充實を期した。現在は汽船四隻發動機船十八隻を主要港湾二十箇所に配置してあるに過ぎぬ。尙水上警察署は釜山のみで、其の他は所在の陸上警察署が水上警備の事務を管掌して居る。

斯くの如く警備船は初め主として海賊及暴徒の掃蕩に使用して居たが、海運の發達漁業の振興につれて水上警備は逐年益々複雜となつて、其の出動を必要とすることも多くなり、殊に國外不逞の徒は國境地方の警備が嚴重綿密となつた爲に、小型帆船又は支那の戎克船を利用して鮮内侵入を企てる傾向が顯著となつて來たので、之が警戒に付ては至大的の注意を要するものがある。然るに現在の警備船の多くは小型船である爲風波に抗して遠く外洋に出で充分な活動が出來ぬ關係上沿岸警備に遺憾の點

が多く之が警備の完璧を期するには、大型汽船を必要とするが、経費の關係から未だ其の建造の運びに至らぬ状態にある。

又國境警備用として現在吃水の浅い小型發動機船及「プロペラ」船各一隻を配置してゐる。(不六枚)

一一 警備電話

明治四十年七月の政變に暴民各地に蜂起して我國の管理に屬して居た電信、電話線を切斷し電柱を折倒する等被害甚大であつたので韓國府政は之が鎮定上緊急の措置として十三萬餘圓を支出して被害線路の復舊を兼ねて時局上必要な電線を架設した。其の後此の暴徒は守備隊、警察、憲兵等の威力に依つて漸次敗退壞滅するに至つたが、其の殘黨は分散して土匪草賊の徒と化し各地に出没して地方良民に慘害を加へるもののが渺くなつた。然し當時は通信交通の便極めて乏しかつた爲容易に之を殲滅するに至らないので、我統監府は各地通信網の整備を圖ることが暴徒掃蕩上は勿論、警察保安上最も緊急なるを感じ韓國政府の事業として各地警察署間に警備電話線路を建設し、兼ねて之を守備隊、憲兵隊及郵便局所間に及ぼして通信の利便を圖つたのが警備電話の濫觴である。

而して日韓併合と同時に警務總監部に於て警備電話を管理し併せて之が充實の諸計畫を實施したので大正八年七月(正度政)其の延長六千四百六十八糸餘となつたが、同年の獨立驅擾事件の際通信機關尙

不備の爲警察及憲兵は各地に於て孤立の状態に陥り豫期しない惨状を蒙つたのに鑑み更に通信網の完備を計畫し大正九、十年度に於て經費二百餘萬圓を投じて京城を中心とする釜山、新義州、咸興公州、清州に通ずる長距離警備専用電話線を架設したのを始めとし其の後漸次各主要地に警備専用線を架設し昭和十四年末に至り其の延長二萬三千九百餘糸に達し各道警察部に對し警務局より直接通話出来る様になつて居るが此等と雖回線は何れも接續箇所多く漸次通信輻輳の爲緊急通話も往々時機を逸する場合等も少からず又警察署中警備電話の架設なきもの尙三十二署あり之が爲め別に地方有志の援助等に依て慶南、全南、江原、黃海の各道を始め平北、咸北、慶北、咸南、平南の各道に於ても警察專用電話の施設に着手し昭和十四年末現在に於て其の延長約二萬糸に達し之れに依り連絡し得たる警察署駐在所、其の他派出所、出張所千三百三十箇所、大に警察通信の改善を見ることとなつたが抑も警備電話網は曾て直通信網が甚だ稀薄なる過渡期に於て甚しく回線を酷使し重要回線に對しても沿線多數の署名を接続したる爲め其の能率を著しく阻礙せられ居るを以て將來斯る回線の施設改善は警備能力を増大せしむる上に於て極めて緊要とする所である。

第五章 警察費

併合當時即ち明治四十三年には警察費二、八九六、〇〇〇餘圓、憲兵補助員費一六三、〇〇〇餘圓(朝鮮)

人憲兵補助員に要する経費）合計三、〇五九、〇〇〇餘圓であつたが明治四十四年普通警察事務に従事する憲兵に對する経費も警察費負擔となし特別會計にて年額三〇、八〇〇餘圓を計上し制度改正迄之が續いた。

而して警察費は逐年増加し大正七年度には警察費四、三五七、〇〇〇餘圓、憲兵費二、四六九、〇〇〇餘圓、憲兵補助員費一、一七七、〇〇〇餘圓計八、〇〇三、〇〇〇餘圓となつたが大正八年度に警察制度の大改正行はれ憲兵警察制度廢止となりたるが之に伴ひ警察官の増員其の他により八、七五〇、〇〇〇餘圓の増額を見豫算總額一六、七五四、〇〇〇餘圓となり同九年度には更に七、一〇〇、〇〇〇餘圓の増額あり總額實に二三、九四八、〇〇〇餘圓にして著しく膨脹を見た蓋し此の著しい増額は當時の状況として己むを得ざるものであつて世態の變遷に伴ひ更に警察諸施設は擴充の必要に迫られ諸經費の増額を緊要とせるが豫算關係上客れられなかつたのみならず同十年度は一、八九四、〇〇〇餘圓減額せられた同十一年度には國境警察官の増員に要する経費其の他にて二九〇、〇〇〇餘圓增加されたが其の後行政整理等の爲同十二年度一八〇、〇〇〇圓同十三年度九〇、〇〇〇圓十四年度二、三〇〇、〇〇〇圓の大減額あり同十五年度に至り國境警備其の他に依り九二、〇〇〇圓昭和二年度には待遇改善に伴ひ三四、〇〇〇圓同三年度には思想取締其の他に依り一八五、〇〇〇圓同四年度には衛生防疫費其の他にて六八八、二〇〇圓の増額を見同五年、六年、七年には整理節約あり同九年には病院費の削減あり累

年減額されたる爲其間内容に於て多少の増額ありたるものあるも同十一年度は總額二〇、七〇〇四一二圓となり同十二年度に於ては朝鮮人巡査其の他の待遇改善、北釜山、平壤船橋兩警察署の新設、巡查教習生定員制新設其の他に依り七〇九、一六九圓同十三年度は新設驛取締、防空法施行、衛生防疫、請願巡查増員其の他により四六〇、一九一圓、同十四年度には新設驛取締、巡查教習生定員増、建築取締、火薬取締、航空加俸制度實施、警察專用電話維持費増、阿片取締、畜牛結核豫防令制度及移出生檢疫用船舶設備其の他等に依り三七九、五一五四の増加となり總額二一、六一九二八八圓となつたが昭和十五年度に於ては左記の通り増減額せられて現在二二、六七五、二二一圓となつてゐる

記

昭和十五年度増額内訳

- | | |
|------------------------|----------|
| 一 警部補、巡查特別技能手當支給に要する経費 | 三四、五三六四 |
| 一 新設驛取締に伴ふ警備力の補充に要する経費 | 一四六、九八〇四 |
| 一 兵事事務增加等に伴ふ経費 | 八四、六一七四 |
| 一 建築取締職員増員に要する経費 | 一八、一七六四 |
| 一 京畿道刑事課鑑識事務充實に要する経費 | 四、〇六六四 |
| 一 巡査被服費不足額補足 | 一一二、八五四四 |

- 一 咸鏡北道内防空通信用電話架設に對する維持費 八、二六四圓
- 一 寄附採納に係る警察專用電話維持費 八九、七二三圓
- 一 警防機構の擴充に要する經費 九八、五四四圓
- 一 地方廳に於ける防空訓練並防空講習會に出席に要する經費 三〇、二六四圓
- 一 外國人取締に要する經費 一三、〇四三圓
- 一 阿片取締に要する經費 一五三、二六四圓
- 一 衛生試驗並藥品賣藥取締に要する經費 七、六二〇圓
- 一 多獅島開港に伴ふ海港檢疫施行に要する經費 七、二四一圓
- 一 獸醫務嘱託を防疫、檢疫、獸醫と爲すに要する經費 八、八三九圓
- 一 炭疽豫防に要する經費 五、一二〇圓
- 一 鼻疽豫防に要する經費 一二五、九一九圓
- 一 朝鮮牛結核豫防令實施に伴ふ經費 一八、六九四圓
- 一 賞與計上に要する經費 一一五、九五五圓
- 一 朝鮮人警部、警部補俸給定率變更に伴ふ經費 四、〇二五圓
- 一 待遇官吏俸給定率改正に伴ふ經費 一八七、四〇九圓

三、二七二圓
七、四六三圓

第六章 警察職員

一定員

朝鮮は併合以來警察憲兵統合制度を實施し、大正八年には警察官六千三百二十二人、憲兵八千百七十九人、計一萬四千五百一人であつたが、同年八月普通警察制度が實施せらるゝに當つて警視内地人八人、朝鮮人五人、警部内地人百二十一人(但し朝鮮人警部に十二人は派員す)、警部補内地人五百九十六人、朝鮮人二百六十六人、巡查内地人四千八百二十八人、朝鮮人四千七百四十九人、計一萬五百六十人を増員して憲兵を警察機關から除いたので事實上は二千三百八十二人の増員となつた。然し尙治安維持上警察官署の增設並に職員增加の必要に迫られたので、大正九年二月警視以下三千二百五十四人を同十一年國境憲兵減員に對する補充の爲に警視内地人一人、警部内地人八人、警部補内地人十二人、巡查内地人六百人計六百二十一人を増員し、總計二萬七百五十八人の定員を算するに至つたが、同十二年四月行政整理の爲警視内地人一人、警部内地人八人、警部補内地人十二人、朝鮮人六人、其他巡查を合して百二

十四人を減員し、更に同十三年十二月の行政整理に警視以下二千百八十九人の減員を見たのである。其後思想取締、兵事事務、事業勃興に伴ふ取締並支那事變の勃發に伴ふ各種取締等の爲に増員し數次の増減員が行はれ昭和十四年末現在の總員は警察部長以下二萬三千二十七人となつて居る。

今之を配置部署所別に觀ると道警察部定員は警察部長十三人、警視三十六人、警部百十六人、警部補二百二人、巡查部長三百六十九人、巡查六百十二人、計一千三百三十五人、警察署定員は警視三十三人、警部三百六十人、警部補六百三十五人、巡查部長一千六百十四人、巡查六千百三十七人、計八千七百七十九人、派出所定員は巡查部長二十七人、巡查一千五百二十二人、計一千五百五十九人、駐在所定員は警部補五十一年、巡查部長二千二百九十八人、巡查六千九百五十七人、計九千三百六人、出張所定員は巡查部長八十二人、巡查七百十五人、計七百九十七人で、部署所別配置定員の比は警察部六%一、警察署四〇%三、派出所七%〇、駐在所四三%一出張所三%六の割合である。

此の外警察事務に從事して居る者は警務局に警務局長以下事務官、技師、通譯官、屬、技手、通譯生等九十九人各道に技師、港務醫官、獸醫官、港務醫官補、獸醫官補、屬、技手等百十四人計二百七十五人である。(表第十一)

二 現 員 現 給

昭和十四年末現在の警察官の現員（請願配置の者を除く）は一萬九千八百四人、警察部長十三人、

警視内地人、六十二人、朝鮮人八人、警部内地人三百七十三人、朝鮮人七十一人、警部補内地人六百五十人、朝鮮人百十七人、巡查、巡查部長内地人一萬六百五十一人、朝鮮人七千八百五十九人、計内地人一萬千七百四十九人、朝鮮人八千五十五人である又巡查の勤務別配置現員は内勤三千六百三十八人、外勤一萬三千三百八十八人、刑事千百十三人、特務四百三十五人、教習生二十五人であつて總現員に對する比率は内勤一九%六、外勤七二%一、刑事六%、特務二%三である。(表第十三)

現員に對する俸給平均月額は警視内地人百四十圓四十六錢、朝鮮人百四十二圓三十九錢、警部内地人六十九圓十六錢、朝鮮人七十四圓四十四錢、警部補内地人四十九圓七十三錢、朝鮮人五十圓四四錢、巡查内地人四十二圓四十一錢、朝鮮人四十一圓九十三錢であつて内地人には右外四割乃至八割の加俸を支給せられて居るが本俸のみを内地各府縣の平均俸給額に比較すると警部、警部補は約一割弱巡查は一割強の低給となつて居る。(表第十四)

三 勤 繢 年 數

現在の警察官の中制度改正前からの勤続者又は制度改正の際各府縣からの出向者は比較的少く、多くは制度改正後退職者補充の爲新規に採用した者である。昭和十四年末現在に於て一年未満の者二千五十二人以上二年未満の者三千五百三十九人、二年以上五年未満の者四千六百八十四人、五年以

上十年未満の者五千五百四十七人、十年以上十五年未満の者三千百二十六人、十五年以上の者一千八百二十二人といふ現況である。(表第十五)

四年 齡

警察官の中警視の年齢は五十年以上、警部は四十年以上五十年未満の者最も多く、現員に對し警視は五二%一、警部は六七%四である。其の他は總べて四十年未満の者が大部分を占めて居る、即ち内鮮人を通じて警部補は七三%四、巡査は四四%八、を示して居り、殊に五十年以上の者は警視以下僅に二百二十八人で總員の一%一である。即ち朝鮮の警察官は殆んど四十年未満の壯者を以て充されてゐると言ふ状況である。(表第十六)

五年 本籍

内地人警察官は熊本縣出身最も多く其の數一千八十二人に上り、鹿兒島縣の千五十九人之に亞ぎ福岡縣の九百六十三人と云ふ順位で、大體に於て九州、中國方面の出身者が多數を占め、之に反し近畿、北海道方面は其の數少く、最も少きは樺太の二人、北海道の二十四人と云ふ順序である。

又朝鮮人警察官の本籍地別人員は平安北道の九百三十六人、京畿道の七百九十五人、慶尙北道七百

六十人の順序で、概ね其の本籍地の道に勤務して居る。(表第十七)

六 兵籍關係

警部以下の内地人警察官現員一萬一千六百七十四人中兵籍關係を有する者は陸軍七千百八十人、海軍三百四十八人、合計七千五百二十八人で、現員の六割四分に當つて居り、殊に國境第一線の勤務に從事する警察官は其の九割迄が兵籍關係を有すると云ふ實狀である。

斯様に多數の兵籍關係者を有することは警察官の採用に際し身體強健で思想健實な者を求むる關係上勢ひ在郷軍人より採用せらるる者が比較的多いのに基因するものである。

而して之を兵役別に區分すると現役歸休三人、豫備役二千百三十人、後備役二千八百七十六人補充兵役二千五百十八人であり、内將校百二十八人、准士官十六人、下士官八百二十五人、兵四千九十三人、未教育第一補充兵一千三百六十六人となつて居る。(表第十八)

第七章 警察官の教養

一 巡査の募集

全鮮に配置する内地人巡査の募集は警察官講習所で行ひ、朝鮮人巡査の募集は各道の警察部で夫々

警察官の教養

行つて居る。

内地人巡査は警察官講習所で毎月一回(第三回)採用試験を施行し或は内地の三縣乃至四縣を一募集區域と定めて、権要の都市を試験場所に選定し、募集官を派遣して採用試験を施行し毎期約二百名位を採用し入所教習せしめて居る。

又朝鮮巡査は各道警察部で採用試験を行ふ外志願者の便宜上必要の警察署に試験を委託し其の道の缺員に應じて採用人員を定め教習を行ふのである。

而して其の採用成績を見るに昭和十四年中の内地人志願者五千三十五人中一千九百五十四人を採用し其の採用率は三八%八に當つて居り、朝鮮人志願者七千八百三十九人中採用者七百五十三人で其の採用率は九%四に當つて居る。尙上記以外各道の特別採用者は内地人四十七人、朝鮮人二十四人である。(表記照)

一 教 養 機 關

警察官吏の教養機關としては京城に警察官講習所があり各道に巡査教習所がある。

明治三十八年一月警務顧問時代に韓人巡檢(巡査)の教養機關として始めて京城に警務學校の創設を見たが明治四十一年十一月顧問制度と共に廢止し内部警務局に新に警察練習所を設置して主として内地

人巡査の教養訓練につとめて來た其の後警察憲兵の統合時代には警務總監部の一分課とし警官練習所と改めて所長以下の教官は概ね總監部員中より兼務させ一期定員五十名の内地人巡査の教習及警部以上に對する短期の教養を實施して來たのであるが、大正八年八月制度改正と共に新に朝鮮總督府警察官講習所官制が發布せられ現在所長以下教授三名、助教授六名、書記二名、其の他講師、嘱託等の職員を置いて教務に當らせて居る。

現在の警察官講習所では講習科と教習科との二科を置いて、講習科は更に本科と別科に分け、本科は各道知事の推薦によつて現に監督者である者又は將來監督者たるべき者約三十名を選抜して毎年一箇年以内を一期とする長期講習を行ひ、別科は刑事、會計、兵事、語學、原動機又は銃砲火薬等特殊の實務を教養する爲隨時各道より必要の人員を召集して短期講習を行ふ。教習科は初任内地人巡査に對し四箇月を一期として、毎期三百五十名を收容し専ら人格の陶冶と實務の教習に努めて居る。

又各道の巡査教習所は警察部に置いて、初任朝鮮人巡査に三箇月乃至四箇月の教養を行つて居るが教官は警察部職員を以て之に當らしめて居る。

初任巡査に對する教習科目は普通訓育、法學大意、警察法、刑事法、衛生大意、消防、朝鮮事情(内地人に対する)、語學(内地人には朝鮮語)、警察實務、點検、禮式及操練、武道等で、教習中は全部寄宿舎に收容して紀

尙現に實務に從事してゐる警察官に對しても警察官教養規程に依つて法令、普通學、語學、實務講習、修身訓話、操練、武道、捕縄術、水泳及操船術等に付て理論を避け實務を主として、各階級に應じ職務執行上必要なものを一週四回四時間以上教養して居る。

此の外警察協會は毎月警務彙報を發刊して、教養の資に充て、又各道に於ても同様の修養冊子を發刊し或は巡回文庫を設置して、新聞雜誌の講讀獎勵、自修促進の試験施行等各種の施設を爲し教養の徹底を圖つて居る。

三 教育程度

巡査の教育程度は内地人は小學校卒業者が大部分で總員一萬六百九十三人中七千九百六十人、即ち總員の約七三%に相當し中學校中途退學者は七百七十一人、同卒業者は一千八百十六人、高等程度以上の學校の中途退學者は四十六人、同卒業者は八十三人で、尙小學校を卒業せざる者が十二人である。又朝鮮人巡査も普通學校卒業者最も多く總員七千八百九十八人中六千五百二十八人、即ち總員の約八二%六を示し高等普通學校中途退學者は六百十一人同卒業者は五百五十人高等程度以上の學校の中途退學者は十六人及同卒業者は四十四人で普通學校を卒業せず又は通學せざる者五十七人、即ち總員の約〇、七%である。要之巡査の教育程度は内鮮人共に逐年向上的傾向にある。(第二十)

四 語學能率

内地人警察官の朝鮮語の修得は最も必要な事項である爲、警察協會は「鮮語必携」と云ふ小冊子を發刊して警察官の自習の便に供し、又特に朝鮮語に限り教養時間を定めて教育し、或は定期に試験を行ひ其の成績を昇給の資料とするの外、成績優秀者には一箇月三回乃至十回の通譯兼掌手當又は朝鮮語獎勵規程に依り五圓乃至十圓の獎勵手當を支給する等極力其の教養に努めた結果、漸次其の成績の見るべきものが現はれて來た。即ち昭和十四年末現在に於て翻譯通譯共に堪能なる者警部七十一人、警部補百九人、巡查七百八十九人、計九百六十九人、通譯に差支なき者警部百七十七人、警部補三百七人、巡查三千十二人、計三千三百九十六人、漸く對話し得る者警部百十二人、警部補百八十九人、巡查四千四百四十人、計五千六十一人、總計一萬千六百四十一人で大體一般朝鮮人と對話することが出來、戸口調査等簡単な職務を行ふことには支障なき程度に進んで居る。尙前記中通譯兼掌手當及朝鮮語獎勵手當を受けて居る者は警部一人警部補二十五人、巡查三百六十九人、計三百九十五人で總員の三%三である。

朝鮮人警察官は一般に國語に巧みで、會話通譯に支障を感ずる者は殆どなく即ち翻譯通譯共に堪能なるもの警部七十人、警部補百十五人、巡查四千八百三十三人、計五千十八人、通譯に差支なきもの

警部二人、警部補二人、巡査二千八百七十三人、計二千八百七十七人である。而して朝鮮人警察官の國語も亦内地人警察官の朝鮮語と同じく須要なものであるから、内地人同様試験の上優秀な者に對しひ通譯兼掌手當を支給して居り、其の通譯兼掌手當を受けてゐる者は警部四人、警部補四十二人、巡査六百九人、計六百三十五人即ち總員八%一である。(表第十一)

第八章 進退賞罰

一 進 退

警察官の昇進は經歷技倅に依り遅速があつて一定せぬが、判任文官以上の有資格者は概ね採用後二年乃至五年で警部補に進み尙二年乃至五年で警部に昇進するのが通例である。又判任文官の資格のない者は試験の上昇進せしめて居る。即ち巡査部長試験合格者を巡査部長に警部警部補特別任用令による考試試験合格者を警部補に任用し、更に警部に昇進せしめて人材の登用に努めて居る。而して昭和十四年中に昇進した者は警視に内地人十五人、朝鮮人三人、警部に内地人七十八人、朝鮮人十三人、警部補に内地人百五十四人、朝鮮人十三人で其の大部分は此の試験の合格者である。

而して事變勃發前に於ては巡査志願者の數は相當多數を算し其の採用には素質及體格に充分嚴選し

得たるも事變後に於ては内地人に關する限り壯丁の應召と殷賑產業の好況とに依り志願者激減の状態である。尙退職の状況に就ては昭和十四年に内地人千六十一人、朝鮮人七百九人、計千七百七十人で、内懲戒免職者は内地人七十七人。朝鮮人九十八人、依願免職者は病氣に依る者内地人五百三十六人、朝鮮人三百七十七人、家事の都合に依る者内地人四百十二人、朝鮮人二百二人となつて居る。(表第二十二)

二 職務死傷

警察官の職務に因る死傷は内地人警察官は朝鮮人警察官より多く、即ち昭和十四年の死者は内地人四人、朝鮮人一人、計五人、傷痍者は内地人二百九十人、朝鮮人二百十五人、計五百五人である。之等の殉職者には夫々其の功を厚うし、警察賞與を授けることは勿論、永遠に之を表彰するの途を講じ又其の遺族に對しても救恤の方法を設け、大正十年以降毎年京城に於て盛大なる殉職警察官の招魂祭を執行して其の遺靈を祭り慰藉に努めて居る。又負傷者に對しては治療費の給與、其の他相當の待遇策を講じて居る。(表第二十三)

尙ほ昭和六年九月十八日所謂滿洲事變の發生以來今日迄國境警備に從事する警察官で匪賊の爲殉職したる者は三十八名に達し此等の者に對しては畏くも天皇皇后兩陛下より夫々祭料の御下賜があつて其の光榮に感激致して居る次第である。

三 懲罰

由來朝鮮人の中には些細な問題にも直に請願を爲し、或は他人を中傷讒誣する投書等を爲す習癖を有する者があり、殊に警察官の措置等に對しては一層其の聲を大にして警察を非難する傾向があるので、當局は之等に就ては特に慎重厳密に調査して紀律の肅正に意を注いで居るが調査の結果は多くは虚構で真に懲罰事由となるものは極めて稀である。

然しながら世態の進運は益々警察事務の繁劇を醸釀し、警察官の責務は倍々重大となつて來るので警察官の任用は勿論、綱紀の肅正、士氣の振興、節制修養等に留意して、苟くも非行のあつた場合は毫も假借する所なく必罰主義を勵行して銳意不良と認めらるる者の淘汰を實行してゐる。即ち昭和十四年中巡査の懲罰數は、四百十五人で、内懲戒免職内地人七十七人、朝鮮人九十八人、計百七十五人減俸内地人七十三人、朝鮮人九十八人、計百七十一人、譴責内地人三十六人、朝鮮人三十三人、計六十九人である。

更に之を懲罰事由別に觀れば、懲戒免職では内鮮人共に誓約違反、威信失墜、職務放棄、服務義務違反等最も多く又減俸及譴責は内鮮人共に職務怠慢、威信失墜、服務義務違反の事由に依る者が殊に多數を占めて居る。(表参照)

四 賞與

警察賞與

警察の勤務は常に不眠不休の努力を要するのであるが、殊に朝鮮は内地の如く氣候風土に恵まれず、冬は沢寒堅氷上に夏は灼々たる熱砂上に連日連夜の活動を續け、而も或時は銃火の中に毅然と立つことすらあつて其の勞苦は洵に想像に餘りがある。從つて匪賊討伐、犯人逮捕、人命救助、惡疫防壓、水火災其の他天災地變に對する防禦救濟等其の數は頗る多いが其の功が特に顯著な場合害獸豺(クマ)の捕殺を爲したる場合等に對しては道知事から警察賞與を與へて居る。

警察賞與の種類は、(1)賞狀、(2)五十圓以下の賞與、(3)五十四圓以上五百圓以下の特別賞與の三種に分けて居るが、此の賞與の授與者は逐年増加し、昭和十三年中警察官の受賞者は内地人四千三百八十七人朝鮮人六千八十七人、計一萬四百七十四人である。其の内賞金を授與された者は内地人三千九百二人金額一萬三千五百三十圓三十錢、朝鮮人五千四百九十二人金額一萬三千三百九十七圓計二萬六千九百二十七圓三十錢で之が一人當平均額は内地人は三四圓四十六錢、朝鮮人は二圓四十三錢宛の給與となり之を警部以下の現員一人當りとすれば一圓二十三錢となる。

警察官以外の受賞者は、賞狀百三十五人、賞金は九百二十二人に對して二千五百六十五圓五十錢で此の一人當り二圓六十三錢である。更に其の賞與事由別を觀れば人命救助、犯人逮捕又は檢舉に依る

者が最も多い。(第二十五表)

功勞記章 警察官中其の功勞抜群であつて一般警察官の龜鑑となるべき者には、嚴密周到なる審査の上功勞記章を附與して之を表彰し、警部補及巡査に對しては月額五圓の功勞加俸を給與して居る。

此の功勞記章を授與したのは大正八年七月の一人が最初で大正九年一人、同十年七人、同十一年六人、同十二年十三年各三人、同十四年二人、同十五年一人、昭和二年一人、同四年一人、同五年二人、昭和七年五人、昭和八年九人、同九年九人、同十年四人、同十一年十八人、同十二年二十九人、同十三年五人、同十四年四人、計百十二人で之を官職別にすれば警視一人、警部十四人、警部補十三人、巡査八十四人である。

精勤證書 品行方正で職務に勉勵し事務及語學に熟達し滿三箇年間勤續した巡査には道知事から精勤證書を授與する。而して本證書授與者には精勤加俸支給の制があつて内地では既に之を實施して居るが、朝鮮では單に其の計畫のみで、未だ豫算の關係上實施の運びに至つて居ない。

昭和十四年末現在の該證書受有者は内地人二千七百三人、朝鮮人一千八百八十二人、計四千五百八十五人である。此の外現任警部補中にも受有者内地人三百九十一人、朝鮮人七十七人、計四百六十六人に上つて居る。(第二十六表)

其他 職務の爲傷痍を受け又は職務上疾病に罹つた者には療治料として一日二圓以内(若し二圓を超過する時は實費)を

支給し在職中死亡した者には弔祭料を支給して居る。其の金額を死亡當時に於ける月俸一箇月分で、之に勤續一箇年以上九年に至る迄一年を加へる毎に死亡當時に於ける月俸額の三分の二を增加加給し、尙前記療治料を受ける原因に依る死亡者には月俸六箇月分を增加支給して居るのである。

又國境警備に從事する警察官には一箇年に對し一箇年半の恩給期間加算の特典を設けてあり、職務の爲傷痍を受けて死亡し、又は不具廢疾となつた者には二千圓以内の一時金を支給することになつて居る。

第九章 勤務及生活

一 概 情

朝鮮は近來教育の普及極めて著しきものがあるが、一般には未だ充分普及して居らぬ關係上、今尚時代の推移を解せず因習に囚はれて徒に附和雷同する傾向があり、時に所謂社會主義者の徒輩が之を利用して當局の施政方針や指導保護を誤解させやうとするので、警察官は朝鮮統治の眞意を正解せしめる爲に其の任務の遂行に細心の注意を要するは勿論、一般行政の施行に就ても充分の援助を與へねばならぬ。然るに警察官の過半數は内地人なる爲朝鮮の事情に充分通じない者もあり、又語學の未

熟の結果から、執務上時に徹底を缺くこともあり、尙又通信機關の不完全、擔當區域の廣大、駐在所本署間の距離隔絶等諸種の事情の爲服務上非常な困難と支障とに悩まれてゐる状態は到底内地に比べもなく、殊に僻険地に於ては生活上に多くの不便と不安と寂寞を感じ就中國境地方在勤者には一層の感深さものがある。

二 受持

制度改正前には憲兵上等兵及憲兵補助員を巡査と看做した巡査一人當りの受持は面積二十七方糸、戸數二百四十二戸、人口一千二百九十五人で之を當時朝鮮の状況に見、又内地のそれに比した場合、其の警備力は極めて薄弱の感があつた。大正八年の驟擾事件以後は時局の影響と制度の改正と相俟つて極力充實を圖つた結果、大正十二年末には面積十方糸、戸數百六十九戸、人口九百十九人となつたが、大正十二年は行政整理の減員に依つて、面積十二方糸、戸數二百十一戸、人口一千百人となり再び負擔の増加を來したが其の後累次増員を計りたるも未だ面積十方糸二三、戸數百九十六戸、人口一千四十九人の擔負となつて居る。而して之を内地の巡査一人當受持面積五方糸四、人口一千四十六人、臺灣四方糸八、人口九百四十三人、關東州一方糸、人口千七十四人、樺太の面積八十七方糸、人口七百八十五人に比較すれば、如何に朝鮮警察官の負擔が過重であるかが窺はれるのみでなく、警察

官總數の内、國境地方で特種警備勤務に服してゐる者を除くときは、一層其の負擔の大なるを知ることが出来る。其の外語學の方面から見ても内地人巡査は朝鮮語に、朝鮮人巡査は國語に熟達するを要し又内鮮人巡査の素質も自ら相違の點があつて職務執行上も適不適の場合多く、且警察署駐在所間及駐在所相互間は、交通不便に加ふるに其の受持區域も亦廣大に過ぎて些細の事件に對しても多大の労力と時間とを要して處理上困難を生ずる場合が少くない。其の他文化的水準の低い朝鮮では國境警備、沿岸警備、郵便護衛、執達吏事務、林野保護、民事訴訟調停、專賣事務警察事務以外の執務多く又助長行政の援助、思想善導其の他施設を要するもの等日常の勤務頗る繁雜を極めて、實際の負擔率は倍加せられ、常に職員の不足を懃へつつある状態である。(第27回)

三 特種勤務

前述の如く朝鮮は内地と其の事情を異にして居る關係上、警察機關は警察本然の事務の外種々の特種勤務に服することが非常に多いのであるが之は現下の朝鮮としては全く止むを得ない事情にあるのである。即ち昭和十四年中法廷取締、監獄事務、執達吏事務、郵便保護、税關事務、專賣事務、燒獸處置、森林取締等に從事した巡査延人員は實に二十萬六千二百三十四人即ち一日平均五百九十五人の多數に達して居る。

又最下級の行政機關たる面長の職務執行の効果は内地の町村長に比し今尙逕庭あるを免れず、地方人民は一般に警察官を信頼して警察の指示命令に克く服従し克く遵守する傾向があり其の事務上の效果を收める上に於ても非常に便宜を得るので、自然助長行政援助の依頼多く、勢ひ此の助長行政援助事務に服することも非常に多くなるのである。今此等特種勤務の二三を擧ぐれば

検事事務 地方法院支廳中檢事を配置してない支廳の檢事事務は明治四十五年訓令第十三號に依つて所轄地方法院檢事正の要求に基いて警視又は警部が該事務を取扱つて居る。而して現在此の事務を取扱つて居る箇所は全羅南道濟州、黃海道松禾、平安南道德川、平安北道楚山及寧邊、江原道原州、咸鏡北道雄基の七箇所で、事件の取調、法廷の立會等の爲に只さへ繁忙な警察事務は一層繁劇を極め、職務執行上に至大の影響を及ぼしてゐるので専任檢事を配置せらる様に努めて居る。

民事争訟調停事務 明治四十三年制令第十一號を以て民事争訟調停に関する件が公布せられて、地方法院又は其の支廳所在地外の警察署長は住家其の他の建物若くは物品の引渡又は不動産の疆界等に關係した争又は二百圓未満の金錢債權に付ての調停を爲すことが出来る。此の制度は手續が簡略で取扱ひが敏速に運び、其の上費用の點から言つても正式に裁判所に出訴する煩に堪えない小額の債權の争訟者にとつては非常に便利で、又調停は努めて強制を避けて当事者の自由意思に任せ、雙方の主張と地方の習慣其の他事體の真相を審かにして、専ら其の圓満な調停を遂げることに力を注いで居るの

で其の結果も非常に良好である。

執達吏事務 朝鮮は交通その他各種の事情に依つて内地のやうに各地に專務執達吏を置くことが困難な爲、地方法院又は其の支廳所在地より遠隔の地では殆ど警察官が此の事務を取扱つて居る現状である。此の制度が初めて實施せられた當時は、法令並其の手續が一般に周知せられなかつた爲に、申請件數も極めて少く、又其の執行にも往々被執行者から警察に對する誤解を招いて妨害等を受けたが、漸次手續の周知せらるゝにつれて、執達吏は権利の實行保全等には必要な機關であることが理解され、又執行の任にあたる警察官も事務に習熟して、支障を醸すが如きことがなくなつた。昭和十四年中之に從事した延人員は九百八十人此の一日平均二、〇七人である。

援助事務 援助事務としては道路の修築、林野保護、國境地方の關稅事務、徵稅援助、害蟲驅除、產業獎勵、副業貯金の獎勵、不就學兒童の教養、青年團の指導、漁業取締等である。

(イ) 關稅事務は主として豆滿江及鶴綠江流域の警察署又は駐在所が警備の傍ら取扱つて居り、昭和十三年中此の事務を取扱つた延人員は三萬五千七百二人此の一日平均九十七人である。
(ロ) 森林取締の中盜伐火災等警察の任務上當然警防を要する事項は勿論、害蟲驅除の獎勵又は森林育成の援助其の他、山林監視の補助等、昭和十四年中之に從事した延人員は四萬一千四百二人、此の一日平均百十三人である。

(イ) 農耕上の援助事務としては道廳、郡廳等の施設趣旨に依つて種子の精選、苗代の設置及手入、堆肥の製造、施肥の方法、害蟲驅除、收穫時の乾燥方法等に關するもので之が普及と獎勵とに努め就中害蟲驅除に付ては最も力を入れて居る。

(ロ) 不就學兒童の教養に就ては僻険地勤務の警察官中には自費を以て駐在所内に教養設備を設け職務の餘暇(夜間)不就學兒童を教育して居るものも可成多く、中には多額の學費を支給して都會地に少年を遊學せしめて居るものすらある。近來頓に教育熱が勃興して來た現下の朝鮮では、一般から多大な好感を以て迎へられて居る。

其他地方特殊事情に鑑み人事相談所、小作相談所、無料宿泊所、托兒所、共同浴場の施設又は融和會、夜學會、談話會、時局座談會、講話會等を開催して民智の開發並思想の善導に努め尙保健衛生組合の施設又は各駐在所、出張所等に救急薬品を備付けて施療の需に應ずる等幾多の事項を擔當して居る。(第三十九)

四 休 暇

巡査の執務は内勤巡査に在つては一般官廳の例に依るのを本則とし、外勤巡査は警察署では隔日勤務、駐在所では日曜、祭日に拘らず七日間に一日休日を與へ得ることになつてゐるが、犯罪搜査、警戒巡察或は傳染病豫防等の爲に非番日の執務非常に多く平素規定の休日を得ることは誠に困難で、殊に國境在勤の警察官は四六時中ゆとりある全一日の休日は望み難く晝夜武裝を解くの違もない程心身共に過重な勤務を續けてゐるといふ状態である。

從來の巡査休暇規程は、六箇月皆勤者に七日間、一箇年皆勤者に二十一日間の休暇を附與してゐたが大正十五年六月巡査休暇規程を改正し一般官吏同様一箇年間を通じて二十日以内の休暇を與へ得ることとした。然し乍ら勤務の性質上未だ之に依つても一般に過勞の域を脱した程度には至つて居ない。又國境の警備地域では内勤特務共に匪賊の搜討等に從事することが非常に多いので外勤刑事同様三箇年間格勤精勵した場合には、前述の休暇以外特に三箇年を通して三十日以内の慰勞休暇を與へ得ることになつて居る。(第三十)

五 生 活

朝鮮は風俗、言語、民情等總て内地と異つては居るが、近來交通機關の發達著しく、鐵道は釜山新義州間、京城南陽間の半島縦貫線を幹線として幾多の支線と私營鐵道が敷設せられ、沿岸の各道には朝鮮郵船會社の定期航路あり、定期自動車の線路は主要都市より、各警察署所在地を連絡して一般産業の發達と共に地方の開發を促進助長して居るので此等の沿線は物資の供給が圓滑に行はれ、其の生活狀態は安定して内地と大差がない。只西鮮及北鮮殊に國境方面は交通が不便で物資の供給に苦痛を

感じて居たが之が近年國境道路の一部が完成したので其の方面は幾分緩和されて來た。又此の地方の冬季は寒風凜烈を極め零下三十度を下ることは普通であり、從つて生活上の不便と苦勞とは想像に餘るものがあり其の寂寥亦實に深刻なものがある。

健康状態から言ふと内地人警察官は大陸的の氣候風土に不馴れないと食料品住宅等の變化に原因して感冒、呼吸器病、或は胃腸病等に侵される者が比較的多く各道共健康増進に保健衛行に深甚の注意を拂つて居る。最近は大體に於て朝鮮人警察官に比べて遜色のない程度の保健状態を示して來た。然しながら僻険地には醫師は勿論醫生すら居ない處もあつて、一旦發病の場合は醫師の往診を求める事さへ非常に困難で、強いて之を求めるには莫大の費用と日數とを要し遂に醫療を受けることが出來ずして重態に陥るやうな悲惨事もある。之が緩和策として此等僻険地の駐在所、出張所等には救急薬品を備付け隨時薬品の補給を行ふ等應急の施設を致して居る。

日常生活費は家族數、勤務場所の如何に依つて相違があり、一般に都會地在勤者は郡部在勤者よりも多額を要し事變發生以來最近特に著しき生活必需品の昂騰に依り月に幾何かの不足を生じつゝある狀況にあり。(参考第十一)

第十章 警察官の給與

巡査には俸給の外に加俸、手當、宿舎料、旅費及被服を支給して居る。

俸給 内地人巡査には初任給本俸三十五圓及本俸の十分の六に相當する加俸を支給し、朝鮮人巡査には初任給三十五圓を支給し加俸は支給してゐない。(巡査用賃前第七條に依り筆記試験を合格せられ且特種の技能を有する者で巡査に採用せらる者は規定の薪俸内に於て予當の額を定めて之を支給し得る規定あり) 尚僻険地勤務者には土地の區別に依つて本俸の十分の一乃至十分の二を加給して居る、かくの如く内地人は本俸最低三十五圓、最高七十七圓で加俸を含め其の平均額は六十八四〇〇二錢、朝鮮人は最低三十五圓最高六十一圓で其の平均額四十一圓七十九錢となつて居る。(昭和十二年)

尙現在では功勞加俸は月額五四圓を支給して居り、精勤加俸は豫算の關係上之を支給して居ない。

手當 陸接國境地方に在勤してゐる巡査には土地の區別に従つて月額一級地五圓五十錢、二級地三圓の臨時特別手當を支給し、刑事、通譯、會計其の他特種の技能を有し其の勤務に服して居る者には三圓乃至五十圓の手當を支給し得ることになつてゐるが豫算の關係上實際の支給平均月額は四圓八錢であり、又非番勤務手當は其の勤務時間に應じ三十錢、五十錢、七十錢を支給することが出来る制度はあるが是亦實際には豫算の關係上殆んど支給して居ない。

旅費 旅費は原則として實費を支給すると云ふことに規定してゐるが、警察官駐在所勤務者には月額旅費として平均約三圓を支給して其の擔當區域内の出張には旅費を支給しないこととして居る。

宿舎料 内地人巡査には土地等級に應じて五四乃至十三圓の宿舎料を支給して居るが、朝鮮人巡査には支給して居ない。

被服帶具 巡査には使用期間を附して冬衣袴、夏衣袴、帽、日覆、下襟、冬手套、夏手套、冬肌著、夏肌著、冬靴下、夏靴下、短靴(編上靴を含む)、護謨製長靴、地下足袋等を支給し又使用期間を附せずして正肩章、略肩章、刀、外套、雨外套、手帖、捕縄、警笛、背負袋、革脚絆、卷脚絆、ヘルメツト形帽、腕章、拍車、彈薬帶、防寒帽、防寒毛襟、防寒外套、防寒襦袢、防寒袴下、防寒手套、防寒靴下、防寒覆面、防寒胴著、防寒靴等を交付し前者を給與品、後者を貸與品と謂つて居り、尙護謨長靴及地下足袋は現品支給に替へ毎月額二十錢の代料を支給して居る。

材料及製作方法は左の通である。

巡査普通被服

品目	主 要 材 料 及 製 作 方 法	標準重量
冬 衣 袴	表は黒絨、脇裏は綿襦袢子、袖裏は綿スレーリキを使用す但し騎馬巡査用は上衣は海老茶絨玉縫を附し袴は萌黄絨とす立襟一行鉤、長「ジャケット」式にて袖章、襟章を附す	一、七六〇
夏 衣 袴	地質は鼠茶柄布を使用す染色はインダンスレン及礦物染供用にして耐汗處理を施す立襟一行鉤、長「ジャケット」式にして袖章、襟章を附す	九〇〇
帽	地質は黒絨、鉢巻は黒斜子縫、鉢巻芯は藤芯、天王裏はセロファン及麻布、前庇及顎紐には強烈性染色を施したる「クローム鞣革」を使用す圓形にして前庇及顎紐を附す	一五〇
外 套	表は黒絨、胸裏は綿襦袢子、袖裏は綿スレーリキを使用す折襟兩前二行鉤にして頭巾及帶緒附にして袖章を附す	二、二五〇
雨 外 套	地質に鼠茶柄防水布を使用す、染色はインダンスレン及礦物染供用とす折襟兩前二行鉤「ラグラン」式にて頭巾及帶緒附にして袖章を附す	一、一七〇

巡査防寒被服

品目	主 要 材 料 及 製 作 方 法	標準重量
防 寒 帽	表は鼠茶柄布とし帽體には綿を内蔵す、垂布裏及前庇裏にアストラカン又は毛皮を用ひ著脱式にして外套、防寒外套又は防寒胴著に共用す	二五〇
防 寒 毛 襟	表は鼠茶柄布裏を用ひ裏は毛皮を使用す	一〇〇
防 寒 外 套	表は鼠茶柄布裏はアストラカンを使用す折襟兩前二行鉤にして帶を附す保温のため寛裕を多くし且つ腰部以下を後裂きとし運動に支障なからしむ	二、三四〇
防 寒 脚 絆	羊毛絆を原料としたる「メリヤス」製にして密針及「手カガリ」を以て所定の形狀に縫合す	六七〇
防 寒 補 下	同	四五〇
防 寒 手 套	同	七〇
防 寒 靴 下	同	一五〇
防 寒 靴	表は鼠茶柄布、裏は毛皮を使用す	二、四五〇
防 寒 脚 著	表は鼠茶柄布裏にして袖を附せず	九五〇
防 寒 靴	地下足袋とし内部に防寒爪先を用ひ保溫力を附す	

第十一章 治安状況

一 合併前の状況

警察力が未だ充分でなかつた往時は地方に民擾の絶え間なく、殊に明治二十七年東學黨の亂以來は無賴の徒各地に集団して良民を劫掠し又中央の政變が頻繁に行はれた爲地方の安寧に非常なる悪影響を及ぼし漸次秩序が亂れて來た。殊に明治四十年七月日韓協約成立して、各地の舊韓國軍隊が解散せらるるに際し、京城に解散兵の暴動が起り其の餘響が全鮮に波及して、口に義兵を稱へつゝ其の實掠奪殺傷を恣にし往々地方官廳を襲ひ、又官公吏に危害を加へる等の暴行を敢てして之に乗じて鄉曲不良の輩火賊小匪の類が跋扈し、殊に慶北、江原、京畿、黃海並に全羅南北道方面最も甚しく事態容易ならぬものがあつたもので、統監は韓國皇帝の委任に依り駐劄守備隊をして韓國警察と協力し之が鎮定に當らしめ、一方歸順者宥免の恩典を以て賊徒の歸順を勵奨し、道路工事を起して歸順者に生業を與へ明治四十二年末に至つて略鎮定するに至つたが、其の餘黨が慶北、江原、黃海、京畿諸道の山地に出没し、又草賊、燕賊、無賴漢等が諸方面に點在して未だ其の警戒を緩めることが出來なかつた。

二 併合後獨立騒擾前後の状況

併合後治安が確立すると共に新政の惠澤都鄙に普く庶民其の所を得て生を安ずるに至つたが、尙政

治上に、社會上に、内心不平を懷くの徒輩も少くなく、而も是等の者は復た事を擧げるの實力がなかつたので、纔に國外に於て國權恢復を云爲するに止つて、疆内一般は年と共に人心平靜に向つた。

歐洲戰亂勃發當初朝鮮内に於ては往々獨逸の優勢を妄斷して國權恢復の時期が到來したやうに流説するものがあり、殊に大正七年露國第二革命後獨逸勢力の東漸並帝國及諸外國の西伯利亞出兵に際し荒唐無稽の風評を傳ふる者もあつたが未だ民心動搖の程度に至らず、一部在外鮮人等は此の間頻りに獨立運動に奔走し、其の誤解せる民族自決の主義に依つて朝鮮獨立を實現するには先づ民族を糾合し内外呼應して其の意志を世界に表明せねばならぬとし、同八年一月下旬密に人を東京及朝鮮に遣はし主として學生及基督教徒中の不平者流に宣傳を試みた。之より先、事大雷同の餘弊は流言蜚語の頻發を萌じ殊に大戰終局の前後から世界思潮の變動に刺戟せられて一部朝鮮人間に在つては世界の大勢を辨へず、結局獨立が出來得るだらうとの一縷の望を懷く者もあつて人心が動搖し、之と同時に天道教徒中又人心の機微を看取して獨立の非望を企つる者あり、基、佛兩教徒中の同志と協力して遂に同年三月一日の獨立騒擾を惹起した。此の獨立騒擾事件は一時全鮮に亘つて起つたのであるか、約二箇月で鎮定し集團的示威運動は全く其の跡を絶つたが、尙當時の民心は騒擾の餘波を受けて平靜を缺き、不安の情勢上下一般に漲つて一時煽動脅迫等が頻發したので、同年八月警察制度の一大改革を行ひ警察力の充實と人民の覺醒とに依つて、不逞企畫は事毎に未然に摘發し又施すに術なきの情勢に至らし

めた。そこで彼等不逞者は窮屈に良民を脅迫して獨立資金と稱して金品を強奪し、之を私事に費消して徒に民怨を招くに至り、加之時日の経過と共に智識階級より漸次一般獨立運動は無謀で絶対不可能であることを悟らしめ、曩日不逞運動に附和雷同せし無智の徒も殆んど悔悟し、或は生業に復し、或は進んで前非を官憲に陳謝し、再び妄舉に出でないことを誓ふ者等が續出するやうになつた。而も此の不逞計畫の多くは其の根源は在外不逞者であり彼等の潜入に依つて敢行せられたものであつたが上海假政府を始め其の他の不逞團が漸次勢力衰へ僅に餘喘を保つのみで信望内外に失墜し民心亦之に離反したので、大正九年より同十四年迄は國境三道を通じ相當の被害があつたのが、昭和元年度以降は著しく減除し、僅に草木繁茂期を待つて三々五々潜入し官憲の目を忍んで強盜行為をするものが數件あるのみとなつた。

三 最近の状況

朝鮮人中一部の者が千歳一遇の好機會として非常に期待して居つた大正十年の華盛頓會議が豫期に反し何等の效果を齎すことなくして終了して以來、外國の援助又は國際會議を利用し獨立の目的を達しようとした野望は全く水泡に歸し、民心は茲に無謀空虚なる運動に依つては決して所期の成果を收むるものでなく、反民族的地位を向上せしむるものでもないことを漸次自覺し、爾來操觚界、宗教關

係者及青年學徒等の有識階級は、從來の運動から轉じて教育の振興と產業の發達に全力を傾倒し物心兩面の充實に依つて民族文化の向上を促進せしめて民族自立の基礎的發展を遂げやうとする所謂實力養成論が擡頭するやうになり、暴力的直接行動に依る獨立運動は殆んど影を潜め、大正十五年故李王殿下の國葬に際し、一部少數の不良學生が獨立萬歳を高唱した事件があつたが之に唱和して妄動する者の無かつたのは民族の自覺を雄辯に物語るものである。

然るに昭和四年十一月三日全羅南道光州に於て同地の中學校生徒と高等普通學校生徒と些細な言葉の行違ひに原因し兩校生徒互に之に參加して集團的爭鬭を演ずるに至り己むなく警察官出動して諭示解散せしめ大事に至らずして済んだが一旦學校に引上げた高等普通學校生徒は各自棍棒等を携帶し、雜沓する市内に出て示威運動を行ひ更に農學校、師範學校、女子高等普通學校生徒等も之に參加して氣勢を擧げたので一時市内に悽愴の氣分が漲つたが警察の鎮撫に依り何等事なきを得た此の內鮮人學生の争鬭に原因した當日の事件は民族思想の尖端的表現運動なりとして地方民心に相當の衝動を與へ爾來學生の氣分動搖に乘じ、同地共產主義者等は主義實現の絶好機會なりと盛に策動し、同月十二日再び同地朝鮮人學校をして一齊に示威運動を敢行せしめた而して彼等主義者は更に京城に至り同志と謀り學生を使嗾して暴動を企て他の民族社會兩主義者の策動もあつて、十二月九日より數日に亘り京城府各鮮人中等學校の喧騒事件を見るに至り其の結果、地方各地に於ても其の影響を受け昭和五年二

月に至る迄鮮内各地に於て百九十四校、五萬四千名の學生動搖事件が頻出したが警察に於て首謀者、煽動者を検舉したので三月に入つて事件は全く終熄するに至つた。次に在外朝鮮人の獨立運動としては米國本土布味、中支及南滿等に微弱ながら尙餘喘を保つて蠢動しつゝあるに過ぎないのであるが、別項記述の如く在支臨時政府系及其の他の不逞團體或は南滿地方に蟠居する不逞團は今尙時々國境地帶に出没し金品を掠奪し、又鮮内に同志を潜入せしめて主義宣傳、同志獲得に努むる程度のものである。只昭和元年十二月義烈團員羅錫麟が京城東洋拓殖會社に闖入して殺傷を敢てし又翌二年大邱朝鮮銀行支店の爆弾事件等があつたが斯の如き無謀兇惡なる妄動も直ちに彈壓其の目的を達することを得ず、却つて一般は其の愚を歎感する状況で大勢には何等の影響もなかつた。斯様な状況であつたので昭和三年御大典前後及昭和四年開催の朝鮮博覽會に際しては在外の不逞團は頻りに鮮内同志と連絡し一大騒擾を企畫中なりとの情報があつたが僅に一部學生等の概文撒布同盟休等があつたのみで至極平穏裡に経過した。

其の後昭和六年九月滿洲事變の勃發するや、朝鮮人一般は異常の關心を以て事件の推移を觀望しつつあつたが國際聯盟が乘出してからは之に共鳴して帝國の態度の非なるを洩す者さへあつて一時人心の動搖を見たが我が對滿方針に確固たるものがあり凡ての情勢が着々我が主張通りに推移するに至つた爲、帝國に對する信賴を昂め一般民心も平靜に歸した、然るに昭和七年一月八日櫻田門外の不祥事

件及同年四月二十九日上海に於ける爆弾事件等の不祥事件が在外不逞團に依つて惹起され、鮮内人心に渺からぬ衝動を與へたが、其の後特異の事故なく同年十一月大阪地方に於て行はせられた陸軍特別大演習、秩父宮殿下の滿洲國御訪問、滿洲國皇帝陛下の御訪日及多數皇族殿下の御來鮮を見たる師團對抗演習等も平穏裡に終始するを得たのである。而して先之昭和七年十一月十日の國民精神作興に關する詔書渙發記念日を期し全鮮一齊に開始せられた農村振興自力更生運動は一般民心に投合し爾來本運動は着々其の效を收め半島に生氣甦るの觀を呈し、民情寔に慶ぶべきものがあつた。

然るに昭和十一年二月帝都に於て不祥事件の勃發するや之をして日本國民の國體觀念動搖を來したかの様に誤認し一部では窮に事件の擴大悪化を期待するが如き傾向すら見へ人心に多少の動搖を來したのである。又同年八月柏林に於て開催せられたオリンピック大會に於て朝鮮出身選手がマラソンに第一位及第三位に入賞するや鮮内民心に異常の衝撃を與へ、之を以て朝鮮民族の優秀性を立證するものとし熱狂的興奮狀態を呈し此の間の氣運に乘じ一部民族主義者等の策動もあり渺からず民心の安定を阻害したのであるが、偶々東亞日報が八月二十五日孫基禎選手の寫眞を大阪朝日新聞より轉載するに際し故意に薬品を以て同選手胸部の日章旗マークを抹消するが如き狂態を演じたので無期停刊處分に附し其の猛省を促し又中央日報に於ても同様の所爲があり、同社は東亞日報に對する當局の態度に鑑み自ら休刊して反省の意を表し、一面當局の指導等に依り民心漸次鎮靜して常態に復するに

至つた。

昭和十二年に入つて表面穩健合法を装ふも内に非合法を藏すと認めらるる團體又は行動に關しては撤底的に究明を加へ之が肅正善導を強化するの方針の下に同年二月鮮内民族團體として隱然たる勢力を有し政治、經濟、教育、宗教等の各部門に亘り有力なる會員を網羅し不動の地盤を有する同友會及興業俱樂部等の秘密結社の檢舉を始め朝鮮物産獎勵會、朝鮮少年團總本部、在平壤大成學友學會等時局の重壓と當局の善導に依り解散せしめた。

朝鮮に於て民間信仰上考慮を要するものは宗教類似團體であつて之等は何れも多分に政治的色彩を帶び弊害あるものが渺くない實情に鑑み當局は昭和十一年之等の肅正に着手し弊害あるものに對しては斷乎解散させると共に弊害のないものに對しては之を指導改善させた結果昭和九年十一月末現在に於ては六十四團體教徒十七萬餘人であつた宗教類似團體も昭和十二年末に於ては十五團體教徒數九萬餘人に激減するに至つた。昭和十二年二月發覺した白々教事件は當初より當局の視線を避けて秘密裡に布教し朝鮮獨立は近きにあり等の妄言を弄し無智の民衆は亦時勢の趨向を解し得ないで之を妄信し提供財物は總額十六萬圓餘、秘密の暴露を怖れて殺害せるものは男女老若三百餘名の多さに達すること判明した。之に鑑み全鮮に亘り徹底的剔抉の歩を進めたる結果秘密布教中の四七團體教徒二四、六七〇名の多さを發見し教幹部の處罰、教團の解散、教徒の啓蒙脱教等を指導したが、一面往年民族團體としての歴史を持つ天道教中崔麟の指導する新派に於ては同年七月支那事變勃發以來は克く當局の意を體して積極的に銃後の活動に努め其の他の殘存類宗團體も克く時局を認識し銃後活動に邁進してゐる。又一般民衆の時局認識徹底に伴ひ鮮内に四十六萬餘の教徒を有する基督教徒も之に刺戟せられ漸次從來の盲目的外人崇拜觀念より覺醒するに至つたが、昭和十年來學校の神社參拜問題に基因し紛糾を續けつつあつた南、北長老派經營の學校中途に全南、北所在の南長老派經營の十校は廢校され北長老派に於ても在平壤の崇實專門學校以下三校を廢校するに至つたが之は教内外の一般民をして外人宣教師の態度を以て偽善的なりとして排撃するの氣運を醸成するに至つた。

亞で昭和十三年九月平壤に於て開催された第二十七回朝鮮基督教長老會總會は鮮内基督教中神社不參拜に對し最も強硬態度を堅持して來た南、北長老派、濱州長老派、加奈陀長老派等四派の年會なる關係上その動向に多大の關心を拂はれたが時局認識を深めた朝鮮人出席代表一八六名は出席外人宣教師一八名の反対を押切り満場一致を以て基督教徒の神社參拜を決議し即時平壤神社に參拜し茲に昭和十年以來の基督教徒の神社不參拜問題は完全に解決し名實共に日本の基督教再建への第一歩を踏み出するに至つた。

翻つて社會運動の方面を觀るに獨立運動の挫折に依つて自暴自棄に陥つた無賴浮浪の青年若くは施政又は社會に不滿反感を懷いて居る徒輩は失望と反感から過激思想に投合し又コミニテルンからの赤

化宣傳費を手中に收めんとして赤化運動に狂奔するが如きものすら生じ大正十三年に入つて朝鮮勞農總同盟、朝鮮青年總同盟等の全鮮的統一機關が組織せられ、細胞團體亦各地に簇生し、同十四年中には朝鮮共產黨及高麗共產青年會の如く秘密結社の組織を見るなど主義運動は漸次進んで來たが、官憲の檢舉に依つて彼等の陰謀は挫折するに至つた。即ち第一次共產黨の組織及故李王殿下的國葬時に於ける國際共產黨の指示に基く第二次共產黨關係者の不穩計畫を檢舉してから主義運動の方向は著しい轉換を示し、從來民族運動との提携を排して居つたのに反し今後の運動は民族主義者と提携して共同戰線を張らなければ到底所期の目的を達することが出來ない」とし、殊に日本内地の主義運動者が無產政黨を樹立して政治運動に方向轉換をするやうになつたのに刺戟せられて各團體共相踵いで方向轉換を宣言し或は解體又は組織變更をなして大勢に順應するやうになつた。斯様に社會運動は從來部分的經濟運動から全民族的政治運動に方向を轉換した結果、民族・社會の兩主義者が合同して民族單一黨の結成を高唱し、昭和二年二月新幹會の創立を見るに至つたが其裏面には共產黨員の策動あることは勿論である。新幹會は所謂民族各階級の支持支援を得て鮮内は勿論内地各地にも支會を組織し一時支會百四十、會員約三萬を擁して或は當局の施設を批判し民族的抗爭の舉に出で或は民族革命を企圖するが如き行動に出づるものが多く嚴重取締を加へつあつたが、昭和五年以降共產黨の組織理論が變更されて民族各會の結合は却つて階級的鬭爭性を抹殺するものであるとし民族主義者との提携を絶つ

て無產階級は労働組合、農民組合等に復歸して運動を左翼的に展開することを主張して内訌を起し遂に昭和六年の五月に新幹會は解消を決議して其の形骸を没しおつた。續いて朝鮮青年總同盟や衝平社或は權友會等の表現團體の間にも解消運動が起り紛糾を極めたのであるが、之等の團體は正式に解消を決議するには至らなかつたとは謂へ極左分子の指導により解消理論に基いて表現團體から共產黨又は左翼労働農民組合等の非合法組織に趨り自然解消の形となり青年の思想は益々悪化して各地に思想的な背景を有する不祥事件の發生を見るに至つたので屢々取締陣容を強化して最も峻烈な取締を加へ彼等に對して活動の餘地を與へないことに努めたのである。

然るに其の後滿洲事變を契機とする國際情勢の變化或は日本共產黨沒落の影響等もあり、官憲の嚴重なる取締と相俟つて惡化の一途を辿りつつあつた共產主義運動も昭和八年頃から稍々鎮靜の域に依り越へて昭和十二年七月支那事變の勃發以來國民精神總動員と相俟つて一般民眾の時局認識の徹底に依り不穏なる思想運動は一層凋落衰微し犯罪事件の如きも頓に減少の傾向を示すに至つたのである。以上の如く思想運動の鎮靜を見たのは治安上洵に欣ぶべき現象であるが一部不良分子の裏面的策動は未だ全く根絶するの域に至らず其の潛行活動は依然執拗に續けられ殊に最近の運動形體が極めて巧妙に合法場面を利用する所謂人民戰線運動に依り其の非合法性摘發の困難を來しつつあること或は日蘇開戰を豫想して後方攪亂を企圖する等時局柄其の運動に對しては特に注意警戒を要するものがあり

更に支那事變に關聯して國際關係は愈尖銳激化に伴ひ軍事上益々重要性を加へつつある朝鮮を舞臺として外謀の潛入暗躍甚しく警察上輕視するを得ない情勢に立到つたので、外事警察機構の擴充を圖り一層嚴重な取締を加へると共に積極的に思想善導方策を講じ恩威併行以て不穩なる社會主義運動の清掃に一段の努力を拂つて居る次第である。

四 支那事變下に於ける治安狀況

鮮内に於ける民心の趨向は滿洲事變を契機として著しく好轉し、從來朝鮮統治上に色々の困難と障害を與へてゐた民族共產兩運動を漸次鎮靜し順調な經過を辿つて來たのであるが昭和十二年七月七日突如として北京郊外蘆講橋に於て支那軍の不法射撃に端を發して勃發した北支事變は支那側の不信背徳行為の反覆に依つて、當初帝國政府の堅持せる事件不擴大、現地解決主義は根底から覆され、帝國政府も遂に從來の方針を一擲して積極的に支那軍閥を膺懲して其の反省を促すの外なく茲に事變は全支に波及して支那事變となり事態は益々擴大して、我忠勇なる軍は全支到る處赫々たる武勳を輝かしつつあるのである。而して朝鮮に於ては本事變に依て併合以來曾て見ざる動員下令あり在郷軍人の召集或は自動車、軍馬の徵發、自動車運轉者の募集又は打續く内地大部隊の鮮内通過、北支輸送等に依つて、一般朝鮮民衆は先づ事變の意想外に重大であることを感知すると共に、新聞、報道に依り我方

に不利なる國際情勢に刺戟せられ或は廣大な時局の收拾を疑惧して、日本の敗戦を連想するやうな言動を爲し、又は鐵道輸送の制限、輸入品の統制、金融機關の引締め或は物價の自然騰貴等の事實に依つて漠然政治的經濟的不安を感じ、之等が種々の流言となつて傳へられ事態の擴大に伴つて斯種不安は益々濃厚となる傾向があつたが、當局の徹底せる時局認識啓蒙運動と流言蜚語其の他時局に伴ふ各種不穩行為の取締等に依つて、民心も漸く安定し更に現地に於ける日本軍の決定的大捷或は各國の蠢動を排し斷乎所信に邁進する毅然とした帝國の態度に直面して其の實力を再認識し、益々皇國に信倚するの念を固め東洋平和の爲暴支膺懲の輿論は絶對的民衆の支持を博するに至つた。又一面從來動もすれば政治的に不穩行動に出で或は迷信的布教を爲し施政の圓滑を阻害するやうな傾向のあつた天道教、侍天教、其の他の宗教類似團體が今次の事變に當つては率先して愛國的諸行事を計畫し或は之に合流するもの簇出し神道及佛教各派基督教其他内鮮人一般團體に於ても同様當局の指導統制に順應して民衆の啓蒙に當り内鮮人一體克く愛國的活動に協力しつつあり斯る事例は曾て見ざる現像であつて、時局炳寔に慶賀すべき事象と言ふべきである。

然し乍ら又一面一般民衆の趨向を仔細に觀察する時、國際關係に對する杞憂或は經濟的不安等未だ全く解消したとは認め難く、尙一部頑迷な主義者及青年學生の中には依然として事變に對する帝國の眞意を解せず、又は自己の抱懷する主義的立場から殊更に事態を曲解して帝國主義的侵略であると云

ひ或は日本軍部の専斷的武力行使である等と極めて不穏當な反戰反軍的言動を弄し國民の協力一致を防害するが如き事例なしとしないのである。又事變發生當時に於ては在留支那人六萬餘名に達し此等支那人關係の紛爭事件が急激に増加するに至りその原因は關係者自らが意識すると否とに拘はらず、事變に伴ふ民族的反感に胚胎したものであることは想像に難くない、既往鮮内に於ける排支事件の發端が極めて簡単な兒童の悪戯或は利害關係の對立にあつたに拘はらず、當時偶々特殊の原因に依つて醸釀せられた排支的雰圍氣に煽られ、意外の結果を招來せる先例に鑑み、之が取締に付ては深甚の注意を拂つたのである。更に支那及蘇聯方面に散在する主義者一派に於ては、好機到れりとして赤化或は排日策動の手先となり、又は外諜的任務を帶びて活潑なる活動を開始したとの情報もあり、殊に在支不逞分子の中には既に避難民を装ひ内地及鮮内に潜入を企圖せるを檢舉する等の事例も發生し、又一面基督教關係者の中には今尙教理教義の解釋を楯に帝國の國體と相容れざる思想を抱懷して國論の統一を破壊せんとするが如きものがあり、其の他民心を狂惑せしむる様な流言蜚語又は時局を利用して私利を圖らんとする詐欺恐喝其の他の非行を敢てするものがあり平靜を保つて居る現下の治安情勢下に於ても尙裏面的には嚴重警戒を要する點が尠くないのである。在留支那人は事變物發當初に於ては遠からず現地解決すべしとの觀測の下に極めて平靜な態度を示してゐたが、其の後事態の進展に伴ひ新聞紙上等に於て現地に於ける在留邦人に對する支那人の壓迫事實等報導せられ、一面朝鮮部隊の

動員、内地部隊の大量輸送等の事實を目撃して事變の意外に擴大したのに驚き、昭和二年及同六年の如き、排支運動の勃發を恐れ且つ事變に伴ふ支那人使用減退等の影響をも受け急據退鮮歸國を決意する者が増加し、同年七月十四日鎮南浦發長山丸で支那人労働者三〇名退鮮せるを始めとし、海陸離鮮地には引揚者が殺到し、仁川、鎮南浦、新義州等には一時歸國待機者數千名を算し混雜を極めたが之等引揚歸國者は七月中旬以降八月を最高として大體十月下旬頃迄に一段落を告げ事變發生以來、十二月末迄に歸國せる者三三、二〇九名の多數に上り在留支那人の過半數は歸國するに至つた。然し乍ら其の後戰況は急激に進展し、十二月十四日には北京に北支新政權が成立し、續いて在鮮三萬餘名の支那人に不安動搖の兆があつたが、年末には續々新政權に參加し防共、日滿支三國の親善提携を叫び全く安定するに至つた。又一般外國人關係を見るに蘇、英、佛、米の各公館員は努めて時局に關する言動を慎み内鮮人の感情を刺戟することを避けんとする傾向にあり表面的には特異の點を認めないが、支那事變に對する國內の狀況特に一般民衆の態度、軍事行動等に對しては極めて執拗且つ熱心に情報蒐集に努めつゝあるやうに認められ、又獨伊竝白系露西亞人は徹底的に防共の必要を力説し今回の事變は防共及根本的東洋平和確立の爲絶對不可避の聖戰なりとして日本の態度を正確に認識し支那軍閥の横暴を攻撃しつゝあるやうな状況である。殊に白系露西亞人の如きは支那軍閥を積極的に援助して

居る蘇聯を膺懲せざる限り平和は望み難として露骨の反蘇的態度を示して居る。事變に伴ふ民心の趨向及各方面に於ける反響の概要は以上の通りであつて未曾有の事變に直面して鮮内に於ける一般民心の動向は其の頭初に於ては稍不安動搖の嫌があつたが、當局の施措宜しきを得て時日の経過と共に極めて平靜な経過を辿つて居る。

尙今事變を契機に一般民衆に充分時局を認識せしむる爲同年九月より警察官駐在所を主體とする時局座談會を開催しつつあるが、本座談會は民衆の時局認識に多大の効果を收めつつあり昭和十四年七月迄に開催せる座談會開催度數は實に一九七、四〇〇回にして之に参加せる延人員總數は一〇、七五九、五六三名の多數に達し同年八月以降計畫せる防共座談會調と併行して引續き實施中である。

第十二章 國境警備

一 概 冴

朝鮮は鴨綠江及豆滿江の兩江を以て蘇、滿兩國に接し此の國境線の延長は一千三百十一糠餘(白頭山脈地)に亘り、而して國境警備區域は概ね江岸より二十糠乃至四十糠の地域で其の面積は二萬七千七百餘方糠にも及ぶ廣漠なるものである。之等の地域は中央に高嶺蟠居し支脈四方に趁つて山岳重疊し、險路

峻坂縱横して、殊に白頭山麓國境約八十糠の間は大密林地帶を爲し、電線の架設さへも不可能であると稱され交通は極めて不便である。

豆滿江は水流急で舟楫の利用に缺陷があるが鴨綠江は之に反して、發動機船高瀬船等常に江を上下して到る處に渡船場もある。又上流は水深淺き處多く、渴水時には容易に渡跡し得る處があり、又冬季は江上結氷して人馬の通行も安全で對岸との交通も全く自由となる。此の機會を狙つて對岸滿洲國に根據を構へて居る匪賊は鮮内潛入を試みやうと蠢動するので警備上最も警戒を要する時期である。而して此の對岸滿洲國の地域は廣袤たる平野で地味一般に豐饒な爲移住鮮人も多數住居して居る。之等の匪賊は精巧なる銃器を所持して、其の行動は頗る敏捷であり、且つ地理に精通し、克く野營

粗食に馴れ、出沒自在巧に對岸から越境侵入し、晝は人跡未到の山岳又は密林地帯に潜伏し、日没を俟つて民家を襲ひ掠奪を恣にし、或は官公署を襲撃する又一面には政治的意義を有して居るので、當局官憲は鮮内に於ける取締を嚴密にして、之が檢舉剿滅を勵行すると共に、一方支那地(東満)に於ける賊狀の探知に努め、支那當局に對して屢々匪賊の取締を要求し、又時に自衛上萬止むを得ない機宜の措置として、地方的に諒解を得て我が搜查隊を對岸に進出せしめる等積極の方策を探つたにも拘らず、容易に根絶しなかつた。これは國境一帶の地勢が前述の通り山岳重疊して鬱蒼たる密林が匪賊の潜伏及對岸への遁走を容易ならしむるに反し、我官憲の搜査を極めて困難ならしむる上に、被害人は匪賊の脅迫に怯え後難を恐れて被害事實を申告せず、甚だしきに至つては、却つて我が官憲の行動を彼等に密通し、犯行を隠蔽して匪賊を庇護する者等が多かつた爲である。尙彼等の根據地である支那側の取締は頗る不徹底極まるもので、何等掃蕩上の效果がなかつた。而して越境進出は時に支那側の反感を買つて協調不能に陥る事もあるので、我外務當局は國交上に障害を醸さんことを懸念して、屢々本府に對し之が絶對進出禁止を要望して來た。而して越境進出は當方としても重大なる各種の危険を伴ふので成る可く之を避けることに苦慮研究したが、當時猖獗を極めて居た匪賊の絶滅をするには蓋し止むを得ぬ處置であつた。其の後大正十四年六月三矢警務局長は、奉天に於て支那當局と國境警備に關する協定を遂げて、爾來我官憲は此の協定に基いて一層强硬且嚴重に其の取締を要求

し、支那官憲も亦匪賊の取締に付聲を大にして宣傳し、戸口調査、家宅搜査を勵行し、時に積極的に之が掃蕩に從事するやうになつたので、匪賊は之等の取締に心膽を寒うし、外形上は農夫を裝ひ蟄伏するを餘儀なくせられ、又は過去の罪惡を悔ひて歸順を申出する者等が漸次増加し、鮮内住民も亦警察官憲に信賴の度を増して被害事實を隠蔽するが如きこと無く自ら進んで申告し、鎮壓上顯著なる效果を挙げる様になつた。匪賊の兇暴の度が最も甚だしかつたのは大正九年で、總件數一千六百五十一件、匪賊四千六百四十三人、其の被害殺傷五十人、放火三十六戸(損害一萬七千) 損害金品十一萬四千六百二十四戸、警察署並駐在所の襲撃十三箇所、警察官の殉職者九人、負傷者二十四人に及んだ。爾後、警備力の充實と嚴密な取締警戒とに依つて、平安北道を除く咸鏡南北道の國境沿線約八百糠に亘る一帶の地には、大正十二年以降殆んど部隊的侵入なく、唯時に時局を標榜する強盜殺人等の不逞行動を爲すものがあつたのみで、其の多くは私慾を充すに過ぎないものであつた。尙昭和七年三月滿洲國成立以來同國でも匪賊の掃蕩に絶大の努力を盡して居るが、國家成立日未だ淺き爲廣漠たる疆域に亘る活動は未だ顯著なる成果を挙げて居らぬ爲對岸は匪賊の横暴熾んであつて、何時鮮内を襲ふやも計り知れない情況にあり、之等に對する警戒取締は鮮滿一如の見地よりする緊密なる相互の連繫共助によりはじめてその完璧を期し得るのであるが昭和十一年十月圓們に於ける南總督と植田關東軍司令官との會見は兩者の掃蕩合作上多大の意義を齎らし爾來國境の觀念を排して相協力し相當の成果を收めつ

ある現況である。

尙昭和十二年夏以來國境守備隊の某方面への移駐に依り國境警備の重任は獨り我が警察官の雙肩に委ねられ其の責務は愈々重加せられた。又從來比較的無難なりし鮮蘇國境地帶は日支事變勃發と共に極東國際情勢の緊迫に伴ひ蘇聯諜者の暗躍が俄然活潑となり朝鮮人黨員を朝鮮内に密派し我が國內情勢の諜知に奔命し或は蘇聯官憲の壓迫に堪へずして脱出し、鮮内に歸還せりと稱し或は海上荒天の候を利用して出漁中漂流したりと漂流船を裝ひて鮮地に入港し或は良民を装び國境を越へ、或は鐵道に依り潜入し雜貨商を營みつつ密かに精巧なる無電機を使用して連絡を圖りたる等の事例もあり、全く寸隙を許さざるものがある。又一面近時直近對岸蘇聯官憲の行動は漸次挑戦的態度に出でつた折柄昭和十一年三月琿春縣内、滿蘇國境長嶺子事件、同四月には咸鏡北道慶興與對岸五家子事件等の蘇聯官憲の不法事件頻發し從來現地交渉に依り解決を見たる輕微なる涉外事件の如きも爾來頑として之に應せず舉げて中央の交渉に委するの餘儀なきに至り其の行動は益々積極化し彼の飛行機は鮮内上空をも侵犯するに至り又沿海州方面遊弋中の蘇聯警備船は故なく我出漁船を拿捕抑留する等鮮蘇國境の事態は一觸即發の危殆に頻しつゝありし處昭和十三年七月十一日咸鏡北道慶興與對岸滿蘇國境高地張鼓峯に蘇聯兵二十餘名不法越境滿領を侵し陣地を構築し漸次兵力を増加しつゝあり七月十五日に至るや同地附近の國境線地方視察中の我が松島憲兵伍長を不法射擊すると共に身柄を拉去するの暴舉を重ね

遂に同地方の守備に任する第十九師團將兵の出動となり茲に所謂長鼓峯事件を惹起したるが敵に械減的打撃を與へて之を國境線外に撃退し八月十日夜モスクワに於ける日蘇停戰協定成立し翌十一日茲に全く戰雲收まりたるが以來同方面の警備は一層重要度を加へつゝあるので常に状勢の變化に對應し周密至嚴の計畫を樹立し警備の萬全を期してゐる。

三 警 備 機 關

警察署は一府郡に一警察署を常例とするが、國境三道は其の面積廣大で、且特種の警備關係上特に警察官署の設置を密にし、即ち咸鏡北道は一府十一郡に二十箇署、咸鏡南道は二府十六郡に二十一箇署、平安北道は一府十九郡に二十四箇署を設置し、又警察官も定員以外に平安北道へ六百四十六人、咸鏡南道へ七十三人、咸鏡北道へ百十一人、計八百三十人の内地人巡查を他の道より差繰り假定員として増援配置して居る。斯やうにして現在國境に勤務する巡查一人に對する受持面積及人口は平安北道は面積九方糸二十五、人口五百三十四人、咸鏡南道は面積十四方糸九五、人口七百七十一人、咸鏡北道は面積十方糸、人口四百五十二人の割合になつて居る。(第二十八、三十三)

尙國境に於ける警備施設は

(1) 警察官駐在所及出張所は其の周圍の地勢を參照して塹壕を廳舍の周圍に掘鑿し、土壁鐵條網又は

木柵等を廻らして堡壘を築き、尙必要の場所には見張臺を設置し或は交通壕を掘鑿して居る所もある。尚大正十二年以降の新築駐在所の事務室及宿舎の外側は厚さ二尺以上の壁を廻らして銃丸を防ぎ其の構内を安全地帯とし、少數の人員を以て優に多數の匪賊に當ることが出来るやうに工夫建築して居る。

- (d) 平安北道には飛行機並に機關銃を備へた發動機船二隻プロペラ船一隻を、咸鏡北道には發動機船一隻を配置して江岸警戒に當つて居る。
- (e) 對岸滿洲國の情勢を考慮して江岸の警察署、駐在所、出張所には、全部機關銃及雙眼鏡を備へ付け、鐵兜をも配付して居る。

(f) 江岸樞要地所々に塹壕を掘鑿し、或は掩壕を設け、或は渡江地點を制限又は指定して匪賊の侵入を監視して居る。

(g) 警備電話を江岸駐在所、出張所の大部分に架設して居る。

(h) 武器は三八式歩兵銃或は四四式騎銃の外に拳銃と短剣とを配給して居る。

(i) 被服は一般に給與してあるものゝ外、冬期には茶褐毛布地毛皮付の防寒外套及毛皮付の防寒胴着、防寒帽、防寒シャツ、防寒袴下、防寒番下、防寒手袋、防寒覆面を貸與して防寒の設備を完全にし、更に時期に拘らず搜查討伐用とし茶褐下袴、茶褐又は草色の外被を貸與して居る。

四 勤務状況

國境に於ける治安の状況は前述の通であつて、警察官は主として匪賊の警戒防備に當り、平素の勤務は寧ろ夜間の勤務に重きを置いて居る關係上、全く不眠不休の努力を要するので、主として元氣激測な壯年者を配置してゐる。又彼の匪賊は常に我が警備線を覗覦して我が官憲に遭遇すれば直ちに砲射撃する暴戾の徒なので、警察官は此の不時に備ふる爲終始緊張を要し、全く休養安息の暇はない状況である。

日常の勤務は江岸巡察、要地張込、見張檢問其の他一般警察事務を執行する外税關事務、執達吏事務、專賣事務、林野保護取締、鳩獣處置、郵便護衛等の勤務に當り所員少數の駐在所、出張所等に於ては殆んど休日も得ることが出來ない状態である。又其の巡察は山岳重疊或は斷崖絶壁の地を定時に巡察し、殊に匪賊の搜查及逮捕に當つては夏は晝夜暗き密林深く分け入り、冬は積雪に通路も見えぬ山中を辿り、或は粟を噛みつゝ野に寝ね、峻坂幽谷を歩り時には追跡數旬に涉ることすらあつて其の勤務は全く激烈其の辛慘勞苦は實に同情に堪えぬものがある。然るに各職員は孰れも身體壯健、志氣旺盛で其の行動、勇敢機敏克く規律節制を守つて、困苦を忍び缺乏に耐へ、責任を重んじ、一意國家の爲に奉仕することを期して居る崇高なる精神は此の國境に於てしみぐと感ぜられる。從つて其の家族妻子に至るまで常に志氣を緊張して居り、機會ある毎に拳銃射撃の演習を行つて一朝非常事件發

生に際しては夫々拳銃を執つて應戦し、又は電話通報其の他連絡の任に當るといふ意氣と其の健氣な覺悟は實に懦夫をして起たしむる慨がある。

尙國境地方勤務の警察官は本務の傍ら地方民の指導誘掖に努力し或は不就學兒童の爲私費を投じて夜學を興し、或は道路を改修し、或は貧民を救濟する等の事例は他の地方に比し寧ろ國境地方の警察官に多い状態である。

第十三章 犯罪の状況

一 概況

往時朝鮮は強盜・殺人等殘忍性を帶びた犯罪が他のものに比し多かつたのであるが併合後制度が確立し、警備機關が整備するに從つて逐年遞減を來して居つたのである。其の後一時強力犯即ち強盜、殺人、恐喝等狂暴性を帶ぶる犯行が漸増を示して來たが最近再び遞減を示すに至つた。

而して現在犯罪の重なるものは財産犯で其の約五割五分を占めて居り就中窃盜が最も多く而かも逐年增加の傾向にありたるも事變發生後銃後國民の自覺と犯罪豫防の措置宜しきを得たる爲昭和十二年に比し著しく減少せり。之に亞ぐは詐欺横領文書偽造等の智能犯である。智能的犯罪は文化の浸潤に

隨伴するものと見られる又交通機關の發達に伴ひ犯罪は移動的となり文化に伴つて其の手段方法は益々巧妙惡辣を極むるに至るのは止むを得ない現象であつて近時滿洲國及北支方面との關係の度を加ふるに伴ひ内地及鮮内に於て犯罪を敢行し、之等の地に逃走するものが相當數に達して居る。

通貨偽造に關する犯罪に就ては昭和五、六、七、八年頃は偽造貨の發見ざるもののが頗る多かつたが之等は主として鮮外に於て行はれ、國境方面に於ては滿洲國の偽造通貨も相當發見され同方面より搬入せらるゝ事實を確めたので之が防止に努めた結果稍減少を示したやうである。又鮮内で行はれる偽造は、規模も小く幼稚なものが大部分であり殆ど全部を檢舉しつゝあるが、偽造貨の發見は殘存貨の發見と鮮外よりの密輸と共に警戒を要する次第である。

又國內の金値段が國外に比し特に安價の爲昭和七年夏頃から滿洲國方面に金地金の密輸出を爲すものが續出する傾向を示して來たが支那事變勃發以來諸法令の強化と隣邦滿洲國貨幣制度の漸次確定するに伴ひ金價の値開相寄り爲に密輸出減少したるも輓近滿洲國に於ける金市價頓に昂騰し鮮内相場と著しき差異を生ずるに至りたる爲此の機に於て巨利を博せむとして金の密輸出を企圖する者增加の傾向にあるを以て產金獎勵と併行し金製品及金地金の密輸出に付ては嚴重なる取締を勵行しつゝあり。

二 犯罪發生及檢舉

既往數年間の犯罪は大正七年から八年にかけては意外の變調を示し大正七年の發生件數八萬四千五

百八十三件であつたのが同八年には急轉七萬二千九十九件に低下し同九年以降は逐年遞増し來り昭和元年には十三萬六千九百八十二件に躍進し同五年には十七萬八千十三件同十年は十九萬九千七百二十件となり同十一年は十九萬七千四百四件同十二年には十九萬六千七百二十一件同十三年は十八萬三千五十八件同十四年は十六萬七千九百十四件にして昭和十三年に比し一萬五千百四十四件の減少を來したものである。これ行政法規違反及詐欺横領等減少に依るもので他は大體に於て毎年多少の増減に止つて居るのである。

尙大正九年同十年には強盜恐喝が非常に多かつたがこれは騒擾事件が產んだ特異の現象であり同十一年には激減し同十二年以降一般犯罪と同様又遞増を來して居つた本犯は特に安寧を攪亂すること甚しいものがあるので極力豫防檢舉に努めた結果一般犯罪の増加に反し昭和二年以降殆んど増加を見ず昭和六年は却て減少し昭和七年は前年に比し幾分の増加を見たが同八年以降は逐次減少しつゝある。而して此の狂暴性犯罪に付ては今後も一層の注意を要するものがある。

大正八年の騒擾事件後警察制度を改正し専ら民心の靜謐及治安の確保に意を注いだが當時過渡期の現象として遽に警備は其の緒に着かず、加ふるに交通不便、通信機關の不備、受持區域の廣大、朝鮮事情不解等の事由に因つて檢舉は豫期に副はない憾があつたので各道は檢舉の實績を收めることに全力を擧げ或は刑事講習會を開催し、或は警察指紋、警察寫眞の集蒐に力め昭和六年全鮮を統一京畿道めて居る現況である。(第31回)

三 犯 罪 即 決

犯罪即決事件は大正八、九年には頓に其の數を減少し其の處斷人員の如き五萬八千八十四人に過ぎなかつたのであるが同十年以降は或は年に依り多少の増減はあるが逐年増加の趨勢にあつて昭和十四年には即決件數は八萬六千百五十一件人員に於て十一萬二千八百七十三人に及んでゐる。之は大正八年騒擾事件の勃發に依つて人心に動搖を來し専ら治安の保持に全力を注いだので普通警察事務に當る餘力が乏しかつた爲めに自然即決事件も減少を來したもののが其の後一般民心の平靜に歸すると共に再び諸般の取締に當り得る様になつたのに基因して居る。

而して之等即決事件の主なるものは刑法犯では賭博犯が其の大部分を占め特別法犯では警察犯處罰規則違反が最も多く自轉車取締規則違反、道路取締規則違反、朝鮮自轉車取締規則違反等が主なるものである。其の他自動車取締法規及道路取締規則違反も相當に達して居る。賭博犯の多數であるのは

朝鮮に於ては娛樂機關が不備であり且つ趣味の低級な朝鮮人の間に賭博が一種の習癖となつて居て容易に改善の效果が顯はれない爲である。(第三十五章)

第十四章 多衆運動

一 労働争議

朝鮮に於ける労働争議は大正元年から同六年迄六箇年間に通計三十六件、一箇年平均六件に過ぎない状態であつたが、大正七年から急に増加して同八年、同九年には一躍八十件臺に上り、労働運動史上に一新記元を劃した。爾來年々増加を示し昭和六年二百五件の最高記録に達し、同七年百五十二件、同八年百七十六件、同九年百九十九件、同十年百七十件、同十一年百三十八件、同十二年九十九件同十三年九十件と漸次減少しつゝありたる處昭和十四年百四十六件であつて幾分増加を見るに至つたのである。翻つて労働争議の経過概要を既往に逆つて検討するに大正八年、九年頃内地の事業界が空前の殷盛を極め物價が異常に昂騰した。而して其の後の反動景氣となるや、生活の不安は愈々深刻となり、加ふるに世界的に瀰漫した社會主義的時代思想の影響を蒙つて内地に於て労働争議が頻發し漸次労働者に有利に解決せられるのに刺戟され朝鮮に於ても一部野心家又は主義者の煽動使嗾に依り

比較的低率な労働賃銀と生活困難の爲に半ば模倣的に労働争議が決行せられるやうになつたのである。然しながら産業の發達が未だ幼稚な朝鮮では其の内容も内地とは趣を異にし多くは諸人夫、仲仕及叔摺工場人夫其の他雜工場の職場等の物價騰貴に基く生活困難の爲にする小規模な争議に過ぎず、大正十年以來は財界不況に伴ひ其の争議の内容も寧ろ消極的で賃金値下の反対等であつた。

然るに昭和七年に入つてから財界稍々好轉し諸物價が騰貴した爲賃銀増額を要求する争議が再び多くなり労働問題は一躍社會的重要性を帶びるに至り思想界の動搖と相俟つて比較的無事であつた朝鮮の労働運動も漸く組織的となり、又多分に主義的色彩を帶びるに至つたことは最も注意を要する點である。次で滿洲事變を契機とする思想界の好轉に伴ひ労資協調の氣運を醸成し争議も漸次穩健化しきの件數に於ても逐年減少はしてゐるが、主義者の地下暗躍は未だ全然其の跡を絶つたわけではなく、又昭和十二年七月の支那事變の勃發と長期對戰への移行は勢ひ諸物價の昂騰を來し最近賃金値上待遇改善等労働者側の積極的要求に基くもの乃至は雇主、監督者等に對し暴行を加ふる等惡質の争議が漸次增加の傾向を示してゐるので、其の趨向に付ては深甚の注意を拂つてゐる次第である。

二 小作争議

從來朝鮮の小作制度又は小作慣行には多くの缺陷と不條理とがあつた即ち小作人生産の五割以上は

地主の收得であり、加ふるに小作地の地税公課等も小作人側が負擔してゐたものが多く、又小作年限も何等の保證がない爲に、小作地は地主又は土地管理人（舍普又は農監と稱するもの）に依つて任意に處分せられ、小作人は誠に不安な地位に在つた。然し乍ら地主と小作人との間は因襲の勢が必ずしも不安を感ぜず土地を中心として永年傳統的に情誼の厚いものがあつて、小作争議の如きは極めて少かつたのである。歐洲大戰後經濟界の動搖に伴ひ内地に小作争議が頻發するや、朝鮮にも此の種の氣運が醸成せられた。即ち大正十一年迄全道を通じ一箇年平均三十件に達しなかつた小作争議が同十二年には百七十六件に激増し其の後當局の取締りに依つて一時小康を得て居たが最近再び增加の傾向を辿り、昭和四年九月朝鮮農地令發布せられた事に依り、一部無理解なる地主が同令施行後に於ける權益擁護の爲に小作料の増額、小作人整理等の舉に出でた爲小作人の反対する處となり争議は一躍百六件の發生を示した。之は農地令施行による過渡的現象であつたが昭和十年には七十一件に減じ同十一年には五十六件に同十二年には二十四件、同十三年には三十件、大勢は漸次減少の傾向にあり特に大規模の争議は減少の傾向を示してゐるのである。尙昨年南鮮地方は稀有の旱魃で農作物の減收著しきものありて收穫期以後に於ては之に關聯する小作紛糾も相當増加するにあらずやと認められたるを以て豫め地主、小作人に對し輕舉妄動を戒め減收に基く小作料の徵收額等に就ても適切なる指導を加へた結果昭和十四年度の争議は僅かに二十八件に過ぎなかつたのであるが一部地主中には當局の指導が

小作人擁護に偏重すとの非難をなすものあり。一面民情の趨向は必ずしも樂觀を許さるものあるを以て経過注意中である。

争議の手段は從來概して穩健であつたが、朝鮮の住民の約八割を占むる農民に對しては夙に主義者の着目するところとなり、各地に農民團體を設置し之に左翼的指導を試み、又争議に關與して階級意識の激發に努めたので、争議も漸次尖銳化し、殊に内地人地主の増加に伴ひ民族的反感も加つて殊更に争議を惹起し、事態を紛糾させる虞があり加之數年來打續く農業恐慌により地主、小作人共に苦境に陥り、諸般の情勢は將來小作紛糾を簇生せしむべき趨勢にあつたので昭和七年十二月朝鮮小作調停令を發布し、翌昭和八年二月より之を施行した處、同年中の調停申立七百二十七件を算し、爾來逐年増加の趨勢を辿り好成績を收めたが朝鮮の小作制度乃至小作慣行には不條理の點が多く小作人の地位は著しく安定を缺き此の儘では到底農村の健全なる發達は期し得ないので鑑み昭和九年四月朝鮮農地令を制定發布し同年十月より施行されたので小作調停令の運用と相俟つて小作人の地位は安定し不合理な小作慣行も改善せらるゝこと、信ぜられるのである。殊に昭和七年末より全鮮一齊に開始された農村振興、自力更生運動は着々其の實蹟を收め、之等諸因の競合する處農村の平和は歩一步招來せらるゝある。併し一部主義者に於ては「現在の警察取締下に於ては農村振興等の如き比較的警察の注意を惹かぬ團體に接近し、之を徐々に意識的に指導するの外良策なし」云々と漏して居り彼等の所謂

人民戰線運動の建前から觀ても決して油斷を許さないものがある。

第十五章 在外朝鮮人

一 移住の沿革

朝鮮人の帝國外に在住する者の確實なる調査はないが、各種の情報を総合すると約百萬内外と思はれる。由來朝鮮人は生活の容易な地を求めて轉々する習癖があつて、其の海外移住の大部分は生活上の必要に因由して居り、殊に露領沿海州及滿洲間島地方は朝鮮と相接續し而も膏腴未墾の地が多いので、其の農業に有利なことを聞いただけで移住する者も非常に多く、其の沿革も亦かなり古いのである。就中豆滿江の對岸北間島方面移住は數百年前に淵源して居り其の數は約四十萬人に及び朝鮮人は土著滿洲人に數倍し、此の地方の農業は朝鮮人の獨占といつても過言でなく今尙其の數が増加しつつある状態である。

又朝鮮人の移住地は滿洲を主とし總數の約八割を占めてゐるやうであるが、其の他支那本土（主として北京、天津、上海）、北米、布哇及墨西哥地方にも分布し、從來其の多くは往年（東洋移民自由時代に）労働者として移住又は轉航した者及其の子孫であつたが支那事變に伴ふ我方大陸政策の進展

に連れ支那方面に對する朝鮮人の移住者激増しつつあることは將來に對し大いに注目せられてゐる。

二 不逞者の状況

過去に於ける朝鮮人の滿洲移住は生活難に基因するものが多々、毎年外國渡航者の大半は滿洲に移住して生活の途を講じやうとするもので之等の移住者中には往々不良者が混つて居り我が警察權の及ばないのを奇貨とし朝鮮の獨立を唱へて良民を煽動脅迫し或は浦鹽、上海方面の獨立運動者と氣脈を通じて妄動し、甚しいものは隊伍を組み武器を携へて平安北道、咸鏡南北道の國境を越えて我が警備機關を襲ひ或は人畜を殺傷し或は家屋に放火し、或は財貨を奪ひ、或は良民を拉去し或は官公吏の暗殺を企てる等の暴虐を敢てする者があつた。

即ち大正九年、九、十月の交、之等不良者は支那馬賊及過激派露人の一派と結び其の總員四百名の一團が突如理春に襲來して我が領事館及在留邦人の家屋を燒燬し、財物を掠奪し内鮮人及支那人で之に殺傷せられた者が數十名に上るの慘虐を敢てしたが、之を動機として北間島各地の不逞鮮人團は頻に妄動を始めた。茲に於て遂に我軍隊を出動して是等の賊團を徹底的に掃蕩し之を北方に驅逐して間島各地の秩序維持に當つた爲當時賊徒の歸順する者五千餘名の多きに達し、爾來この方面的賊は平靜に歸し彼等の部隊侵入は全く無くなつたのである。併し一方西間島地方の朝鮮人鼠匪は平安北道内に

侵入して金品を強奪し人命を害ふ等の兇行を敢てするものがあつたので、内は國境警備の充實と外は出先官憲との協調宜敷きを得て支那側官憲の取締を促し大正十四年以來漸次平靜に向つたが其の後共匪との共同戦線を張るに至り其の討伐は益々困難を加へた。

而して之等の匪賊は滿洲事變當時約五萬と稱せられ、當時警備の手薄に乘じ頗る活潑な行動に出たが其の後滿洲國の國基確立と共に日滿軍警の討伐は逐次周密強化せられ、昭和十二年三月末現在に於ては匪數約一萬に激減し、之が剿滅も時期の問題と觀らるるに至つたのであるが偶々同年七月七日の北支蘆溝橋事件が支那事變に擴大するや全滿各匪團は草木繁茂期と相俟つて一齊に蜂起し殘匪の糾合資金の獲得反滿抗日思想の宣傳等に狂奔し殊に其匪は此の機に乘じ各匪團の合流統制を策し着々其の効を收め爲に匪團の暴虐は惡質深刻化し匪數も激増を來し昭和十二年末に於ては一萬六千餘を算し日滿軍警に對し挑戰的態度に出で或は後方攪亂を策する等其の動向に對しては嚴重警戒を要するに至り茲に日滿軍警の討伐愈々峻烈を加へつつある結果昭和十三年末に至つて其の數殆ど半減したのであるが之等殘存の共匪は中國共産黨の隸下に東北抗日聯軍として完全に統一編成せられて居り所謂中韓合作抗日を唱へ極めて果敢な活動を續けて居り其の動向は時局柄端倪すべからざるものがある。

西伯利亞、浦鹽、上海、布哇、米國等に在住する朝鮮人の中には併合前後自己の失意又は政治的不平を懷いて遁竄した者が可なり多く、之等の徒輩は獨立資金と稱して良民から金品を強奪して自己の

生活の資料に供するのを常として居るが、一般鮮人の自覺するにつれて其の甘言に惑されないやうになつた。即ち大正八年春彼等は上海に於て所謂假政府を組織したが間もなく彼等の間に軋轢が起り、資金の缺乏を來して屢々自滅の危機に頻したので、同十年華府會議を機に其の頽勢を挽回しやうとしたのであるが、水泡に歸したので同十二年國民代表會を開催して必死的局面轉回の方策を探つた。併し黨争は依然として熾烈を極め毫も統一することなく遂に決裂に終り、大正十三年以降は自稱大統領曠職問題云々臨時憲法改正問題云々等幾多の失態があつて而も地方的勢力争が激甚であつたので幹部の更迭が屢々行はれ、加ふるに資金供給の途は全く絶え徒に殘骸を擁して空名を保つて居るに過ぎない状態であつた。併し昭和六年九月十八日の滿洲事變以來、臨時政府大韓獨立黨、丙寅義勇隊、興士團、大韓僑民團、上海韓人青年黨、愛國婦人會等の各團體は何れも日支關係の紛糾を利用して中國に迎合し排日、織援中工作に没頭し在滬韓人各團體聯合會を組織し或は韓國對日戰線統一同盟の組織又に於て各種不逞計畫を進め又其の後臨時政府系金九一派義烈團金元鳳一派の合同が成り中國側の諒解援助を受け青年鬪士養成の爲軍官學校を設立し多數の卒業生を出し、之等の人物を鮮滿各地に密派して反滿抗日工作又は武裝暴動等不穏の企畫をしたのであるが、鮮滿兩當局協力して之が檢舉を續け兇暴行爲の防遏に努めたので、未だ大なる事態は惹起しないが將來尚ほ嚴重警戒を要するのである。

殊に昭和十年六月韓國對日戰線統一同盟の主唱に依り南京に於て義烈團以下在支各革命團代表會を開催し、在來の臨時政府及其の他の既成團體の解消を宣言し、遂に之等の大同團結體として朝鮮民族革命黨を結成し、各地に支部を設置し黨勢の強化を圖ると共に中國側の援助に依り青年團士の養成に努めたのであるが幾もなくして金九一派の臨時政府存續派は同年十一月杭州に新政府を組織し、之が支援として愛國團を主體とする韓國國民黨を結成して革命黨に頗頑し、中國側の信を獲んが爲に反滿抗日の不逞行動を競はんとして居る状況であつて之等團體今後の行動は特に注意を要する次第である。

又蘇領内の不良鮮人等は共產主義に共鳴し、巧に蘇國共產黨の援助を得て不逞計畫を企て上海、滿洲地方の不逞輩と連絡を採つて日本内地及朝鮮に共產主義を宣傳しやうとする傾向があつたが大正十四年一月、日蘇協定成立後の取締が嚴重となつたので彼等は公然蘇領内に於て獨立運動をすることは出来なくなつたもののコミニンテルンの世界赤化方策に基き浦鹽を根據地又は連絡地點として絶えず黨員を鮮内に密派して赤化工作に從事して居るので非常に注意を要するものがある。前述の通り民族運動が衰退するに伴ひ一方社會主義運動は漸次深刻味を加へ、滿洲では南北兩青年總同盟及韓族勞働黨、間島では東滿朝鮮青年總聯盟を基幹として引續き諸種の團體が簇生し、加ふるに上海、天津及北京方面では東方被壓迫民族解放或は反帝國主義の下に中國、韓國共產黨員が合流戰線を張り第三國際黨と連絡し、一方朝鮮内の思想團體と相呼應して主義の宣傳、機關の密接及び各機關紙の發行をなし

國外に於ける朝鮮人間に宣傳すると共に鮮内にも密送する状態であつたが、其の後鮮人共產主義者の各派間に内訌を生じて戰線の分裂を來し收拾の道なきに至つた爲局面の打開策として中國共產黨に合流し中國革命の完成に依つて韓國の獨立民族の解放を圖らんとし各派相亞いで中國共產黨に加入し其の指導の下に活躍することとなつた。茲に於て在滿共產運動は一轉機を劃し遂に中國共產黨の方針に基き直接行動に出るやうになり昭和五年五月三十日の間島五・三〇共匪暴動を初めとして同年八月一日國際反戰デー其の他十月革命記念日前後の全滿的共匪暴動を見るに至り爾後の行動に關しては最注意を要するに至つた。之に伴ひ朝鮮人獨自の共產主義運動として殆ど其の影を沒したのであるが中國共產黨滿洲省委指導協力下の共產主義運動は滿洲事變支那事變勃發するに伴ひ漸次活潑となり機に應じ鮮内に其の魔手を伸ばしつつあるので之が防止禁遏に努力して居るのである。

第十六章 内地在住朝鮮人労働者

一 渡航狀況

朝鮮人労働者が内地に渡航を始めたのは明治四十四年で、其の後年々少數の出稼者を出したが大正四年歐洲大戰が勃發して内地の經濟界が異状な好況を呈したのに伴ひ自然労働者の内地に渡航する者

が俄に増加し、其の後も逐年増加の傾向にあつた。然るに偶々大正十二年關東大震災直後流言蜚語が盛に行はれたので一時歸鮮する者が四萬人に達し且朝鮮側でも内地渡航の制限をなした爲に一時在住朝鮮人の數が非常に減少したが、帝都の秩序恢復と同十三年渡航制限の撤廢をしたのに伴つて再び内地渡航の激増を見遂に大正十四年内地經濟界の事情に鑑み労働者保護の爲漫然渡航を制限することに決した。爾來其の方針を持続し、確實なる就職口なくして漫然渡航せんとする者は成る可く地元に於て諭止することに努め、極力渡航制限の嚴行、或は海外への移民獎勵等に因り昭和十一年前後は一時渡航労働者の減少を見たのが最近は事變其の他の關係に依り再び渡航労働者の増加を見るに至り昭和十四年末現在約三十萬人の朝鮮人労働者を算するのである而して彼等労働者的好んで渡航せんとする原因は種々あるが、多くは内地より歸來した者の談話、或は内地在住者の通信等により生活の安易或は求職の容易を過信し、生活困窮の活路を内地に求めやうと漫然渡航を出願するものであつて、豫め確實なる就職口を定めて渡航せんとする者も相當數に達してゐるのである。

二 出稼労働者募集取締狀況

前記の様に歐洲戰亂の結果内地事業界の勃興に伴ひ朝鮮人の内地に渡航する者が漸く多くなり、此の機に乗じて漫りに朝鮮人を内地に誘引し、其の間不正の利を貪らうとする所謂密航募集者が出て來

たので大正七年朝鮮外の事業に從事する労働者の募集に就て労働者募集取締規則（本規則は廢止せられた現在は朝鮮職業紹介令同施行規則に依る）を制定し募集者をして雇傭契約書案を提出せしめ、其の貨銀率、雇傭期間、就職時間、收容設備、往復の旅費の負擔方法、疾病傷痍救療方法等に付その適否並募集者の契約履行の確否を調査し弊害なしと認めたのに限り許可することゝし、出稼労働者の保護取締を實施すると共に併せて漫然渡航出稼者を抑制して内地労働界の紛糾を未前に防止することに努めた。其の後内地事業界の凋落と共に特に規則上の手續を履行してても之を募集しやうとする者が漸次少くなり近年これが出願を爲す者は毎年一、二件に過ぎぬ状態であった。然るに支那事變發生以來最近に於ては内地に於ける軍需工業を中心とする重工業を始め生産力擴充計畫に基く各種産業の活動に因り内地に於ける所在労力を以てしては其の充足を期し難き状況に立ち至りて昭和十四年九月以降本府と内地關係各省と協議の結果朝鮮人労働者を募集に依り相當多數内地に移住せしめ内地の労働不足を補充することとなつたのである、其の移住後の成績は一般的に極めて良好にして内地の諸産業の進展に相當寄與しつゝある處である。

三 就 職 狀 況

朝鮮人の労働者は概ね無學文盲で教養が極めて低級なる爲技術労働者は割合に少く、多くは筋肉労

労者である。而して筋肉労働者でも熟練労働者は極く少數で大部分は自由労働者であるが彼等の性質は比較的從順であるのと、寒暑に堪へ不潔にも馴れて自ら進んで労働争議等に加入しない等の理由によつて相當の需要があり、各都市に於ける繊維工業、化學工業、金屬、機械工業、土木、建築業、各種礦山等多數採用せられて居るが事變發生以來内地に於ける各種産業の活況に依り渡航労働の増加を見るに至り各種時局産業又は平和産業に從事し相當の收入を得つゝあり又從來からの内地在留者中の失業者も夫々就職口を得生活の安定を得つゝある模様である。

四 生 活 狀 況

朝鮮人労働者の賃金は地方に依つて一定しないが大體に於て自由労働者は普通一日平均一圓内外で熟練労働者は自由労働者に比べて約一割高率であるが、中には三圓内外を得る者もある。之を内地人労働者と比較すると自由労働者は殆んど差がないが、熟練労働者は概ね内地人より三割低廉のやうである。又彼等には獨身者が多く一戸を構へてゐるものは極く少數で大部分は工場内の寄宿舎に合宿するか或は下宿して居り、最下級の労働者は多く飯場に雜居して居る状態で一日生活費は數十錢にて足り生活程度から言へば・幾分の餘裕を生じ國元へも送金が出来るのであるが、彼等は從來概ね貯蓄心に乏しく多少の餘裕が出來れば直ちに休業して酒色に耽り賭博をする等の爲に、普通一箇月の就労日

數は約二十日内外となり國元への送金は勿論、歸鮮する旅費にも窮すると云ふやうな状況で生活困窮の結果は乞食、浮浪者となり各地を流浪徘徊して空巣、搔拂等の不正を爲し、或は借地、借家の紛争を事とする等内地人より嫌忌せらるゝ原因を作りつゝあつたのであるが支那事變發生以來各般の影響は朝鮮人に好結果を齎し且内地に於ける協和事業の普及等と相俟つて逐次良化の傾向を辿り警察各般の事故も漸次減少せられつゝある状況である。

第十七章 新聞雑誌出版物並映畫及蓄音機

「レコード」の取締

一 新聞雑誌出版物の取締

從來朝鮮では新聞紙の發行に制限を加へ、殊に朝鮮人の發行するものは殆んど之を認めない方針であつたが、大正八年制度改正以降徐々に言論出版に對する態度は緩和され、從來朝鮮人發行の新聞紙として日刊毎日申報、月刊天道教會報、中外醫藥申報の三種(天道教會月報及び中外醫藥申報は政治記事を掲載出来ない)であつたのを、大正九年中に日刊新聞の朝鮮日報、東亞日報、時事新聞(時事新聞は時事新報と改題して西洋となつたが現在では凡て新報と改題して西洋となつたが)及月刊雑誌として開闢(大正十五年八月一日開)を許可し、其の後も逐次増許し現在朝鮮人發刊の新聞雑誌は二十六種の多さに達して

新聞雑誌「フィルム」「レコード」の取締

る。又内地人發行にありては大正八年以降發行の認可を與へたものは新聞雑誌通信を合せて六十七種で、現在では新聞紙三十四種、通信六種、雑誌十七種に達して居る。其の外國人發行の新聞紙として基督申報といふものが一種あつたが昭和八年に廢刊し現在朝鮮には八十三種の新聞通信雑誌が發行されて居る。

新聞紙の發行に付ては其の分布の状況、發行經營の内容其の他諸般の事情を考究し、必要適切と認むるものに對しては内鮮外人の區別なく、一様に之が發行を認めることとして朝鮮文化の向上に資し、併せて民意の暢達に努める方針を執つて居る。

其他鮮外發行の主なる移輸入新聞通信は百餘種にして之等に對しては夫々移輸入に當り嚴重取締を加へて居る。

次に朝鮮内に於て發行する定期刊行物並に單行本其の他普通出版物は逐年著しく其の數を増加して現在一箇月の納本數は約千種に達する状況である。之等出版物は文化の發達に貢獻すると共に一面思想上に或は風俗上に悪影響を與へるものも少くないので嚴重なる取締を勵行して居る。

又朝鮮外に於て發行される所謂移輸入新聞雑誌其の他各種の刊行物も多數であつて此等は朝鮮內行のものと同様に取締つて居るのである。

而して新聞紙其の他の出版物の取締は統監府令に依る新聞紙規則及出版規則(内に適用す)並に舊韓國法

律に依る新聞紙法及出版法(朝鮮人に適用す)に依つて居るのであるが、内鮮人に依つて其の適用する法規を異にし且つ又其の規定してある事項も世運の進歩に適しないものがあるので、制度改正以來其の運用に就ては適當な措置を講じて居る。

二 映畫の檢閲

活動寫眞の檢閲に付て特別の規定のなかつた當時は興行取締の一手段として各道で區々な檢閲を行ふに過ぎなかつたので、之の統一の爲大正十三年九月、京畿道、慶尙南道及平安北道の三道のみで檢閲を行ひ、其の效力を全鮮に及ぼすこととして稍統制を期したが、尙實際問題として三道の檢閲に往々所見を異にするものがあつて、取締上遺憾の嫌があるばかりでなく、檢閲申請者にも不利不便が少くなかつたので、大正十五年七月總督府令第五十九號活動寫眞「フィルム」檢閲規定を發布し、「フィルム」檢閲は總て總督府に於て施行することに定め、苟も朝鮮内に於て多衆の觀覽に供するものは其の興用、非興用とを問はず、普通「フィルム」(大型)「フィルム」(小型)の別なく、總て檢閲を要することとし取締の全鮮的統一を確立し同年八月から檢閲事務を開始した。爾來檢閲申請件數は逐年増加するのみならず殊に發聲「フィルム」の如き特殊の設備を要するものが陸續して多數檢閲申請せらるゝ状勢となつて、舊來の檢閲設備では完全に檢閲事務を遂行することが困難となつたの

で、遂に昭和八年度に検閲室を新築し、發聲「フィルム」の映寫装置を行ふ等最新且つ精巧なる設備の下に検閲事務の完全なる遂行を期して居る。

而して検閲申請の實蹟を觀るに活動寫眞の旺盛に伴つて申請件數も年々増加を示し、昭和十四年中に於て申請件數三千六百四十件、検閲卷數一萬二千二百二十六卷、二百七十三萬四千四百八十二米突の多きに達した。この内一千八百六十九件、二千八百八卷、五十五萬十五米は公益上の必要から制規の檢閲手數料を免除したが尙二萬九百九十九圓三十六錢の手數料を收納して居る。

尙昭和十四年中に於て検閲拒否（映寫内上）に附したものはないが公安、風俗上支障あるものも檢閲件數の增加に伴つて激増し、前記検閲「映畫」中公安上支障あるもの五十九箇所五百五十八米突三〇、風俗上支障あるもの六十九箇所六百八米突三五を切除（カブ）處分に附し又説明臺本中百三十三箇所に亘り改訂又は抹消處分を行つた。斯様にして不良「映畫」の排除を行ひ民衆の娛樂機關として社會的方面に及ぼす惡影響を未然に芟除することに努めつゝある次第である。（表第三十七回）

三 映畫の取締

從來朝鮮に於て朝鮮人側は外國映畫のみを觀覽する狀態であつたが、この主な原因は内地映畫製作會社又は配給業者等が、内地映畫は内地人側興行者に系統的に供給し、朝鮮人側興行者は内地映畫の

供給を受くることが困難であつたので、多數の朝鮮人側興行者が入手し易き外國映畫に走つたのと、本來朝鮮大衆は微妙なる民族的偏見に依つて内地映畫に對し一種の僻見を以つて居たこと及敏感なる映畫業者が之に阿つたことなど朝鮮特有の事情に基因して居たのである。如斯映畫に對する朝鮮特異の事情と之等映畫が朝鮮大衆の人情、風俗、思想及其の生活に及ぼす甚大な影響とを考察するときは、國家的見地に基いた統制ある取締を施行すると共に、一面優良映畫の保護助長を圖つて健全なる文化の啓發に資する所謂映畫國策を樹立し適切なる爲政工作を施す必要を痛感したのであるが、之は仲々大なる一般行政上の問題があるので一面放置出來ない現下の實情に鑑み警察令ではあるが昭和九年府令を以て活動寫眞映畫規則を公布し興行場に於て外國映畫を使用する場合國產映畫に對し一定比率をして上映する様使用制限をなし且映畫の輸出及移出取締、教化映畫の保護等に資したのである。爾來我國情に背反するが如き外國映畫は漸次減少し、之に代りて國產映畫を多數使用する様善導されつゝあるのみならず、他面内地映畫の進歩を促進すると共に、朝鮮映畫製作事業も勃興の機運に向ひ公益映畫も漸次其の數を増加し來り同規則制定の趣旨を漸次具現しつゝある。尙映畫は最近益々發展性を順應して本府では近く朝鮮映畫令を制定して映畫行政の機構を一新して積極的に之が指導助長の途を講じ以て映畫の質的向上を促し映畫事業の健全なる發達を圖つて國民文化の進展に寄與せしむると共

に内鮮一體の具現に努め朝鮮統治に寄與せんして居る。

四 蕁音機「レコード」の取締

蓄音機「レコード」は從來警察視察の例外に在つて、この取締は餘り重視せられてゐなかつたが、「レコード」の需用數は逐年著しく増加し、中には主義思想宣傳の爲に利用せられ、又は治安風俗を害するが如きものも發見せられ、之が取締を忽諸に附するを得ない状勢となつた。

然るに從來は取締法規がなかつた爲、只僅かに便宜處分を以て其演奏頒布を阻止する程度に過ぎなかつたので、昭和八年五月總督府令第四十七號を以て蓄音機レコード取締規則を公布し、茲に始めて有效適切なる取締を爲し得るに至つた。

昭和十四年中に右規則を適用して其の製造、販賣、授與又は演奏の禁止處分に附せられた「レコード」は二十四種に達した。此の種不穏不良「レコード」は將來とも取締を嚴にして其の芟除に努めると共に、一面業者に適切なる指導を加へ、以て「レコード」を通じて文化の啓發と思想の善導に盡すの方針を執つて居るのである。

第十八章 諸営業其の他取締

從來警察行政に付ての法令中には不備不統一のものがあり、取締上に不便が妙くなつたので、併

合以來時運の進展に應じ得る様整理補正を行ひ、公安保持の確實を期すると共に民衆の利便を圖つて居るのであるが、今左に其の主なるものを擧ぐれば

一 銃砲火薬類取締

銃砲火薬類の取締に付ては大正元年制令第三號銃砲火薬類取締令の發布と同時に、同年府令第二十五號を以て同施行細則を制定して嚴重なる取締を勵行して來た。其の後大正八年の制度改正につれて自然其の改正の必要に迫られ、且時勢の推移と取扱又は取締上の便宜に鑑み、從來の複雜した法規を統一整理するの必要を認めて、其の後考究研鑽の結果大正十三年八月府令第四十六號を以て銃砲火薬類取締令施行規則を發布し、十月一日から之を實施したが、更に昭和七年八月及同九年九月昭和十三年八月の三回に亘り各一部の改正を行つた。蓋し朝鮮に於ては銃砲火薬類の取締は保安上最も嚴密を要するので、此の種物件の授受、運搬、使用及貯藏等に付ては鐵道運輸規程並火薬類船舶運送及貯藏規則並開港取締規則改正と相俟つて、一層周到なる取締の勵行を期して居る次第である。尙火薬類の製造は一般的には之を禁止して居たのであるが、近時鮮内地下資源の開發に鐵道港灣發電道路工事等重要國策的事業の勃興は必然的に火薬類の需要を増大せしめつゝあるので其の要求に應ずる爲爆薬のみの製造を許可する事にして、昭和七年七月府令第六十五號爆薬製造取締規則を制定したが、昭和

九年九月には府令第九十一號を以て一部の改正を行つた處、更に最近に至つては土木礦業界の進展著しきものがあつて爆薬以外の火薬類の製造を認める必要が生じて來たので、昭和十年十月には府令第百十八號を以て普通火薬類製造取締規則を制定し、軍用以外の一般普通火薬類の禁止を解いたのである。

火薬類に關係した犯罪の大部分は、南鮮地方に於ける不正漁業に使用する爆薬類の密貿賣等であるが、時に時局に關係した事犯や過激奇矯の思想を抱持する所謂不逞徒輩が巧に拳銃、爆弾を携帶潜入することがあり、又強盜其の他の不正行爲に使用若くは供給する目的で、銃器彈薬を窃取せんとする者、鮮内及内地方面から朝鮮經由滿洲、北支方面に兵器彈薬の密輸入を企圖する者等があつて逐年増加の勢を示し、且つ其の方法手段の頗る巧妙を極めて居るので、特に其の取締を嚴重にし、一方水利組合又は漁業組合を利用し、其の他關稅官署及内地關係各府縣とも連絡して、其の制遏撲滅に努めて居る。其の結果近來檢舉率の向上を見、其の成績は良好である。尙近時發動機船の發達に伴ひ、盛漁期に於ける不正業者は今尙絶えない状態であるので、嚴に其の取締を勵行してゐる状況である。

(至第四十一大表参照)

二 煙火、引火質物其の他危險物取締

煙火の製造、販賣、貯藏、打揚等に付ては、大正十年十二月府令第四十九號煙火取締規則を以て取締した。

縛りつて來たが、其の實施後の情勢に鑑み尙將來の進展を慎重考慮した結果、昭和二年一月府令第四號を以つて全文に亘る改正を行ひ、更に昭和九年九月府令第八十九號を以て一部を改正して取締の完璧を期した。

引火質物貯藏所取締規則は明治四十四年六月府令第六十六號を以て發布せられ 石油、酒精、揮發油、燐寸の貯藏に付取締つて來た、が其の後大正八年府令第十二號を以て改正を行ひ、更に昭和六年五月府令第五十九號に依り引火質物取締規制と改名し全文の改正を行つた。本規則では石油、揮發油は引火點に依つて區別し、更に「アルコール」の外「ベンゾール」をも引火質物に加へ本則を適用することとしたのである。貯藏所に付ては從來地上倉庫のみであつたのが、更に地上、地下油槽の新規定を設けた外、詰替所の構造設備に付て規定し、又廣く引火性及發火性物品も必要に應じ本規則を準用して取締得ることとし、世運に適應し而かも危険豫防上遺憾なきを期した次第である。

三 狩獵取締

往時朝鮮では狩獵に關する法規なく、其の保護を必要とすると否とを問はず其の捕獲は自由に委してあつたので、明治四十四年四月狩獵規定を制定し、其の後大正四年及同九年に一部の改正を行つた。本規定の要旨は野生鳥獸の捕獲、野生鳥の巣、卵及雛の採取、狩獵の場所、方法及時季、學術研

究又は有害鳥獸驅除其の他特別の事由に由る保護鳥及狩獵期間外の特別捕獲、狩獵免狀、免許手數料等の事項を規定してあつたが、大正十四年九月之に改正を加へて、濫獲の防止に努め、次で昭和二年八月規則の一部を改正すると共に、警務總監部令第十號を廢止して例規通牒を整理統一し、訓令第二十三號狩獵規則改正手續中に規定して取締つて居る。

四 電氣事業取締

明治三十二年京城に韓美電氣會社が創立せられたのが抑も朝鮮に於ける電氣事業の嚆矢であつて、當時は未だ之に付ての取締法規は無かつた。然るに日露戰爭後内地人渡鮮者の増加と共に漸次各地に本事業が勃興して、遂に明治四十四年三月取締法規の發布施行を見、其の後數次の改正を経、昭和七年二月朝鮮電氣事業令を制定して電氣事業の統制と取締の完璧を計り現在に至つて居るが、其の成績は概ね良好である。

昭和十三年三月末に於ける電氣事業者の總數は三百十二であつて、電氣供給事業、電氣供給及電氣鐵道兼營事業二十二、自家用電氣工作物施設者二百六十九、官廳用二十一で、其の總發電力は一、六三九、五一八キロワット内落成發電力七六八、九八〇キロワット（滿洲電業よりの受電五、〇四〇キロワットを含まず）未落成發電力八七〇、五三八キロワットであつて、自家用及官廳用は右の内落成

發電力一〇〇、七七四キロワット未落成發電力二一、〇八六キロワットであるが、電氣供給事業、電氣供給及鐵道兼營事業の發電力は落成せるもの六六八、二〇六キロワット未落成八四九、四五二キロワットで其の發電力を原動機別に類別表すれば左の通である。

區別	水力	汽力	內燃力	受電	合計
落成發電力	三三、五〇	二四、一〇	四七、六	三、〇〇	六九、二〇
未落成發電力	七八、五〇	五〇、〇〇	一三	一	一一九、五〇

之が需要狀態は電燈需要家數五〇四、四〇五戸燈數一、八七七、九七六燈電力需要家三二、四二四戸五一〇、一二九キロワットに及び尙漸次發達を見つゝある。

五 原動機取締

原動機は從來各道共舊理事廳令を以て取締つて居たが、理事廳令は朝鮮人には適用されず不便の點が可成多いので、大正四年八月總督府令を以て汽罐汽機發動機取締規則を發布し同年九月から之を行した。然し時勢の進運は、各種工事の勃興を促し、且嶄新なる高級機關の使用が増加して、從來の規定では充分なる取締を勵行することが困難となつて來たから、大正十四年九月之を改正し原動機取

締規則として發布施行し、其の後原動機の智識普及するに及んで比較的的危害渺々小型の機關は手續を簡易にすると共に、其の反面に於て危害豫防上萬全を期する爲警察署長をして必要なる命令を發せしめ得ることとして、取締上適確を期する爲昭和三年七月一部の改正を行ひ、同年八月より實施したが、其の成績は良好である。因に昭和十四年末現在の原動機の總數は汽罐二千七百九十九基、蒸罐二百九十一基、蒸氣機關二百七十五基、瓦斯及石油機關二千二百十二基、其總馬力數は八萬二千五百九十九馬力で尙ほ小型汽罐六百二基、小基瓦斯及石油機關三萬七千五百五十六基、其總馬力數十八萬九千六百九十四馬力に及んでおり事業界漸進と共に増加し、將來益々増加するの趨勢にある。

六 交 通 取 締

朝鮮に於ける交通狀態は年と共に繁激となり、交通機關も亦漸を趁ふて發達し、山間僻陬の地又は山岳重疊の地でない限り道路が開闢せられて、警察署所在地で自動車の便のない所は僅かに數個所に過ぎぬ。鐵道は國有と國有北鮮委託鐵道及私有とあつて國有は明治三十三年七月京城、仁川間に京仁線が敷設せられたのを始とし、爾來京釜、京義、湖南、京元、咸鏡、慶南、圖們、東海、滿浦及惠山の各線並に其の支線が開通し、昭和十四年末には國有三千九百二十二糸四分、國有北鮮委託鐵道三百二十九糸二分、之に私設鐵道一千六百二十八糸三分を加算すれば、總延長五千八百七十九糸九分とな

つて、其の發達は遅々たるものゝ如くであるが、併し何れも過去三十年間に敷設せられたものである。

鐵道の普及が未だ不充分な今日では、高速度の交通機關としては自動車に依るの外はないので、各地共自動車の營業者が非常に増加し昭和十四年末旅客自動車運轉事業の免許路線の延長は二萬五千五百九十糸六分で既成一、二、三等道路總延長の九割以上に達し、各地に於て郵便物遞送の請負、或は鐵道船舶との連絡輸送に活用せらるゝ等正に地方交通機關の樞軸をなして居る。又貨物自動車營業免許路線の延長糸程も二萬三千百二十八糸二分に及び漸く其の發達を認め得るやうになつた。殊に京城大邱、釜山、平壤其の他の市街地では「市内バス」の運轉を見又京城、平壤、釜山其の他の都市では所謂「タクシー」が全盛を極めて居るが、尙地方に於ては依然として牛馬車に依つものもある現状である。又電車に至つては僅かに京城、釜山、平壤の三都市其の他に三箇所短距離の施設があるのみで延長七十四糸二分に過ぎず其の發達は遅々として居る。

斯くの如く朝鮮の交通は鐵道、自動車を中心として逐年發達して居るので、之に基く事故も亦漸次増加し、其の取締に付ては常に細心の注意を用ひ、道路、鐵道の保全に付ては各關係當局と聯絡を保ち、一方一般民衆の注意を喚起して事故發生の未然防止に努めて居る。殊に自動車の取締に付ては從來其の關係法規としては大正十年七月に發布せられたる府令自動車取締規則があつたが自動車交通事

業の圓満な發達統制の爲め昭和七年八月交通運輸事業の監督は鐵道局に分離移管され八年九月朝鮮自動車交通事業令の公布を見一方自動車取締規則も時代の趨勢に應じ昭和九年十二月根本的に改正發布し朝鮮自動車交通事業令關係法令と共に昭和十年四月より實施銳意取締の完璧を期し京城其の他交通繁劇なる市街では交通取締専任の巡査を置き樞要地點に配置して交通の整理に專從せしめ好成績を挙げて居る。尙ほ朝鮮は從來右側通行制であつた爲電車自動車其の他交通機關に對する非常な危險があり取締上種々不便を感じてゐたが、大正十年十月道路取締規則を改正して内地同様左側通行制を採用し、同年十二月一日から之を實施して居る。

尙航空機は近時異狀の發達を遂げ今や東京、大連、新京間定期旅客飛行の實施によつて愈々實用化されて來たが、既に取締法規も制定せられ之が取締に付ては遞信當局と連絡を保ち完璧を期することに努めて居る。(第十四十二表)

七 宿屋取締

從來朝鮮には客主、旅閣(何れも旅館)、酒幕(下宿屋、料亭、飲食店)といふものがあつて、宿屋業を營んで居たが、之等に對する取締法規がなく全く自由營業として放任されて居た。従つて客室、料理場等は一般に不潔で營業設備の見るべきものなく、衛生及公安風俗上幾多の弊害があつた。又内地人は内地同様旅人

宿、下宿屋等を經營し、之に對しては領事館令、又は理事廳令で取締つて居たが、設備其の他不完全で時勢の推移につれ營業用家屋其の他營業設備に適當の改善を加へる必要があつたので、併合後地方警務部令を發布して相當の取締を加へて來たが、尙不備の點が多く、又規定事項も各地區々に分れて寛嚴其の宜しきを得ない憾があり且つ全鮮同一法令の下に内鮮人を統一して取締る必要を認めたので、大正五年三月警務總監部令を以て宿屋營業取締規則を發布し、同年五月より施行の結果一般に好成績を收め、特に市街地に於ける朝鮮人の宿屋營業狀態は從來の面目を一新した。併し市街地外では今尙營業設備の依然舊套を脱しないものもあるので、土地其の他の狀態に適應するやう漸次改善せしめる方針の中に取締を加へて居る。(第十四十三表)

八 料理屋、飲食店、藝妓置屋、貸座敷、

藝妓、娼妓酌婦の取締

從來朝鮮では料理屋、飲食店に對する業名なく等しく宿屋と同様酒幕と稱へ、又酌婦及藝妓置屋に付ても何等の沿革なく、貸座敷、娼家、娼婦と稱して居たが、併合前京城のみに施行せられる娼妓團束令(令禁)を發布し、娼婦の名稱を娼妓と改めた。又在住内地人間では貸座敷を乙種料理店又は第二

種料理店、娼妓を乙種藝妓、又は第二種藝妓と稱へ、藝妓置屋に付ては形式上の名稱なく、領事館令又は理事廳令を以て之等を取締つて居たのである。而して併合後は地方の發展につれて取締上多大の不便を感じるやうになつて來たので、全道の内鮮人を統一して取締る必要を認め、大正五年三月警務部令を以て料理屋飲食店營業取締規則、藝妓酌婦藝妓置屋業取締規則及貸座敷娼妓取締規則を發布して同年五月から之を施行した。本規則の主なる規定事項は風俗上特に取締を必要とする貸座敷及娼妓の業を營む者は原則として一定の地域に局限し、料理屋は藝妓の招聘酌婦の寄寓を認め、飲食店は飲食を爲すの外遊興を爲すことを禁じ、藝妓置屋は藝妓を寄寓せしめる外、客を受けることを禁じ、其の他藝妓、酌婦、娼妓の稼業に關する事項、營業用建物の構造設備に關する事等で施行後は一般に良好の效果を收めて居るが、近時「カフェー」、「バー」、「レストラン」等の洋式料理屋飲食店は市街地の隨所に發展し益々增加の傾向にあつて之等の構造設備其の他に付取締の困難なものがあるので昭和九年九月カケエー營業取締内規標準を設け各道をして遺漏なき取締を實施せしめて居る。又從來の朝鮮人料理屋及飲食店の構造設備に付ては未だ嚴格に取締ることの適當でない事情があるので營業の狀態土地の狀況に依り規則の規定事項を斟酌して業態及地方の實情に適應する様易めて居る。尚支那事變發生以來之等風俗諸營業に對しては相當肅清の要を認め營業時間の制限新規營業及新規就業の抑制其の他享樂部面の肅清に努めつゝある。

九 私 娼 取 締

賣笑婦に對しては從來何等の取締規定が無く爲に彼等は隨所に出沒し風俗並衛生上看過し得ないものがあつたので、明治四十五年警察犯處罰規則中に私娼處罰の規定を設け、越えて大正五年料理屋、飲食店、藝妓、酌婦、貸座敷、娼妓等の取締規則を發布して、此等私娼の取締を一層厳密にしたが、多年の因習と生活難其の他種々なる社會上の缺陷に困つて直に之を掃滅することが困難なのみでなく彼等は巧に取締官憲の視線を避けて依然として賣春行爲を密行してゐる状態にあるのは誠に遺憾なことである。特に近時「カフェー」、「バー」等の發展並廢娼運動の高唱等に連れて、私娼の取締は益々困難となり、在來の營業監査、戸口調査、巡察其の他の機會に於ける臨檢の取締方法では到底所期の目的を達し得ないので、更に私娼の弊に陥り易き接客業者には必要に依つて雇女の數を制限し、或は雇入當初の實情を調査して、苟くも雇傭後賣淫行爲に依つて前借を支拂はしめ、又多額の前借を契約の内容とするもの等は絶対に認めない方針を以て取締つて居る。

十 質 屋 取 締

從來質屋の取締は朝鮮人には光武二年(明治三)十一月法律第一號典當鋪規則及農商工部令第三十一號

典當鋪細則内地人は領事館令又は理事廳令に依り取締つて居たが、其の規定事項は區々に分れて取締上の緩嚴宜しきを得難く、加ふるに地方に依り取締法規の無い處もあつて非常に支障を感じたのみでなく、併合後逐年内地人の移住者増加の開港地は勿論、其の他の地方でも質屋業を營む者が多くなつたので、全鮮共通法制定の必要を感じ、且内鮮人取締の權衡上、明治四十五年三月制令を以て質屋取締法を發布し内鮮人同一の法規で取締ることとした。然しながら朝鮮の經濟状態や業務上の慣習は内地と甚しい相違があり、從つて内地と同一に律することが出来ないので、利子の制限、流質の期限、質物の處分、質物の滅失又は毀損の場合の損害負擔等に付て同法施行細則を發布して取締法に對する例外規定を設け之等の事項は道知事に願出でて認可を受けること、尙舊慣あり且弊害なきものは可成之を認可するの方針を執つて居るから、實施後の成績は頗る良好である。尙京城を始め樞要の都市數個所には府營の公益質屋が設置せられて居るが、之が取締に適用すべき法令が存しないので内地の如く單行法令を制定すべく目下考究中であるが現在は取締法令の精神に準じ遺憾なきを期することとなつて居る。(第十四回)

十一 古物商取締

古物商の取締に關しては舊韓國時代には何等の法規もなく古物の賣買譲與は自由に放任せられた

爲、朝鮮人の古物商に就ては全く取締の途なく、又内地人に就ては領事館令又は理事廳令に依つて取締つて居たが、其の規定區々に分れ且不備の點も多く、殊に内地人の増加に従つて從來のやうな不備な法規を以ては到底其の取締の目的を達することが出來なくなつて來たので、明治四十五年三月之が取締令を發布して同年四月から之を施行し取締つて居る。(第十四回)

十二 寄附金募集取締

寄附金の募集取締は明治四十四年府令第百三十八號寄附金品募集取締規則に依つて實施して來たが、其後文化の進展、時代の推移に伴つて種々の名目の下に寄附金品募集を企つる者が増加し、中には直接、間接に私利を圖るものもあつて取締上不備缺陷も尠くなかつたので昭和八年八月府令第七十六號を以て取締規則の全文改正を行ひ尙昭和十年十月通牒を發し道知事の許可權限に屬するものに付ても一定の事項に該當するものは之を本府に經伺せしめる等取締上遺漏なきを期して居るが、尙支那事變勃發に伴ふ銃後經濟の安定と軍事後援の萬全を圖る爲め時局に關係なき寄附金品の募集取締を嚴重に行ひ弊害なからしめつゝあり。

十三 代書業者取締

代書業務は其の性質上動もすれば民事訴訟其の他紛議に關與し、直接間接に之が勧誘鑑定、紹介若

は中裁等を爲し又は土地家屋の賣買譲渡、債權の取立、人事周旋等に關與する爲、或は詐欺横領等の犯罪行爲に出づる場合等があつて種々の弊害を醸し易く、殊に朝鮮人中には法規に暗く、且つ文筆を能くする者も少ない關係上、往々惡代書業者に欺瞞せられて損害を蒙る事例も可成多いので、大正八年及同九年各道に對し之が取締方を内訓又は通牒し同十四年代書業者取締規則を發布して取締を爲し來りたるも時代の進展と建築、鑛業土地測量等特異の業務が益々其の必要性を増加したる爲、昭和十三年八月二十六日府令第一七八號を以て規則の全面的改正を行ひ朝鮮代書士取締規則と改稱し業務名稱を代書士と變更したる外許可官廳の變更業務範圍の確定業務區域の廢止組合設置及特別規定制定に關する委託事項等を新に増補し取締上遺漏なきを期することとなりてゐる。(同前)

第十九章 市街地計畫

近年朝鮮に於ける各種產業の發展に伴つて人口の都市集中、新工業都市の建設は著しい最近の傾向と見られる。この大勢に應じて合理的な新都市の創設と、既成都市の改造をして昭和九年六月制令第十八號を以つて朝鮮市街地計畫令が發布せられた。

朝鮮市街地計畫令は茲に同令施行規則は内地の都市計畫法と市街地建築物法の内容を綜合したもので其の第二章は市街地建築物法に相當し市街地計畫の地域及地區の指定並に建築物等の制限、土地區

劃整理並に住居、商業、工業等各種用途地域の指定による土地利用の統制、風致、美觀地區の指定による自然の景觀と都市美の維持、增進、防火地區制による都市防火ブロックの建設、建築物の高さ及空地の制限、建築線制度による街廓の統制等に關するもので朝鮮に於ける從來の建築取締には例を見なかつた建築物の集團統制に關する諸規定を包含する調期的なものである。

現在用途地域の指定せられてゐるのは京城及咸北の羅津(何れも住居、商業、工業、未指定地)、清津、(工業のみ)の三都市に過ぎないが近く釜山、平壤、にも指定せらるゝ豫定である。他の諸都市に付てもあらゆる都市施設の基本となる地域指定の準備として各般の都市調査を進めてある。

都市の創設、改造の如き大事業は一朝一夕に完成さるものではなく又建築統制の力のみを以て成就し得るものでもないが、道らしい道のない朝鮮の舊市街と計畫令施行後の街廓整然たる新市街とを比較して見ても既に建築統制の效果は着々として表はれつゝある事が解る。從來の朝鮮式住宅の構造上、保健上の見地からの改良指導、内地に比較して著しく劣ると言はれる施工技術の向上、建築線制度の活用による密集市街地の整理等計畫令に課せられた使命は多い。

一 適 用 都 市

北鮮工業地帶は朝鮮の工業發達に先驅するものであり、從つて都市計畫も先づこゝに始つた。現在

市街地計畫

一一〇

の適用地は京城、仁川、開城、清州、大田、扶餘、全州、群山、木浦、光州、大邱、釜山、海州、平壤、鎮南浦、新義州、普川、咸興、元山、興南、羅津、清津、城津、羅南の各都市の外將來の大都市の創設を目標として適用を見るに至つた京仁(富平)揚市、多獅島等の所謂地方計畫區域を合せて十八府五邑一面三地方合計二十七區域であるが、羅南を包含して清津府域の擴張せられた結果近く清津羅南の兩區域も綜合統一することに變更せらるゝ豫定になつてゐる、更に昭和十五年中に適用を見るものに堤川、江陵、安東、麗水、順天、晋州、馬山、洪原、北坪、三陟、墨湖、市街地計畫令第二章の規定の一部を準用せらるゝものに吉州等があるが最近著しい都市人口集中と產業の躍進に依る。新興市街地の出現の傾向に鑑み他の諸都市にも續々適用又は準用される豫定である適用地と適用年月日は次の通りである。

第一表 市街地計畫令適用地

道名	適用都市名	適用年月日
京畿道	京 開 仁 京	昭和二、四、一
仁川道	仁 川	同 二、五、一
平城道	平 城	同 四、四、一

道名	適用都市名	適用年月日
咸鏡南道	咸鏡南道	同 一四、一〇、三一
咸鏡北道	咸鏡北道	同 一三、五、一二
江原道	江原道	同 一四、一〇、三一
平安道	平安道	同 一四、一〇、三一
慶尚南道	慶尚南道	同 一四、一〇、三一
慶尚北道	慶尚北道	同 一四、一〇、三一
忠淸南道	忠淸南道	同 一四、一〇、三一
忠淸北道	忠淸北道	同 一四、一〇、三一
黃海北道	黃海北道	同 一四、一〇、三一
黃海南道	黃海南道	同 一四、一〇、三一
全羅北道	全羅北道	同 一四、一〇、三一
全羅南道	全羅南道	同 一四、一〇、三一
忠淸道	忠淸道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
光州道	光州道	同 一四、一〇、三一
大田道	大田道	同 一四、一〇、三一
群山道	群山道	同 一四、一〇、三一
木浦道	木浦道	同 一四、一〇、三一
扶余道	扶余道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
鎮海道	鎮海道	同 一四、一〇、三一
平澤道	平澤道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新義州	新義州	同 一四、一〇、三一
普川道	普川道	同 一四、一〇、三一
咸興道	咸興道	同 一四、一〇、三一
元山道	元山道	同 一四、一〇、三一
興南道	興南道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚尙道	尚尙道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道	同 一四、一〇、三一
尚南道	尚南道	同 一四、一〇、三一
尚北道	尚北道	同 一四、一〇、三一
海州道	海州道	同 一四、一〇、三一
昌寧道	昌寧道	同 一四、一〇、三一
襄陽道	襄陽道	同 一四、一〇、三一
大邱道	大邱道	同 一四、一〇、三一
釜山道	釜山道	同 一四、一〇、三一
金豐道	金豐道	同 一四、一〇、三一
新羅道	新羅道	同 一四、一〇、三一
羅津道	羅津道	同 一四、一〇、三一
羅南道	羅南道	同 一四、一〇、三一
羅北道	羅北道	同 一四、一〇、三一
羅尚道	羅尚道</	

成	鎮	北	道
羅	城	清	羅
津	津	同	一、九、一
洞	洞	一、六、四、二〇	一、六、四、一
同	同	一、三、二、二六	一、三、二、二六

二 昭和十四年中の竣工建築物概況

この種系統立つた建築統計は昭和十二年下半期以來朝鮮に於ては初めての試みである爲集計の結果に付ても從來のものと充分に比較考究する事は出来ないが、今後累年的調査を続ける事に依つて朝鮮に於ける建築工事の實情を明らかにし一般に有效に利用されるべき資料となる事を信する以下京城外十九都市の昭和十四年中の竣工建築を概観して見よう。昭和十四年中の全鮮市街地計畫區域の竣工建築物は棟數一三・二〇六棟、床面積一、二四三・六二七平方米、工事費四七、一四七・〇五一圓にして之を昭和十三年の棟數八・三九〇棟、床面積九七八・一八七平方米、工事費三二、一二五・九〇二圓に比較するときは棟數に於て五七%、床面積二七%、工事費五〇%の激増である。尤も昭和十四年末に於ける市街地計畫區域は二六で昭和十三年末に比し九を層加して居る爲絶對的の增加とは認められないが試に建築數の大半を占め昭和十三年以前よりの計畫區域である。京城、仁川、木浦、大邱、釜

山、平壤、新義州、咸興、清津、羅南、羅津の十二都市のみに付て兩年を比較するに棟數五〇%、床面積二二%、工事費四一%の各增加を示し全般的の増加と著しい變化のないことを示してゐる而して棟數の増加割合に比し床面積の増加の低いのは資材の影響に依つて建築物の規模が小さくなりつゝあるものと認められる。

1 都市別に見たる昭和十四年中竣工建築物

京城は依然群を抜いて棟數に於て全體の三三%を示し大都市たるの實錄を表してゐる。清津は棟數に於て平壤の二、〇〇七棟に次ぐ一、三〇六棟であるが床面積及工事費は遙に平壤を凌ぐので第二位と謂ふことが出來よう。次いで釜山、大邱、仁川、咸興といふ順序である。

第二表 都市別に見たる昭和十四年中竣工建築物表

都 市 名	棟 數	床 面 積 <small>単方メ</small>	工 事 費
1 京	四、三八二	一六、三一八、六一九	五、八三三、七八〇
2 平	二、〇〇七	二七七、九七七	一〇、三八九、七一
3 清	一、三〇六	二五五、六八九	二、一六二、八四二
4 釜	八七一	二四八、八七一	一、一九九、八九〇
山 津 壤 城			

第三表　用途別に見たる昭和十四年中の新規建築物表

建築物の總數に對し工業建築物は昭和十二年棟數に於て六・九%床面積に於て一四・九%を
に於て一四%に過ぎなかつたのであるが昨十三年は棟數一〇%床面積二七・八%工事費於て二八%を
示したが、更に昭和十四年は棟數に於て一〇・三%、床面積二八・六%、工事費二七・三%を示して
ゐるのは大陸兵站基地たる朝鮮工業の躍進振りを如實に示すものであるが、住居建築物が昭和十三年
に於て約六〇%昭和十四年に於て約六二%を示すのと比べると朝鮮の都市建築の分配が明かに看取さ
れる。

2 用途別に見なる昭和十四年中の竣工建築物

大	仁	成	羅	全	木	城	新	開	大	群	鐵	春	元	光	計	計	
八三八	六二〇	五八九	三八五	三一六	三一六	三一六	三一六	三一六	二九三	二七五	二八八	二五一	二三五	二一七	一三、三〇六	一三、三〇六	
五四、五二三	二二、七二二	三〇、九〇八	一八、八六二	二九、二一五	三二、〇一四	一、二四二、六九八	一、二四二、六九八	一、二四二、六九八	一八六、九九一	四九四、八七三	一六六、八七九	一、一九一、七七五	五六六、七四一	一一、八四五	一八、五四九	八三八	一、三四三、六二七
五二、三一六	五四、四二〇	一、八三七、四三二	七六七、九四三	八四七、一五〇	一七三、九九六	九五七、一八七	一、三五二、八四二	一、七九五、四五九	一、一九一、七七五	五六六、七四一	一、一九一、七七五	一、一九一、七七五	一、一九一、七七五	一、一九一、七七五	一、一九一、七七五	四七、一四七、〇五一	六九〇

煉瓦造建築物の數が相當多いのは地震が殆ど無いのと防火、防寒上の効果の外に材料が得易く、施工が容易で從つて工事費も木造と大差ない關係と都市防空の必要から言つても將來朝鮮に於ては益々獎勵さるべき構造である。煉瓦造は棟數に於て鐵筋コンクリート造の約七倍を示して居るが床面積に於ては兩者大差なきに狀態にあるのは一般に規模大なるものは矢張鐵筋コンクリート造と爲すからで新築のみに付て調べた一棟當床面積を見れば構造別による建築物の大體の規模を知る事が出来る。

第四表 構造別に依る建築物の規模

構造種別	棟数	床面積	新築一棟當床面積	
			新	築
鐵骨鐵筋コンクリート造	五一	八七・六七五		一・七一九
鐵筋コンクリート造	三八	二〇・九九一		五五二
鐵骨	二五	一四・八二三		五九二
煉瓦造ニシテ床階段等	五六二	一〇二・七五三		二八三
鐵筋コンクリート造トナスモノ	三六二	六四〇・四七四		七七
煉瓦造・石造コンクリート造	三六二	三・六五七		六〇九
木骨造	八・二七一	八・七五三		九九
木骨	六	八七〇・三七三		
計				

4 支那事變下に於ける建築物の趨勢

支那事變一年後の昭和十三年下半年に於ける市街地建築物は前年同期に比して商業建築物のみが二%程度の減少を示した外工業建築物の如きは實に六八%の増加を示して一般に事變勃發以來資材の節約強化に伴ひ新建築は相當減少するであらうとの豫想を完全に裏切つたがまだ昭和十三年迄は資材其の他の關係に於てもあまり窮屈と言ふ程でもなかつたが昭和十四年に至つては漸く逼迫を見るに至り客觀的には建築は相當抑制せらるべき状勢であつたにも拘らず市街地建築物は左表の通り昭和十三年に比し總計に於て棟數約五〇%の激増を示し就中住居建築物に於ては、棟數約五五%、工業建築物に於ては棟數約五四%といふが如き何れも著しい増加を示してゐる。

此の事實は事變以來朝鮮の大陸前進兵站基地としての重要性が急激に増大し生産力擴充計畫の遂行に伴ひ各種礦工業の勃興發展を促し之に伴ふ工場、從業者住宅等の著増するに至つた事を雄辯に物語るものであつて尙将来に於ても此の趨勢は繼續せられるものと認められ建築指導取締の重要性は愈々加重せられるであらう。

支那事變下に於ける昭和十三・十四兩年中竣工建築物比較表

三 防空建築規則の公布

昭和十五年一月二十六日府令第十一號を以て防空建築規則が公布され三月一日より市街地計画区域中差當り京城、仁川、釜山、平壤、新義州、咸興、興南、元山、清津、羅津の十市街地に適用を見たのであるが、この規則は國民防空上極めて重要な都市の殆どが木造家屋の集団であると言ふが如き實状に在る鮮内各地の市街地建築物に對する最少限度の防空對策として、木造建物の外周を或る程度防火構造たらしめて市街地の建築物を緩燃的なものに改め又爆弾及毒ガスに對する人命防護即室製待避の爲の場所の用意をなさしむるの外敵機の爆撃目標又は誘導目標となる虞のある建築物を偽裝せしめ

市街地計画

或は又重要施設に關し之が防護の爲の設備をなさしむる等必要最少限度の自家防衛を目的として制定せられたのであるが市街地に於ける建築物は朝鮮市街地計畫令に依つて統制される關係上この規則も市街地計畫令第三十條に基いて制定せられたもので都市防空上は市街地計畫令に依る建築統制と防空建築規則に依る防空對策とは不可分の關係に於て兩々相俟つて初めて其の目的を達成し得るものである。

又施行地も漸を追ふて他の計畫令適用地にも施行られる豫定であるが本規則の施行に依つて漸次市街地建築物が重大な防空的要要求を充たして各戸防衛の實を擧ぐるに至り空襲に依り豫想せられる被害を局限することとなるであらう。

第二十章 警 防

一、防空の概要

1. 防空制度の沿革

朝鮮は大陸への掛橋にして接續國境を有し特に兵站基地として軍事上重要な地位にあるのみならず防空上より見るも容易に空襲を受くる條件下に置かれて居るので之が對策を講ずることは極めて

緊要の事である依つて昭和八年本府と朝鮮軍との間に防空協定なる取極めを行ひ之に基いて主要地域の防空を實施し今次事變に際しても當初は本協定に基き防空を實施したのである然しながら防空協定に依る防空は局部的であつて且國民に對する義務の關係、費用の負擔等に關して種々實施上の不便が渺くなかつたので之等の不便を除き統制ある防空を實施するの必要に迫られて居つた。然る處突如として勃發した支那事變は益々擴大し國際情勢又緊迫化するに至つたので愈々制度を確立することとなり昭和十二年十一月十八日に勅令を以て防空法を朝鮮に施行した。

2. 防空機關の概要

朝鮮に於ける防空機關は左の通りで之等に依り防空諸般の事項を掌理して居る。

イ 朝鮮總督府

防空事務は當初總督官房文書課に於て主管し來つたが昭和十二年九月に新に官房に資源課が設けられると同時に時局に關する他の事務と併せ之を同課の主管に移し防空係を設けて處理して來たのである。然る處其の後の國際情勢は愈々複雜怪寄を極め其の前途は容易に豫断を許さないものであるのみならず半島防空の重大性は益々重加せらるゝに至つたので昭和十四年二月三日警務局に防護課を新設し官房資源課の主管であつた防空事務と警務局警務課の主管であつた消防、水防の事務を一括し同課に於て管掌することとなつたのである。

斯くして防空事務に一新紀元を劃するに至つたが現在の機構を以てしても尙十分とは言ひ難く半島防空の完璧を期する爲には更に一段の強化を要する實情に在るので朝鮮防毒資材取締規則の施行に伴ふ防毒検定機關の設置を初め一層之が強化擴大に就き畫策中である。

ロ 道

各道は防空法の朝鮮施行と共に警察部醫務課を主管課とし同課に防空係を設けて處理しつゝあるが現在の一係を以ては日に増加する事務處理に應ずること困難なので昭和十五年度に更に機構の擴充強化を爲す豫定である。

尙道知事は道内の防空に關し防空計畫を設定して道内の防空實施の衝に當るのである。

ハ 指定行政廳

防空上特に重要な府又は邑に於ては道知事の指定に依り當該府尹又は邑長が防空計畫を設定し其の區域内に於ける防空を實施するのである。

ニ 警察官廳

警察署長（消防に關しては消防署長）は道知事の下に在つて防空實施の補助機關たる防空監視隊及警防團を指揮監督し防空實施に當るのである。

ホ 特別防空計畫設定者

規模大なる事業又は施設に對しては其の所有者若は管理者を指定して別に防空の實施を爲さしめて居る。

ヘ 官廳防空計畫設定者

國の管理する施設に關する防空は朝鮮總督自ら防空計畫を樹立し防空實施に當る外朝鮮總督の指定する所屬官署をして之を爲さしむるのである。

ト 防空委員會

防空に關する重要な事項を調査審議せしむる爲朝鮮總督府に朝鮮中央防空委員會を道及指定行政廳には地方防空委員會を夫々設置した。

チ 其 の 他

(イ) 警 防 團

防空、消防、水防其の他警防に從事する機關として從來防護團、消防組、水防團等の團體があつたが之等團體は其の組織、目的、指導系統を異にし更に業務上重複錯綜するものがあつて一朝有事に際し統制ある活動を期待すること困難なる實情にあつたので時局の要求に基き之等團體を改組統合して其の系統を一元化し以て統制ある強固なる團體を組織することとなり昭和十四年十月一日に全鮮一齊に警防團の誕生を見るに至り防空實行機關として偉力を發揮しつゝあ

る。

- (三) 監視隊
防空監視の任に服せしむる爲防空監視隊を設け道知事及警察署長の指揮監督下に於て航空機の來襲を監視し其の状況を報告せしめて居る。
- (四) 家庭防護組合
都邑に於ける防護の初動に任せしむる爲自衛防空の本旨に基き全鮮防護都市には一齊に家庭防護組合を結成し隣保相寄り長短相補ひ一朝有事に際し防護の初動に遺憾なきを期せしめて居る。

3 其の他防空援助團體

イ 財團法人朝鮮警防協會の設立

昭和三年十月二十三日設立せられた財團法人朝鮮消防協會は、以來各消防組の提携、組員傷痍の救濟、消防施設の改善其の他に輝しき業績を遺して昭和十四年十月一日警防團の誕生と同時に朝鮮警防協會と改められ益々警防事業の擴充に活動中である。

ロ 財團法人朝鮮防空協會の設立

防空思想の普及徹底、防空事業の助長促進を圖り以て國土防空の完成に寄與せしめんが爲毎年國

庫より受くる補助金五萬圓と寄附金百萬圓を事業資金に充つること、し昭和十四年七月二十一日朝鮮防空協會なる財團法人を設立したが同會は目下防空に關する調査研究、防空智識の普及徹底、防空勤務員の養成、防空に關する設備資財整備の助長獎勵、防空機關の援助、防空訓練の援助、防空功勞者の表彰並に防空殉職者、傷病者及其の遺家族の弔慰援護等の事業に活動し半島防空の側面的援助に努力中である。

ハ 朝鮮國防化學協會の設立

昭和十一年四月十二日設立せられた京城國防化學協會は今次事變發生以來防空防毒の重要性を認識し、常に第一線に立つて防空諸機關と協力し凡ゆる方法を以て國民に對する防毒智識の普及、防毒作業の演練並に防毒器具資材の整備等に對する指導及び援助に努め來つたが時局の重大化に伴ひ其の機構を強化擴充する必要に迫らるゝに至つたので昭和十三年十月三日之を朝鮮國防化學協會と改め目下一層之が活動を強化しつつある。

ニ 朝鮮工場鑛山防空研究會の設立

事變下我が半島の工場鑛山等の負荷せられた重要な使命を果す爲には工場鑛山等に於ける防空の完璧を期すること絶對必要なので之が促進を計る爲自治的研究機關を設くこと、し昭和十五年六月二十五日軍官及全鮮的主要工場鑛山關係會社を以て朝鮮工場鑛山防空研究會を設立したが

同會は防空に關する諸般の調査研究を行ふと共に防空施設の整備普及其の他必要と認むる事業に力を盡し以て所期の目的完遂に邁進中である。

ホ 朝鮮海上防空聯盟の結成

我が半島は大陸作戦の前進基地として重要地位に在る關係上一朝有事に際しては各地の港灣及航行船舶は敵機の絶好目標となるべく之が對策を講ずることは現下の緊要事であるので朝鮮に於ける海上業務に關係を有する各種團體及會社個人等を糾合し自主的神精神に依り海上防空の陣容を固むべく昭和十五年七月九日朝鮮海上防空聯盟を結成したが同聯盟は朝鮮總督府指導の下に目下海上防空に關する調査研究、海上防空智識の普及徹底、海上防空に關する設備資材整備の助長獎勵、防空徵用船調達援助、海上防空實施に對する篤行者の表彰其の他に活動中であるが特に其の特長を活用して積極的に協力奉仕する海上防空監視に就ては其の期待大なるものがある。

二 消 防 機 關

舊韓國時代には居留地及開港地に日本人の組織する消防組があり、京城に支那人の組織する消防組もあつたが、之等は各自國民の火災豫防に從事する余力を以て一般火災に援助を爲してゐたのみで其他には何等の施設も無かつた處明治四十年韓國宮中に於て消防隊が設置され宮中のみならず一般府

民の消防にも從事することとなつた之れ即ち朝鮮に於ける公設消防機關の濫觴である。

次いで明治四十三年八月、日韓併合と共に内地人の移住する者漸く多きを加へ鮮内各地に消防組が設置さるゝに至つたので大正四年六月一日朝鮮總督府令を以て消防組規則が發布され府邑面を單位として地方長官が設置することとなり逐年遞増して昭和十四年九月には其の數千三百九十五、組員數六萬九千四百十三人の多きに達し其の本來の使命たる水火消防は固より地方中堅團體として幾多の事績を残して來たのであるが時局の重要性に鑑み國內體制整備の必要上昭和十四年七月三日朝鮮總督府を以て警防團規則發布され同年十月一日より之が施行となり從來の警防機關たる消防組、防護團及水防團の三團體を改組統合して新たに警防團を設置したが其の數二千四百二十七、團員數は十八萬千二百三十一名である(表第十一)以上の外京城府、釜山府及平壤府には官設消防署を設置し火災警防に努めてゐる。

三 機 械 器 具

朝鮮に於ては前述の如く消防に關する歴史が淺く殊に警防團は全鮮各府邑面に設置されては居るが設置後日尙淺く機械器具の設備は市街地警防團を除いては未だ整はないものが多く逐年火災遞増の折柄殊に緊迫せる時局に鑑み誠に遺憾に堪へないので關係當局と連絡し設備資材の整備を急いでゐる。

四 火災發生及損害

昭和十四年中の火災發生件數は三千六百十五件、住家の焼失棟數五千二十棟、非住家千六百九十七棟此の損害額七百五十六萬八千七百三十五圓で、これを前年に比較するに件數に於て四百十八件、損害額に於て實に三百二十七萬四千八百五十六圓の激増を來してゐる。(第四十九表参照)

第二十一章 經濟警察

一 沿 章

支那事變勃發以來國家總力戰に對處する爲に、戰時經濟體制の整備は着々として進行し、銃後經濟力の增强を目的とする物資動員計畫の樹立を見ると共に、輸出入品等臨時措置法に基いて、重要物資の生産、配給、消費、輸出入、價格の各方面に亘つて統制が加へられ、而も之等經濟統制諸法令の公布施行は急速にして且多數に及んだ。

然るに自由主義經濟の殘滓裡に猶利潤追求を事とする徒輩に對しては、警察力を以て蒞むに非されば統制の目的達成は到底不可能の情勢であつたので、昭和十三年十一月新に經濟警察制度を創設し統制諸法令の實効を確保し、經濟統制の圓滑なる運營といふ重要使命の運行に遺憾なきを期することなつたのである。

その機構は警視以下五六五名の警察職員の増員に依り、警務局警務課内に經濟警察係を置き全鮮經濟警察の指導統制に當らしむると共に、關係各當局との密接なる連絡を探らしめ、朝鮮の產業經濟の中権地に管轄する京畿道に警視を課長とする經濟警察課を新設し、其他の道は保安課に經濟警察係を置いた。又主要都市の警察署には、保安係に經濟警察官を配置して事務を執らしめたのである。

二 指導の状況

經濟事犯を防遏するは檢舉を嚴行する一面、業者に對し統制諸法令の内容等を周知徹底せしむると共に、時局を認識せしめ積極的に經濟警察に協力せしむる要あることを認め、經濟警察運用の根本方針は指導防犯を第一義として其の徹底を期したのであるが、之が目的達成の爲、經濟警察に關する商工業者との懇談會を開催し、經濟警察創始以來の延回數一一、〇〇〇餘回出席業者二八〇、〇〇〇人に達する状況にして相當の成果を收め得たのである。

其の他既存團體を活用する等機會ある毎に指導に努め統制諸法令の周知徹底を期し統制經濟に資する處が渺くなかつた。

三 取締の状況

以上の如き機構と方針に依つて經濟警察は銳意指導取締を併せ行ひ、統制經濟の圓滑なる運營に資す

して來たのであるが、此間統制法令は相亞いで公布施行せられ經濟統制は漸次高度廣汎化するに從ひ、違反事件は累月漸増の傾向を辿り、昭和十四年十一月の如きは、同年二月の檢舉件數の九倍に相當する一四一件の檢舉となつてゐるのである。

之は違反の態様から見ると、年間を通じ暴利取締關係違反最も多く一八四件に次いで價格違反多數を占め一三七件其の他の物資の製造、使用、配給等制限法令の違反は前二者に比し著しく低位にある實情である。

尙檢舉に至らざる戒告、諭示等の處分も亦累月増嵩の一途を辿り、犯罪の手段方法の如きも月を累ねるに従つて巧妙化すると言ふが如き有様であつた。

斯る情勢下に於て偶々勃發せる歐洲戰火の余波は、直に我國の經濟に甚大なる影響を與へ、殊に歐洲戰亂に因る海外の物價高は、我國戰時經濟の維持遂行を困難ならしむる結果を招來するに至つたので、政府は遂に國家總動員法を發動し價格、運送賃、保管料、損害保險料、貨貸料、加工賃等の一齊引上禁止を規定したる價格等統制令及地代家賃統制令、小作料統制令、其他の重要な關係勅令を公布施行し、續いて暴利取締令の全面的改正を行ひ暴利行為等取締の強化を圖つたである。

右の統制諸法令の大部分は昭和十四年十月廿七日より實施を見たのであるが、實施より同年末に至るまでの間に於て、價格等統制令違反檢舉件數のみにも二八件に達する狀況であつて、同令違反の

諭示に止めたものは一、六〇〇余件の多數に止り、来るべき經濟警察取締の困難と繁激を豫想せしむるものがあつた。

四 特殊物資の消費規正

1 挥發油及重油

揮發油及重油は戰時下に於ける必需物資として最も早く消費の規正を斷行せられた物資であるが、朝鮮に於ては昭和十三年六月輸出入品等臨時措置法に基いて府令を公布施行し、その購入は道知事發給の購入證に依らしむることとし、管轄警察署を經由し申請せしめ警察署は道知事發給の購入證の交付と消費規正の監視を新なる警察事務として管掌することとなつた。

この新に警察に附加せられたる消費規正の事務は、當初道に於ては保安課、警察署に於ては保安係をして處理をせしめたのであるが、昭和十三年十一月經濟警察の創設後は之を經濟警察に於て管掌し消費規正の適正を期し監視取締を断行した結果、昭和十四年中に於て二九件一二九名の違反者を檢舉し、戰時必需資源の放慢なる消費を積極的に抑制したのである。

2 自動車タイヤ及チューブ

自動車タイヤ、チューブの配給は原料生護謨の配給制限に伴ひ、その製造量も極度に制限せらるるに至つた爲、賣惜み、買占等闇取引を誘發し延いて戰時下運輸交通上にも多大の障礙を來す虞が

あつたので朝鮮に於ても内地に呼應して昭和十四年二月廿日より自治的配給統制を實施、差當り乗用車タイヤ、バスタイヤ、配給事務擔任者を配置し、警察署を經由購入證の交付申請及發給爲さめた結果、朝鮮に於ては自治的配給統制を以て臨んだにも拘らずは圓滑なる進行を見ることが出来た。

第一十二章 衛生施設

一 概況

往時の状態 往時の朝鮮は衛生思想が極めて幼稚で偶々疾病に罹る者があつても、醫療に依ることを好まず先づ巫女、賣卜者の言を聞くと云ふ風習があつたから其の迷信を利用して衣食を事とする者が徒に多きに反し、現代的な學識技能ある醫師は非常に少く、公衆衛生上甚だ遺憾の點が多かつた計りでなく、飲料水も一般に極めて不良であり、各種の傳染病は常に流行し、殊に肺「デスマ」及十二指腸蟲病の如きは各地に蔓延するの状態であつた。

醫療機關としては僅に京城其の他一小部地方に内地人醫師及外國宣教師醫師の醫療に從事する者があつたに過ぎない状態で、保護政治の當初統監府は醫療機關を完備して衛生状態を改善することを第

一の急務とし、其の中権機關として中央に大韓醫院（現在の京城帝國醫院）を開設し、次で道慈惠醫院（現在の忠清南道慈惠醫院）を開設し、主要都市の上水道敷設に着手したのである。

併合後の醫療施設 明治四十三年併合に伴ふ新政の際は特に此の醫療施設の點に留意し、第一に醫療機關の擴張に努め、大韓醫院の名稱を總督府醫院と改め其の規模設備を擴充すると共に、各道に慈惠醫院を設置して博く一般診療及窮民救療を開始した。更に併合の際下賜された臨時恩賜金を以て、僻陬地在住民に對し普く救療を行ふこととし、既設十三箇所の外全羅南道濟州島以下十五箇所に慈惠醫院を増設し、且つ巡回診療を始め、又警察醫を各地に配置して窮民救療施設の普遍充實を圖つた、此の外朝鮮では癪病者が非常に多いので、全羅南道小鹿島に同患者療養所を新設して之が收容治療に從事したのである。

更に大正三年四月公醫制度を布いて醫療機關不備の地に公醫を配置し、警察醫と相俟つて一般醫藥の便を與へることとし、殊に國境對岸地方在住鮮人に對しては、平安北道楚山及咸鏡北道會寧兩慈惠醫院をして巡回診療をさせて居たが、問島及輝春地方は鮮人の移住者が非常に多く、醫療機關の乏しい爲に非常に困つてゐる状態にあつたので、新に問島に慈惠醫院を増設し又輝春、局子街、頭道溝、百草溝、天寶山には嘱託醫を配置して、域外窮民に對しても聖恩の雨露を均霑せしめることにした。而して當時の慈惠醫院數は二十で分布甚だ不充分であつたので、大正八年制度改正に際して更に十三

箇所の醫院の増設を計畫して、同十三年度に群山、南原、順天、馬山、江界、惠山鎮、城津、開城の八院を開設したが、同年度の行政及財政整理の結果、從來の道慈惠醫院は總督府醫院及全羅南道小鹿島慈惠醫院を除くの外は同十四年度から道立醫院として、全部各道地方費の經費に移管し、從來使用的土地、建物、物品等は全部地方費に委譲すると共に、朝鮮醫院及濟生院特別會計に屬して居た維持資金約四百萬圓を各道に分譲して、其の利子及病院收入並國庫補助を以て經營することとし、尙大正十五年度以降に於て大田、新義州、鐵原、沙里院の各院及平壤醫院鎮南浦分院を、昭和六年六月開島局子街に會寧醫院延吉出張所を、昭和七年五月仁川醫院を、昭和八年元山醫院及水原醫院並利川出張所を増設開院し、更に同年鎮南浦分院を獨立させ昭和十年には水原醫院安城出張所を設立し、昭和十一年には洪城及北青醫院を、昭和十二年には清州醫院忠州分院を増設開院した。而して昭和十二年二月一日滿洲國治外法權撤廢並に南滿洲鐵道株式會社附屬地行政權委譲に伴ひ間島省内外に所在の龍井延吉兩出張所は滿洲國へ委譲した更に昭和十三年には安州及長箭醫院を開設し、同年利川出張所及安城出張所を獨立させ昭和十四年十月には三陟醫院を開設したから道立醫院の數も現在四十二の多さに達し醫療機關も稍普及するに至つた。又此の間從來の總督府醫院は昭和三年六月より京城帝國大學醫學部附屬醫院になつた。

保健衛生施設

上水道 水道上水は市街地生活の重要因素なると共に之が水質の良否は公衆衛生上至大の影響を有するに鑑み、其の新設擴充に伴ふ上水保護には一般の注意を拂ひ、殊に保護區域の設定、專務技術員の配置、水道水源地居住者に對する保菌者の檢索、淨化、滅菌施設の完備を圖る等、水道事故の防止と水質の積極的改善を期して居る。而して國費補助の下に上水道の敷設を獎勵した結果、京城、仁川、開城、清州、堤川、大田、公州、江景、論山、鳥致院、天安、長項、全州、群山、裡里、金堤、光州、木浦、麗水、順天、高興、大邱、金泉、慶州、浦項、永川、安東、釜山、馬山、晉州、統營、鎮海、密陽、三千浦、東來、金海、蔚山、海州、載寧、黃州、延安、平壤、鎮南浦、安州、中和、定州、新義州、義州、宣川、江界、博川、碧潼、江陵、春川、鐵原、平康、通川、長箭、咸興、元山、興南、永興、端川、惠山、清津、羅南、城津、會寧、羅津、雄基、茂山の市街地に敷設し日下新浦は工事中である。此の外簡易水道として莞島、羅老島、長承浦、海雲台、固城等に設置せられ其の他會社、工場等個人經營の水道五十八箇所の敷設あり、尙一面各道をして道費を補助して共同井戸の掘鑿改修を奨励せしめ、飲料水の改良を圖つて居る又汚物掃除事業其の他一般保健衛生に付ても常に細心の注意を拂ひ諸施設の進歩に努めて居るので、往昔に比較すれば衛生状態も相當面目を革むるに至つた。

飲料井戸 朝鮮在來の飲料井戸は多くは石積で設備不完全のため、天水、污水の浸透に依り水質を不良ならしめ保健衛生並に傳染病豫防上甚だ寒心に堪へない状態で、併し一般に水質不良のもの多く、或

は河川水や天水を貯溜して之が用水と爲す地方もあり、改善の急務なるを認め從來補助金を交付して模範共同井戸の新設或は共同井戸の改善を助成して來たが、最近更らに其の積極的改善を促すこととし指導方針を助成主義より自力更生主義に改め井戸側、井戸流しをコンクリート造とし且成るべく屋根及釣瓶を設けしめる等懇切なる指導督勵を加へた結果鮮内井戸の總數三十二萬五千七百四十二箇所の内共同井戸總計十六萬二千五百六十二箇所中改善を爲したるもの六萬六千八百十三箇所、構造其の他に依り改善の要なきもの五萬四千九百十箇所、其の後尙改善中又は今後の改善に俟つべきもの四萬八百三十九箇所となり實に其の四分の三は完全な井戸となつたのである。

又専用井戸は總數十六萬三千百八十箇所中改善済四萬三千五百九十八箇所、構造其の他に依り改善の要なきもの七萬四千八百四十九箇所其の後改善に俟つべきもの四萬三千五十五箇所であつて、是亦既に約四分の三の優良井戸を完成するに至つたので、飲料水の改善に一時代を劃したと謂ふべきも保健衛生上裨益する所極めて大なるものがある。

衛生組合 保健衛生は本來其の性質上獨り官の施設と行政の運用のみによつては、容易に所期の効果は擧がるものではない、國民の自覺と、生活環境の改善と、兩々相俟つて始めて目的を達成すべきものである。

近時文化の向上と衛生思想の普及に伴ひ之を設置し民衆の自守的活動に依つて之が衛生状態の改善

を圖るは最も切要であるに鑑み、昭和十一年來衛生組合の設置を懇意し、其の組合の地域は活動の便宜と設置の必要性によつて市街地に各町里を単位として組織せしむることとした結果、昭和十四年末迄に組合聯合會五十四箇所、組合數千五百九十八箇の設立を見たるが、更に府邑並に之に準ずる地方の市街にして未設置の地域は昭和十五年中に全部設置せられることとなつて居る。

之等の組合は自守衛生の趣旨に則り便所摩芥容器、下水溝の新設改善、市街の清潔、清掃、撒水、蠅驅除、美化週間の實施、傳染病豫防等極めて重要な役割を自負して活動して居るので保健防疫上着々所期の實績を擧げて居る。

最近の施設 多年の懸案であつた各道衛生及醫療機關の擴張は大正十年二月地方官官制を改正して、道に技師(醫師)及技手(醫師)を配屬させ、海港地に港務醫官又は同醫官補を増員し、又既設醫院の増改築、診療分科の増置、醫院職員の增加優遇、看護婦の養成普及等を計畫實施すると共に更に前述の慈惠醫院を新設する等著々其の面目を革めたが、尙現在朝鮮の衛生状態に鑑みるとときは今後一段と調査研究をする事項多く、又施設當初適切であると思考されたものも、今日の状勢では漸く其の缺陷を感ずるものもあるので、大いに之が改善に意を用ひ、文明的施設の充實を期して居る。

又地方衛生機關の擴充に伴ひ從來數箇の機關に依つて分掌せられて居た傳染病及地方病の調査研究並に血清、藥物類の製造、配付及衛生試験に關する事務を統一する爲に、本府に其の機關を設け、各

道に衛生技術員を置いて保健及防疫の事務に磨らしめて衛生事務の根本的刷新を期して居る。

二 醫療機關

公醫 朝鮮の僻険地村落では醫師の分布が非常に稀薄で醫藥に不便を感じ、爲に天壽を全ふすることの出來ない者が少くないので、大正二年公醫制度を布き、主として一般の診療に從事すると共に、兼ねて官署の衛生事務にも從事せしめることゝし、大正三年四月から之を實施し、全道に百三十七人の醫師を配置し、頗る良好の成績を收めたが、其の後定員並に手當を増加して其の充實を圖り、大正十二年には定員二百二十八人を算へ、一人當り年手當平均一千五百圓の豫算であつたのを昭和六年度の整理節約の爲め定員を百八十三人に減ぜられたが、本豫算の範圍内で尙多數の公醫を配置することに努めたので昭和十四年末には全鮮を通じて四百二十七人の公醫を置き尙道地方費に依る公醫が七十三あり大體村落僻地に於ても新進醫學の惠澤に浴することが出来る様になつた。

醫師 大正三年七月醫師試験規則を發布し、越えて同五年四月京城醫學専門學校を設立せる外同十二年「セブランス」醫學専門學校を指定(昭和九年四月十日
文部省訓令)して兩校の卒業者には醫師の資格を認めたのである。又同十三年五月京城帝國大學に醫學部の設置を見、昭和四年には大邱及平壤に道立醫學講習所の設立を認可(昭和五年三月十九日醫學規則第一條
の規定に依つて附設講習所を指定)し更に昭和八年三月兩講習所を醫學専門學校として認可したので、

今後益々優良なる醫師を出すことが出来るが、昭和十四年末現在の醫師數は尙僅かに二千九百九十八人を算するに過ぎない。之を全鮮人口に比べると醫師一人に付七千五百五十人であつて、内地の醫師一人當人口の約六倍に相當し、其の分布は極めて稀薄で、朝鮮人の大部分は在來の醫業者である醫生の診療に俟たねばならぬ状態である。殊に醫師の大部分は殆ど都市に集中して居る状態であつて農山村等に對する普及は尙前途遼遠の感がある。

醫生 大正二年十一月醫師規則發布と同時に、現に朝鮮人であつて朝鮮に於て醫業に從事してゐるが醫師としての資格を備へてゐない者の爲醫生制度を設け、醫生規則發布前二年以上醫業に從事してゐる滿二十歳以上の朝鮮人を醫生として永久に醫業を認めることとしたのである。然し前述の如く朝鮮では醫師の數が非常に少く、之が爲僻険の村落では醫治を受けることの出來ない者が少くないので、大正八年八月本令を改正して當分の間三年以上醫生に就き醫術を習得した朝鮮人中適當な者には五年以内の期限を附して醫生を免許することとしたが、其の多くは都會に集中し村落は依然として醫療機關の缺乏を告ぐるの状態なので、大正十二年再び之を改正して地域及期間を限つて之を免許することにした。而して昭和十四年末現在の醫生は三千六百八十四人を算し、數としては決して少くないが、其の多くは漢法醫術に依るもので醫學に關する知識程度低く醫師の普及と共に其の數は次第に減少する傾向にある。

限地醫師　僻険の地では前述のやうに醫師は未だ充分普及して居ないので其の資格のない者でも當分の内、地域及期間を限り醫業を許可して其の不足を緩和して居る。即ち昭和十四年末現在の限地醫師は三百九十四人を計算する。

歯科醫師　歯科醫師の數は非常に少く到底其の需要に應する事が出來ないので入歯營業者を許可して其の不足を補充して居るが、彼等は専ら技工に從事し醫術の素養がないので、大正十年二月歯科醫師試験規則を發布し、更に同十二年二月京城歯科醫學校を指定し、越えて昭和五年一月歯科醫學専門學校に昇格せしめて(昭和六年 大邱指定) 極力優良な歯科醫師の養成普及を計つて居る爲め逐年其の數を増加し昭和十四年末現在に於ては九百八人となつて居るが、其の多くは都會地に集つて居るので、郡部村落では今尙其の不足を訴へつゝある状態である。

産婆　古來朝鮮人は分娩に當り他人の介抱を受けることを嫌忌する風習があつた爲、併合前には助産を業とする者が全くなかつたのであるが、内地人の感化を受けて漸次其の必要を認めるやうになつて來た。然し一般的には未だ其の數は僅少である。内地人産婆は内地人の增加につれて漸次其の數を増加せるも、之又多くの都會地に開業し僻険の地には殆んど其の影を見ないといふ有様なので、大學附屬醫院及大邱、平壤及咸興の各道立醫院其の他鐵道病院等に於て之を養成するの他、各道に於て試験を施行し昭和八年以降の合格者には内地と資格の共通を認め極力之が増加普及を計つて居るが、昭和

十四年末現在に於ては一千八百五十九人に過ぎない状態である。

看護婦　昭和十四年末現在の看護婦數は一千八百三十六人で亦是其の所期の域に達して居らぬので産婆と共に大學附屬醫院及各道立醫院で其の養成に努め、一方大正十一年七月府令第百二號を發布して内地と資格の共通を認めて益々増加普及を圖つて居る。

薬剤師　薬剤師の數は逐年増加して來たけれども他の醫療機關に比して遙に少數であり、加ふるに其の大部分は京城、平壤、釜山及び大邱等の都市に集中し、地方では他の醫療機關に比べて遙かに其の數が少ないので藥種商を許可して漸く藥品の需給を計つて居るが、藥品に関する知識が乏しい爲取扱上危険を伴う虞もあつたので、大正五年薬剤師試験規則を發布以來、同十四年朝鮮藥學校を、昭和五年九月には京城藥學専門學校を指定し、更に昭和八年二月文部省の指定に依り其の卒業者に對しては薬剤師の資格を認める等極力優良な薬剤師の普及を圖つた關係上昭和十三年末には四百九十四人を數ふるに至つた。(第五十一表参照)

第二十三章 防 疫

一 傳 染 病

朝鮮に於ける傳染病に就ては古い記録がないので之を詳にすることが出來ぬが、かなり流行して民

心を寒からしめたことは其の傳はる迷信、傳説等に依つても明かである。舊韓國政府は光武三年(西暦18年)傳染病豫防規則を制定實施したが、其の規程は不備であり且つ施設の見るべきものなく甚だ幼稚なものであつた。其の後委任統治となり、日韓合併となつて以來諸種の豫防令が發布せられ、海港検疫所も設置されて、稍其の形體を備へるやうになつた。

由來朝鮮で民衆を恐怖せしめた傳染病は「コレラ」、痘瘡、赤痢、腸チフス、猩紅熱、「チフテリア」等で、就中痘瘡は絶えず猖獗して居つたもので、今日中年以上の朝鮮人中痘瘡経過の證左を顯はして居るもの如何に多いかに依つても明かである。けれども「ペスト」の襲来に對しては毎回能く之を防護し未だ嘗て之が害毒を受けたことがない。殊に滿洲、露領地方に接壤して衛生施設の未だ幼稚であつた當時の朝鮮としては誠に内外に誇るに足るべきものと思はれる。

而して民衆中には今尙種々の迷信に囚はるる衛生思想の低級なる者が多く、從來は動もすれば豫防處置を忌避し往々之に反抗する者等があつて、防疫上多くの障礙を受けて居たが、大正十三年傳染病豫防令を改正し、指定病數を十種とし且施設の改善及取締の勵行に努めたので、漸く其の面目を一新するの状態となつた。

コレラ「コレラ」は流行の歴史が頗る古く既に幾度か其の慘害を逞うしたことがあつて、明治二十八年には平安北道だけで該病死者六萬以上を、同三十五年には京城だけで死者一萬を出して居る。けれど

ども該病は常に外襲的で年に依り非常な消長があるが、併合後衛生施設の進歩につれ往時のやうに著しい流行は無くなつた。即ち大正一、三、四、六及七年は全く發生なく、大正八年は東亞方面一般に大流行の徵があつたので、早くから國境線及海港等に侵入防止策を講じ、特に巨費を投じし極力之が防止に努めたにも拘らず全鮮に蔓延して、患者一萬六千九百十五名を出し、同九年には二萬四千二百二十九名の多數を出した。然し之を舊時の流行に比べると著しく慘害が局限せられて居る。同十年は前二箇年の經驗に鑑み、其の終熄が比較的遅かつた地方の住民中約一萬二千人に對して年初採便検査を施行したが、一名の保菌者をも發見せず、確實に朝鮮は病毒地でないと判明し、且つ全力を擧げて爾餘の防疫上の諸施設を講じ本府細菌検査室では、「ワクチン」血清の製造能力を高め豫防並治療注射を施行する等極力防疫に努めた結果、平安北道に支那系に屬する患者四十名を出したのみで終熄も患者が續發したので、支那及内地に對し嚴重な警戒を加へ、一面鮮内海上労働者約六十萬人に豫防注射を施行する等極力防疫に努めた結果、平安北道に支那系に屬する患者四十名を出したのみで終熄し、同十四年は七月上海に該病發生し漸次猖獗を極めたので、八月十五日該地方を目的として最初の到着港に於て停留検疫を施行し、一面豫防注射を爲して極力豫防對策中の處、十月二十日慶尚南道沿に僅に保菌者各一名を検出したのみで之を未然に防止することが出來た。

同十一年には支那楊子江沿岸及直隸、盛京省等の各地に猖獗を極め、轉じて福岡、長崎の各縣下にも患者が續發したので、支那及内地に對し嚴重な警戒を加へ、一面鮮内海上労働者約六十萬人に豫防注射を施行する等極力防疫に努めた結果、平安北道に支那系に屬する患者四十名を出したのみで終熄し、同十四年は七月上海に該病發生し漸次猖獗を極めたので、八月十五日該地方を目的として最初の到着港に於て停留検疫を施行し、一面豫防注射を爲して極力豫防對策中の處、十月二十日慶尚南道沿

岸漁撈中の漁夫に眞症患者發生し更に慶尚北道の漁夫にも亦該患者が出た。時恰も秋鯖の漁獲期で内鮮漁業者が殺到して居る時期とて一時は頗る危険であつたが嚴重防疫措置を講じた爲、僅に六名の患者のみで終熄し、同十五年は六月早くも上海に發生し、而も其の發生状況は相當險惡性を示したので從來の經驗に鑑み豫防注射の施行及海港検疫の實施等出来るだけ積極的豫防措置を講じたが、八月中南北滿洲各地に蔓延した「コレラ」は遂に平安北道對岸安東縣に侵入し、同地では「コレラ」死者四、五名の死體を鳴綠江に投擲して江水を汚染した爲直ちに水上生活者に傳染し、九月八日新義州府に一名の患者を出したのを始めとし忽ち同江流域各郡並隣接平安南道に傳播して發生地域一府十一郡四十箇面に及び、大正十年以降の大流行を現出し患者二百五十二名、死者百五十九名、保菌者十一名を出した。

昭和四年には上海を始め大阪、和歌山、岡山、廣島等の各府縣に發生し漸次蔓延流行の兆を呈したのと、又當年は始政二十周年記念朝鮮博覽會を京城に開催する關係もあつて、其の豫防施設に付ては海港検疫に將又「コレラ」豫防注射に格段の努力を費したが、開會直後の九月十四日突如仁川府内に「コレラ」患者が發生した。此の病毒侵入の經路に付ては種々調査研究の結果、原鹽の產地たる山東半島地方より輸入せられたるものではないかと思料せられたのである。而して之が豫防に付ては朝鮮博覽會に依る交通の激増と、發生地が京城と近接して居る關係上、特に思ひ切つた施設と敏速な措置

とを講じた結果其の流行を全く一局部に局限し得た。即ち其の期限に於ては最終發生患者の九月二十九日迄十六日間、又最終保菌者の發生せる十月五日を加算するも僅に二十二日間で、又地域の範圍は仁川府内七箇町里、及初發地と隣接せる同道富川郡多朱面の一箇面に止まり、此の間の發生患者數は十八名保菌者は十七名を以て終熄したのである。昭和五年及同六年中は幸にして病毒の侵入を見なかつたのであるが、昭和七年に安東縣、問島方面から新義州、咸鏡北道に病毒が侵入し、次第に蔓延して遂に患者七十名死亡者三十八名を出すに至つたが、其の後は全く該患者の發見を見なかつたが昭和十二年九月二十五日慶尙南道釜山府内に突如一名の患者が發生した此の病毒侵入の經路に付ては種々調査の結果支邦事變の關係上當時コレラの流行地たる上海方面と廣島方面とは交通上密接な關係にあつて同地及山口地方には相當コレラの流行を見たので内地からもたされたらものと認められたが其の發見が早く從て急速適確な措置をとつたので僅かに患者を看護した家族に一名の保菌者を發見したのみで他に傳播することなく終熄した。然るに昭和十三年には支那事變關係の餘波を受け支那沿岸各地にコレラ流行の徵を認められたので其の対策を樹立して銳意警戒中偶々五月二十日上海に初發を見た本病は次々に各地に傳播猛威を振ひ南支北支方面は勿論滿洲及内地岡山、福岡へ傳播し停止する處なく朝鮮では七月十五日上海を八月十七日天津を夫々コレラ流行地と指定し海港検疫の嚴行に努め一面沿岸主要港浦に於ける海上生活者其の關係者七十萬人に對しコレラ豫防注射を實施して病毒

侵入防止を計りつゝあつたが八月十七日仁川港にて天津より入港した新義州丸船員中に保菌者があるのを發見し正規の措置を講じたが次で九月五日黃海道殷栗郡金山浦港に停泊中の漁船に患者發生しその後鳴津、海州、黃州各郡の外平安南道鎮南浦、平壤の二府及大同、龍岡、中和の三郡に傳播續發したので發生地方の河海水使用停止は勿論交通の制限特定物件の搬出禁消等實施し且發生地を中心とする關係區域内住民二百萬人に對し豫防注射を實施し極力防疫に努めた結果、黃海道では患者二十一人保菌者四人、平安南道では患者二十九人保菌者十二人を出し前者は十月十二日後者は十月二十二日何れも終熄した。昭和十四年中は幸ひにして本病の侵襲を見なかつた。

痘 痘 本病は往年四季を通じて流行し殆ど地方病の觀があつた。由來一般朝鮮人の間には痘瘡を以て自然の命數であるとの迷信が行はれ、寧ろ豫防措置を忌避するの傾向があつて、舊韓國政府は明治二十八年種痘規則を發布以來數次種痘の普及を圖つたが遂に其の實蹟舉らず、併合後も尙多數の患者を出す狀況であつたので、本府に於て警察官其の他の擔當員をして懇ろに迷信を訓誨し、百萬種痘の效果を説示せしめると共に痘苗の無料配付を行ひ、婦人には特に婦人の種痘施術者を置く等極力種痘の普及に努めた結果、病勢漸次減退の傾向を辿つたのである。然るに大正八年には春季から再び流行して患者二千餘名に上り、同八年には東亞方面一般の流行につれて劇性の病毒侵入し、極力種痘其の他豫防方法の勵行に努めたにも拘はらず遂に患者一万一千五百餘名、死者三千六百名を出し、同十年

には病勢が多少減退したが、尙患者八千三百餘名、死者二千五百餘名を出し、同十一年春季にも亦更に流行の狀勢を示したので種痘普及宣傳用活動寫眞の「フィルム」を作製し、全鮮僻陬の地に至る迄巡回映寫して豫防に付ての民衆の覺醒に努めると共に、同十二年四月新に朝鮮種痘令を發布して百方防疫に努めた爲漸次良好の域に進んで、大正十三年から昭和四年迄は患者の發生が著しく減少したが、昭和五年の春季から再び地方的に流行を繰返すので、臨時種痘勵行其の他防疫の徹底を期し極力豫防措遇に努めた結果漸次好轉し、昭和十一年中一千四百人、昭和十二年には二百五名、昭和十三年には三十八人の患者發生を見た然るに昭和十四年十一月咸鏡南道咸興府内に發生したる本病は各方面に傳播流行を極め殆ど全鮮に擴大し年末現在患者六百二十五人死者百七十九人を出した。

腸チフス 本病は毎年各地に流行し、朝鮮に於ける傳染病中最も多發の疾病で、殆ど常在病の觀がある。腸チフスは診定に或程度の期間が必要な爲に、發見前病毒散蔓の虞があり、殊に朝鮮の飲用水は一般に不良な爲其の防遏には一層困難を感じて居る。大正九年九月本病の流行に對して當局は防疫主任者の會合を行ひ豫防方法を講じ、患者の早期發見に努める外、豫防接種を希望者に無償施行すると共に、開業醫、私立病院等に於ても成るべく之を施行せしむることとしたが、逐年増加し、市街地に於ては機會に依つて爆發的大流行を來したことが尠くない。即ち大正十一年九月に於ける平壤、同十四年七月及昭和三年二月に於ける京城及同四年七月に於ける釜山の流行の如きは最も顯著な例であつ

て、之等の諸原因は種々あるが、就中原病體保有者に依ることが主たる原因であることを認め、昭和三年六月一日を以て之等の取締に關する傳染病豫防令及同施行規則を改正公布すると共に所要經費を増額して其の施設に著手し、特に病原の検索、飲料水の改善、無料豫防注射の實施等に意を用ひてをするが、豫防注射は往々嫌忌する向があるので、昭和七年以來本府に於ては腸チフス、バラチフス豫防内服藥を製造して、殆ど實費程度の値段で廣く一般希望者に賣下げ豫防に資して居る。又宣傳用活動寫眞「フィルム」の映寫並衛生講話宣傳「ポスター」の配付等凡ゆる手段方法を講じて民衆衛生思想の向上に努めて居るが、昭和十一年には六千七百四十八人、昭和十二年には五千四百十七人、昭和十三年には五千八百五十五人昭和十四年には七千人の患者を出し未だ所期の成績が舉つて居らぬのは遺憾である。

赤 痢 赤痢は年々各地に發生するので、患者發見には他の傳染病と同じく周密なる檢病的戸口調査を勵行して居るが、容易に之を終熄せしめることが出來ないので、豫防の根本策として腸チフスと同様保菌者の取締を勵行することゝし、又清潔方法を勵行し、上水、下水の改良を圖り、昭和七年以來赤痢、疫痢豫防内服藥を本府に於て製造し、腸チフス豫防内服藥同様一般に賣下げを爲す等、専ら其の豫防制遏に努めて居るが、昭和十一年には四千五百八十四人、昭和十二年には四千三百二十九人、昭和十三年には四千九百五十六人昭和十四年には六千七百十四人の患者を出したのである。

發疹チフス

本病は大正八年に患者八百餘人を出した後は、年々數十人の患者を出すに止まり流行といふ程度の發生を見なかつたのであるが、同十三年一月京畿道を中心として流行の兆を示し、更に昭和元年には一千二百三十九人發生し爾來容易に減少せず、昭和十一年には一千三百四人、昭和十二年には八百九十人、昭和十三年には五百二十六人昭和十四年には千二百七十六人の發生を見て居る。

猩紅熱 本病は主として都市在住内地人の間に散發し、京城府の如きは絶えず多少の患者を出して居る状況で、昭和十一年には一千百四十七人、昭和十二年には九百三十七人、昭和十三年には七百六十五人の昭和十四年には七百二十人の患者を出した。

チフテリア 本病は近年著しく患者増發の傾向にあるので、之が豫防の爲昭和十一年四月からチフテリア豫防液の製造を開始し、各道に於て豫防注射を實施してゐる。

其の他 「バラチフス」、流行性腦脊髓膜炎等の傳染病も年々各地に發生して居り、他の傳染病に比し少數ではあるが從來確實な調査材料に乏しいのは遺憾とするところである。
(第五十二表)

二 慢 性 傳 染 痘

朝鮮の主な慢性的傳染病は結核と瘍である。此の外にトラホーム及花柳病等も相等に流行してゐるうであるが從來確實な調査材料に乏しいのは遺憾とするところである。

結核 朝鮮に於ける結核病蔓延の程度はまだ充分に明かになつて居らぬが、死亡届等により統計表に現れた死者のみでも、昭和十二年には一萬六百五十二人、昭和十三年には九千八百九十六人昭和十四年には一萬一千七百六人の多數を示し人口一萬に對する死亡率は四・八三人となつて居るが、朝鮮に於ては醫生の診斷を受くる者が大多數である爲診斷の正確を缺き、又死亡診斷書や死體檢査書等に結核名を用ひぬものが相當多數あるので、之を一般衛生状態や、内地の状況等を綜合して推算すれば、朝鮮に於ける本病現在患者數は約四十萬人、一箇年の死亡者は約四萬人に上る見込である。之等の大半は社會の中堅たる青壯年者であり。國民保健上に齋らしつつある慘禍の大なることは固より、產業、文化、國防等に及ぼす影響の尠くないのは洵に寒心に堪へぬ所である。

之が豫防に付ては大正七年朝鮮總督府令第四號を以て肺結核豫防に關する法令が發布せられ主として民衆の多數に集合する學校、病院、停車場、劇場、寄席、宿屋、料理店、飲食店、理髮店、其の他道知事の指示する場所に唾壺を設備させ、又病院及鑛泉場、海水浴場、轉地療養所に於ける宿屋等に對し特定の事項を遵守せしむると共に防毒を勵行せしめて、病毒の散蔓を防いで居るが、未だ積極的施設の見るべきものはない。近時都市の膨脹、交通機關の發達、產業の勃興、教育の普及其の他生活様式の複雑化等は一面に於ては病毒傳播の機會を多からしめつゝあるので、速かに之等社會的事情に適應した豫防施設を實現する必要を痛感するのである。又一般社會に對する豫防知識の普及は急務中

の急務であるので本府は各道と聯繫して講話會、展覽會、活動寫眞會を開催し或はパンフレット、ポスター、ビラ等を配布して豫防思想の普及啓發に努めて居るが、昭和十一年四月京城に朝鮮結核豫防協會が設立せられ、引續き各道に於ても各々道結核豫防協會が組織せられ、強力な團體となつて豫防運動を起したのであるが、昭和十四年四月二十八日畏くも、皇后陛下より結核の豫防並治療に關する優握なる令旨を賜つたので内地に於ては財團法人結核豫防會が設立せられ朝鮮にも其の他方本部を設立し各道に支部が設置せられ今後本病の撲滅運動に一大進展を見ることがなつた。本病豫防撲滅上多大な力を添へる次第で誠に喜ぶべきことである。

癪 本病は朝鮮では特に掲ぐべき疾病であつて、患者は昭和十四年末の調査に依れば一萬四千四百三十八人、この内官私立癪療養所に收容せられてゐる者は七千九百六十三人、未收容患者は六千四百七十五人の多數を示して居るが、此の未收容患者の數は主として警察官の簡単な調査に依るものであるから若し醫學的調査を爲したなら尙相當の數あることと思はれる、本府に於ては之が豫防撲滅に關し夙に意を用ひ、官立癪療養機関として大正五年全羅南道小鹿島に慈惠醫院を設置し、癪患者の救療を開庫り補助を與へ之が助成を圖る等救療施設の整備充實に努め、又一面本府に於て癪治療薬を製造し療養機關及未收容患者に無償交付する等治療救濟の途を講じて來たのであるが、何分にも多數の患者が

存在することゝて各地を浮浪徘徊し病毐傳播の因を爲す患者が跡を断たず、衛生保安上又人道上洵に憂慮すべき重大事案であり、一日も忽諸に附すべからざるものである。之が対策として本府はその根本的施設の必要を認め、救療及隔離設備擴充の計畫を樹立したが、財政の都合に制せられ容易に之が實現を見るに至らなかつた。偶々民間に於て癪豫防救療事業は焦眉の急務であるといふ聲が勃然として興り之に關する團體組織の計畫が提唱せられ、昭和七年十二月廿七日財團法人朝鮮癪豫防協會が設立せられたのである。而して同會に於ては先づ最初の事業として昭和八年より同十年度迄三箇年に亘り患者三千人收容に必要な土地、建物共の他の設備を整へて之を政府に寄附しやうといふ計畫を樹て、其の敷地を從來官立癪療養所たる道慈惠醫院の所在である全羅南道高興郡錦山面小鹿島に選び、同島の民有地全部を買收し在來の官有地と合せ全島を療養所敷地に充つることし、昭和八年四月には土地の買收を終り引續き建築工事其の他の新營設備に着手し昭和十年九月末には豫定の計畫を完成した。而して本府に於ては之が寄附を採納し三千人の患者收容を行ふべく對應策を樹て昭和九年九月本府癪療養所官制公布に依り同年十月一日から從來道所屬であつた道慈惠醫院を擴張して獨立の機關たらしめ、且昭和九年度に於ては二千人を增加收容し昭和十年度に於ては一千人を收容して茲に計畫の大計畫を完成したのであるが其の後癪患者の状況を觀るに浮浪徘徊者は相當増加して憂慮すべき状態であるので更に第二期及第三期增加收容計畫を樹て前同様朝鮮癪豫防協會が必要なる建築設備の寄附を爲してゐる次第である。

したので昭和十二年度は更に一千人を昭和十四年度に於て一千人を夫々收容した。

上述の如く本病豫防上必須要件たる患者收容機關は著しく擴張の機運に到達したので昭和十年四月朝鮮癪豫防令を制定し六月一日より之を施行して患者の強制收容、消毒、豫防方法其の他豫防上必要な措置を爲しつつあるが、今後更に出來得る限り救病施設の整備充實を圖り本病豫防の徹底を期する方針である。尙長くも 皇太后陛下におかせられては昭和五年以降屢々官立及私立の癪療養所並に癪豫防協會に對し患者慰安並に療養施設の補助として多額の御手許金を御下賜あらせられたことは感激措く能はざる所であつて益々救療施設の萬全を期し以て厚き御恩召の萬一に副ひ奉らんことに努力してゐる次第である。

朝鮮には癪療養機關としては前記全羅南道小鹿島の官立癪療養所の外慶尚北道大邱府外、慶尚南道釜山府及全羅南道麗水郡栗村面の三箇所に外國人經營に屬する私立癪療養所があるが今之が概況を述ぶれば左の如くである。

(一) 官立癪療養所

朝鮮に於ける唯一の官立癪療養所たる小鹿島更生園は全羅南道高興郡錦山面小鹿島に在り大正五年二月の創設に係り從來小鹿島慈惠醫院と稱し道の所屬であつたが、昭和九年九月本府癪療養所官制の公布に依り同年十月一日から朝鮮總督府癪療養所として獨立の機關となり同時に小鹿島更生園と

改稱したものであつて、創設當初は癩患者百人の收容定員であつたが大正十二年度に於て二十五人、大正十四年度に於て百二十五人を増加し更に昭和二年度から三年度に亘り敷地及建物設備の擴張を行ひ昭和三年度に於て二百人、昭和四年度に於て三百人を新規に増加したが、更に昭和六年六月朝鮮内に於ける希望社主催のもとに京城府其の他に於て各種の催を爲し、之に依つて得た金員で患者十名宛を收容し得る病舍二棟を建築せんとする寄附の申出があつたので之を採納し、昭和七年度から二十人を増し收容を定員を七百七十人と爲し、又朝鮮癩豫防協會に於ける三千人收容に必要な土地建物其の他の設備寄附計畫に對應し、昭和九年度に新に二千人を増加し、昭和十年度に於ては一千人を増加し茲に第一期計畫の三千人增加收容を完成した。昭和十二年度には第二期事業昭和十三、十四の兩年度には二ヶ年繼續事業として第三期事業を完了し何れも朝鮮癩豫防協會よりの建築設備の寄附計畫に對應して更に二千人を増加し、從來の定員と合し收容定員實に四千七百七十九人の大癩療養所となつたが昭和十四年末現在五千九百七十六人を收容して居る。

(2) 私立癩療養所

大邱、釜山、麗水の三箇所の私立癩療養所があり、何れも外國人の經營に係り昭和十四年末現在の收容患者は大邱愛樂園六百五十九人、釜山相愛園七百十六人、麗水愛養園七百四人、計千九百八十七人である。之等私立癩療養所に對しては大正十二年以降患者收容人員に應じ國庫より毎年補助金を交付し、之が救癩事業の助長を圖つて居る。之等私立癩病院は本國財團よりの補助及篤志家の寄附竝本府の補助金等を主なる財源として經營して居り、患者處遇に付ては何れも慈善的に行はれて居るが、經費の關係上自給自足に重きを置く結果勢ひ重症患者を避け主に輕症患者を入院せしめ農耕、養雞、養兔等に從事せしめ居る爲め、自然小鹿島更生園には重症患者を收容することとなる現狀である。又私立癩養所は概して交通便利な土地に設けられた關係上多數の患者が療養所附近に集中し入院を拒絶せられた患者は其の附近に癩部落を形成し相助會を設け居る状況であるから之等患者に對しても本府より特效藥「大風子油酸エチール」エステル及同錠竝に大風子油錠を無料交付しその治癒を爲さしめて居る。

三 地 方 病

朝鮮の主な地方病は肺デストモ、十二指腸蟲、「マラリア」等で、此等の諸病は今鮮各地に浸潤して營養障害並諸種の疾病を誘發することが多いので之が除去に就ては先づ各般に亘つて科學的調査の歩を進め、其の結果に基いて豫防對策を講ずるのであるが、調査費用等の關係で未解決の儘に残されてゐるのは遺憾である。

就中肺デストモに付ては大正十一年以降主として本病の最も濃厚な農村を選んで調査に着手して豫防對策を講じて居る。即ち同十二年の調査では各道を通じて調査人員の〇・九%の患者があり、全羅

南道の如きは四六%を示し又或る面は八二・一%にも達し、調査の結果に豫想外に多數の患者を發見した。而して本病分布の濃否は一般鮮人の嗜好するモクズ蟹、ザリ蟹等の生食に依るものであることを發見したので、之が豫防の爲本病の感染経路を示した活動映畫を調製して各道に配付し、其の他の豫防宣傳講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努めると共に、同十三年には府令を發布してザリ蟹、モクズ蟹の採取及授受を禁止し、取締を嚴にし一面權病者の治療方法を講ずると共に豫防知識の啓發に努めて來たが其の後十年を経て蟹類生食の危険であることが周知せられ肺デストマ患者は漸次減少したのである。

而して此等蟹類は火食すれば人體に肺デストマを感染せしむる處はなく且農村疲弊の折柄相當食用ともなり經濟的價値も少くないことに鑑み、昭和九年八月一日限り該府令を廢止して其の取締方法を知事に委し地方の實情に即せしむると共に蟹類火食の風習を馴致する方策を探つて居る。

マラリヤ十二指腸蟲其の腸内寄生蟲病も廣く蔓延して居るので各道に於て夫々豫防撲滅策を講じて居る。

第二十四章 薬品、賣藥、阿片及麻藥類取締

一 薬品及賣藥取締

薬品の取締に付ては明治四十五年三月薬品及藥品營業取締令(府令第十四號)並同令施行規則(府令第十五號)を發

布し更に大正十四年三月之が一部改正(府令第十四號)を行つて道知事の許可營業とし、製造及輸移入賣藥等の検査は警務總監部訓令(明治四十五年四月合第十五號)を標準とし、加ふるに内務省の許可藥品を参考として賣藥の品質改善と其の統一を圖り、配伍藥品の範圍分量等を漸次擴張し、藥品及賣藥營業者の取締は藥品巡視規則(大正二年七月合第十七號)に依つて取締を勵行して居る。

鮮内製造賣藥の製造者に付ては、其の資格の限定若くは特殊の制限を附しては居らぬが、藥劑師と同等の智識經驗ある者に許可する方針の許に漸次製造賣藥の品質向上を圖つて居る。(府令第十五號)

二 阿片取締

朝鮮には由來阿片煙吸飲の弊風があつて、殊に陸接國境地方其の流毒最も甚しく阿片癮に陥つてゐる者が尠くなかつたので、韓國政府は明治三十八年公布の刑法大全中に規定して阿片煙及吸煙器具の輸入製造並販賣を禁じたのである。其の後も我が統監府は屢々韓國政府に對して其の取締の勵行を促すと同時に、内地人藥種商に對しても阿片販賣の取締を勵行した。併合後明治四十五年三月朝鮮刑事令を公布して朝鮮にも刑法を適用して阿片に關する制裁を嚴重にし、癮者に對しては漸禁主義を探り且救療の方法を講じたので漸く惡習感染者を減するやうになつたが、更に大正三年九月總督府訓令を以て警務其の他の官憲に之が取締方を訓達して絶對禁止の方針を採ると同時に、從前の實驗に徴し極力癮者を招集して半強制的に救治を加へて此の弊習の一掃に努めた。斯やうにして稍癮者救治の效果

を收め、阿片煙吸飲の弊習も著しく減退した。然しおしい間の因襲は遂に根絶出來ず、殊に其の原料たる阿片は多く支那地方より密輸入せられ、朝鮮内でも平安北道及咸鏡北道等國境地方に阿片煙製造の爲罌粟の密栽培を企てる者があり、且歐洲大戰中藥品類の暴騰に伴ひ栽培者が激増した爲、之に伴ふ犯罪も亦累加したが、平和克復後藥品の價格低落につれ栽培者及犯罪者も亦減少した。

罌粟栽培の取締に關しては從來各道に於て夫々規程を設け其の自由耕作を禁止して居たが、規定區々に亘り、加ふるに阿片の製造授受等にも根本的取締を加へる必要があつたから、大正八年六月朝鮮阿片取締令及同令施行規則を發布し阿片製造の許可を受けたる者の外罌粟の栽培を爲すことを嚴禁し、其の栽培區域をも限定し、製造したる阿片には一定の賠償金を交付して政府に納付せしめ、政府は之を指定製藥者に拂下げて「モルヒネ」類の製造に供せしめ、且其の自由販賣を禁止する等極めて精細嚴密なる規定を設けた。

其の後大正十三年度の行政整理の結果阿片に關する專賣制度が一度廢止せられたが、尙一層取締の徹底を期する爲に大正十五年四月から警察取締を主眼とする專賣制度を布いたのである。然るに朝鮮には多數の麻藥類中毒者があり「モルヒネ」類の密賣が行はれ中毒者取締の障害となるので昭和三年度以降阿片の賣下を廢止し營利會社をして「モルヒネ」類の製造を爲さしめず、昭和四年度から專賣局で之を製造することとなつた。

三 麻藥類並麻藥類中毒者の取締

阿片「モルヒネ」等の麻醉劑に付ては大正九年十二月阿片條約及國際聯盟の方針に則つて取締規則を發布し、其の輸移出入には總督の許可を要し正當需要の外再輸移出入を禁し、又輸移入の麻醉劑に付ては周密な注意を以て其の濫用及不正取引の防遏に努めたが、尙違反があるので、同十二年一部を改正して所轄警察署に以て身分證明又は認證を受けたものゝ外は一切右藥品の購入を禁じ、且右手續を了へたる者でなければ所有又は所持することを禁止し、尙醫師が阿片癪者又は「モルヒネ」中毒者等を治療した時は患者及使用藥品に關する事項を道知事に届出ることを要する等種々煩瑣な手續を加へて其の不正賣買及使用的取締を爲した爲に一時、癪者、中毒者藥品取得取方法に因り救治を願ひ出でる者が續出したが、因襲の久しき猶容易に其の數を減ぜず、同十五年九月末の調査に依ると三千九百四十二名を算へ、而もこれは中毒程度の著しい者ばかりなので、若し輕微な者を擧ぐれば其の數は更に數倍に上るであらうと思はれる。而して京畿、全北、全南、慶北等の各道では夙に道地方費の補助と地方有識者の寄附とに依つて之が救治をして來たが、一度中毒に陥ると家産を蕩盡し、所々に小窃盜を働き、人道上保安上一日も忽にすることが出來ないので、之を一齊に治療することの必要を認めて昭和二年度以降中毒者の最も多い京畿、全北、全南、慶北及黃海の五道に於て國費補助の

常に極力之が救療に當つた所極めて優良な成績を挙げた。然し乍ら全鮮には相當多數の中毒者があるので到底一度に之を治療し盡すことが出来ず且一度中毒に陥ると是非其薬品が必要な爲、麻薬の密賣は何時迄も其の跡を絶つことが出来ないので寧ろ彼等を登録して必要な薬品を與へ、漸を追うて治療すれば之を根絶することが出来るとの見地から昭和五年三月麻薬類中毒者登録規程を發布し中毒者の最も多い府面から順次之を登録して、必要なる薬品を與へ醫師指導のもとに漸減方法に依り治療せしめ、一面前記道治療所を擴張して順次登録せる中毒者を收容して治療し、尙收容治療に依り全治したる者に對しては引續き一定の授産所に收容して職業を授け、適當なる労働を爲さしめ身體の恢復を計り精神の修養をも爲さしめ再中毎防止に努むると共に前記の通り「モルヒネ」「ヘロイン」の製造を官營とし、同時に之が取締を嚴にし絕對に不正使用を禁遏し中毒者の根絶を期しつゝあつたのである。乍然之等の方法のみでは急速に中毒者を根絶することが不可能なる状態なので、昭和九年九月より本府並に各道に麻薬中毒豫防協會を設立して廣く官民の理解と援助を促し、之に依りて官民協力して目的達成に努めたが、從來の法令は其の罰則軽きに失し充分麻薬取締の目的を達することが困難であつたので、法令の改正を企て昭和十年四月朝鮮麻薬取締令を、同年八月同令施行規則を公布し同年九月より之を施行し（施行と同時に從來の法令は廢止す）違反者は一層嚴罰に處することゝした爲極めて良好なる成績を挙げつゝあり、近く中毒者の根絶を期し得る見込である。（第五十三表）

第二十五章 家畜衛生機關

朝鮮は古來家畜の飼育が盛んであつたに拘らず家畜衛生施設は甚だ振はず最近に至る迄之が發達を見るに至らなかつた。之が爲往時に屢々獸疫が各地に流行し爲に農村の疲弊甚しきものがあつたが施政後は獸醫技術員を配置して獸疫豫防、食肉衛生取締並に畜産獎勵指導に當らしめたので家畜衛生施設は漸次改善せられて來た。然し乍ら之等獸醫技術者は多くは畜産及衛生に關する官公署奉職者であつて實際開業中の獸醫師は甚だ少いのと從來の習慣上家畜飼養者は所謂牛醫と稱し專業又は副業的に簡易なる診療に從事する者に家畜の診療を仰ぐといふ状態であつて隨て之等智識經驗に乏しい牛醫が漸次增加の傾向を示し幼稚なる診療に依つて屢々家畜に不側の損耗を招き甚しきは家畜傳染病傳播の誘因ともなつて產業の發達を阻害し衛生向上に支障を來しつゝある状況であつた。

然るに一方内地獸醫學校卒業の獸醫技術者の朝鮮に來るものも漸次増加し來り且つ鮮内に於ける獸醫養成の機關も設置せられ之等の卒業者も出てくる情勢となつたので家畜衛生機關の統制を要することゝなり昭和十二年九月一日朝鮮獸醫師規則（府令第百三十二號）及家畜醫生に關する件（府令第百三十三號）の發布を見昭和十三年一月一日より施行せらるゝに至つた。茲に初めて朝鮮の家畜診療機關が整備し之が取締に依り一般家畜の診療は固より家畜傳染病に對しても適切なる措置が講ぜられ

家畜資源の増殖及家畜衛生施設の普及發達を期し得らるゝ事となつたのである。

獣醫師 朝鮮獣醫師規則に依り朝鮮總督より獣醫師の免許を與へらるゝものは内地獣醫師法第一條の資格ある者及官公立の實業學校又は之と同等以上と認められ朝鮮總督の指定したる實業學業に於て獸醫學を修め卒業したる者である、朝鮮に於ける之等獣醫師の養生機關として昭和六年に平安北道義州公立農業學校及全羅北道裡里公立農林學校に獸醫畜產科が新設せられ又昭和十二年に京畿道水原高等農林學校に獸醫畜產科が設置せられたる結果現在八校が朝鮮の獣醫師を養成することくなつてゐる私立實業學校で朝鮮總督の指定したるものは目下の所一箇所もない。隨つて鮮内獣醫師の配置は猶當分の間稀薄であつて内地の夫れと略同程度に達するには今後五、六年の歲月を要する見込である。

獣醫業者 獣醫師の分布が右の通極めて稀薄である朝鮮の實情と獨學で獸醫學を修め相當期間の經驗を積んだ者の途を拓く爲朝鮮總督は其の履歴及技倅を審査し業務の地域及期限を定めて之に獸醫業の免許を與へることとなつて居る。獸醫師試験制度のない朝鮮では之が獨學者の唯一の資格取得の方法であると同時に獣醫師の補充方法でもある。

家畜醫生 従來朝鮮には所謂牛醫と稱し極めて幼稚な家畜診療從事者があつて諸種の弊害を醸成して來たことは前述の通りであるが昭和十二年朝鮮獣醫師規則の發布に際して之等の者を如何に取扱ふかに之を施行することとした。隨つて之が適切なる取締と指導とに依り諸般の弊害を除去すると共に相當の技術經驗を有する者を救濟し當分の間家畜診療機關の補助となしたのであつて承認し得る家畜醫生の數は從來の牛醫人員の約半數に達する状況である。

第一十六章 家畜傳染病豫防

朝鮮には昔から各種の家畜傳染病が發生して產業經濟上の被害が妙くなかつたので、夙に豫防施設を講じて居たが、大正四年に獸疫豫防令を制定施行し、牛疫、炭疽、氣腫疽、鼻疽及皮疽、流行性驚口瘡、豕虎列刺、豕羅斯疫並に狂犬病の八種を獸疫とし、牛、馬、羊、山羊、豕及犬の獸類に適用し、更に大正十二年二月府令第二十四號を以て牛の傳染性肋膜肺炎に對し獸疫豫防令中牛疫に關する規定を準用して豫防に努めて來たが交通、產業の發達、時勢の變遷及技術の進歩に伴ひ、獸疫豫防令に相當變革を加ふるの必要が生じたので、昭和五年七月新に朝鮮家畜傳染病豫防令を制定して、牛疫炭疽、氣腫疽、牛肺疫、口蹄疫、鼻疽、羊痘、豚コレラ、豚疫、豚丹毒、狂犬病及家禽コレラの十二

種を家畜傳染病とし、牛、馬、(馬及驥)羊、山羊、豚、犬、鶏及鷄に適用することとしたのである。即ち朝鮮家畜傳染病豫防令に於ては、獸疫豫防令の名稱中流行性鷄口瘡を口蹄疫に、鼻疽及皮疽を鼻疽に、豕羅斯疫を豚丹毒に改め、又府令を以て獸疫豫防令を準用して居た牛の傳染性肋膜肺炎を牛肺疫と改稱し、羊痘、豚疫及家禽コレラと共に新に傳染病に入れ且豫防令の適用を受くる家畜として鶏及鷄を加へたのである。

尙家畜の殺處分に關する道知事の權限擴張、殺處分若は豫防處置に直接原因して斃死した家畜竝に病毒汚染物件處分に對する手當金の増加及其の範圍を擴張すると同時に、從來救濟方法のなかつた検疫中の家畜を殺處分した場合に於ける手當金の支給及家畜の隔離又は一定區域内に於ける家畜の交通遮斷に依り自活することが出來なくなつた者に對し其の生活費を支給する途を拓き、或は傳染病檢索の便に資する爲牛、馬、羊、山羊又は豚が疾病の爲斃死したときは所有者又は保管者から警察官吏又は家畜防疫委員に届出の義務を規定し、其の他各般に亘つて合理的に變改を爲したもので、同令は昭和七年十一月一日から施行し同時に獸疫豫防令を廢止したので、豫防上の效果は見るべきものが渺くない。

朝鮮に於ける家畜傳染病中共の被害の大きいものは、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、氣脹疽並狂犬病で、牛疫、牛肺疫、口蹄疫は接壤滿洲地方に常任し屢々國境地方に侵入して時に或は大流行を極め、交

通、產業、經濟上多大な影響を齎らした例が數ないので大正八年七月以來支那、滿洲、西比利亞から牛、羊、山羊、豚竝に其の屍體及肉骨皮毛類其の他傳染病の病毒に汚染し又は汚染したる疑ある物品の輸入を停止し、之が取締を嚴重にして病毒の侵入を阻止する方策を探つて居る、又釜山所在の朝鮮總督府獸疫血清製造所は元々農林省の所管であつたが大正七年に本府の所管に移し各種獸疫の豫防液及免疫血清類の增製配給に努め、又國境地方の樞要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して牛疫の豫防液及免疫血清を常時貯藏し、機に應じて急速に配給の便に資して居る。

尙又鼻疽豫防の爲大正七年以降平安北道對岸地方から輸入する馬、驥、驛に對しては新義州外六箇所で検疫を勵行して居たが、昭和二年からは咸鏡南道の對岸地方をも警戒區域として平安北道に三箇所咸鏡南道に四箇所の検疫場所を追加し、更に近時地方情勢の變遷に伴うて咸鏡北道の對岸から馬族の輸入が漸次增加の傾向を示し、病毒侵入の虞があるので、昭和七年十一月一日以降滿洲及西利亞から輸入する馬に對しては總て検疫を行ふことし、検疫場所を平安南道に於て十箇所、咸鏡南道に於て三箇所、咸鏡北道に於て五箇所、計十八箇所を指定して検疫を施行して居る。

氣腫疽、狂犬病の豫防に付ては豫防注射を施行し狂犬病に付ては尙畜犬取締、野犬捕殺を勵行して極力豫防に努め、其の他各種傳染病に對する豫防施設としては豚疫豫防の爲昭和十一年より豚疫豫防液の注射を施行し又從來法定家畜傳染病に挿入し居られなかつた家禽ペストを昭和十二年七月朝鮮

總督府令第九十一號を以て家畜傳染病豫防令中の家禽「コレラ」に關する規定を適用することとなし、以て夫々豫防方法を講じて居るので漸次良好の成績を收めて居る。

而して之が防疫機關としては大正十三年度迄は平安北道に五人咸鏡北道に三人其の他の道には各一人の専任獸醫務嘱託を配置してゐたが、大正十四年度以降漸次技術員の増置を計り、更に昭和十一年度に於ては平安北道、咸鏡南北道の三道を除く他の十道に從來配置して居つた専任獸醫務嘱託は之を廢止して新に道技手十名を増配し、昭和十二年には更に本府衛生課及平安北道に技師各一人を増置し専ら家畜傳染病の豫防並に乳肉衛生取締の衝に當らしむることとなつたので、現在は道技師一名、道技手十八名、獸醫務嘱託十八名の外は道費支辨の衛生技手三十名、地方衛生技手二十五名、其の他産業技手、地方產業技手及農會技術員等六〇六名に警察獸醫務を嘱託してあるが之等の職員は警察官と協力して防疫事務に從事して居る。

牛 瘟 本疫の發生は主として鴨錄、豆滿兩江の對岸滿洲國から侵入する病毒に因るもので、對岸滿洲側は絶えず本疫が流行せるにも拘らず、何等防疫施設の見るべきものなく、漫然病毒の散逸に任してゐる状況にあるので、對岸在住朝鮮人の爲に隨時應急措置を執るの外途なく、加ふるに近年國境地方に於ける彼我の交通、商取引等益々頻繁を加へ、殊に長期に亘る結氷期間は江上到る處渡過來住が出来る爲、此の間に於ける獸疫の侵入防止は非常に困難なので、其の対策に付ては始政以來國境第一

線に於て極力豫防措置を實施して居るが未だ絶對防止の實を擧げ得ないのである。又大正十五年から國境に牛疫免疫地帶構成の計畫を實施することとした。右は牛疫「ワクチン」發見以來初めて之を廣く應用したもので其の實績の如何は實に斯界の等しく注目する所である。而して同年度より新に八名（昭和七年度一名減）の道技手を平安北道、咸鏡南北道に配置して注射施行は勿論、滿洲地方から密輸入牛の取締、斃牛検案の勵行其の他一般防疫事務に從事させた處、本疫豫防上非常な好成績を擧げて居る。

牛肺疫 本疫は從來朝鮮に發生したことがなかつたのであるが、大正十一年平安北道熙川郡熙川面の屠場で切迫屠殺した畜牛を警察官立會の上で解體した所顯著なる本病であることを發見し、次で平安南道に傳播して病牛の續發を見たので、大正十二年二月總督府令第二十四號を以て本疫に對し獸疫豫防令中牛疫に關する規定を準定することとし、且交通牛の検疫、發病地の検疫的戸口調査並感染の虞ある牛の殺處分等を斷行して極力防疫に努めたが、同年末平安北道五郡に二百七十六頭、平安南道六郡に百二十一頭の發生を見たので、翌十三年一月平壤に肺疫豫防會議を開いて豫防制遏方法に關して議を練り、之が實行に努めた爲に、本病の流行も同年八月以降著しく遞減し、昭和二年中平安北道に八十六頭、同三年中七頭、同四年中六頭の發生を見たのみで爾來本疫の發生は絶えたのである。

尙本疫は近東諸國には空前の獸疫で、未だ近代科學の恩恵である豫防液、血清、診斷藥の發見な

く、且潜伏期が不定で短いものは一週間、長いものは數箇月後に發病するものがあり、且つ初期の症狀が顯著でない爲早期發見は困難である。加ふるに朝鮮には技術員が少ないので豫防制遏上に遺憾の點が多いので、大正十三年七月獸疫豫防令施行規則の一部を改正し、從來評價格の三分の一の支給率を五分の四に増額し殺處分を容易にして病牛の隠蔽を防ぎ防疫の徹底を圖つたのである。而して本疫は從來牛の傳染性肋膜肺炎と稱してゐるが朝鮮家畜傳染病豫防令制定の際牛肺病と改稱して同令中の傳染病に加へられたことは前述の通りである。

氣腫疽 氣腫疽は毎年殆んど二千頭内外の發生を繰返し既に其の病毒は各地に常在してゐる狀態で、而も本疫に罹つた畜牛は必然的に斃死するので農家經濟に及ぼす影響は洵に甚大である。而して之が豫防方法は主として豫防液を廣く應用すると共に病原潛在地の消毒的清潔法を實施すれば大要其の目的を達せられやうが、奈何せむ從來釜山獸疫血清製造所に於ける豫防液の製造量不足で辛うじて發生の都度其の附近の小區域に對しての應急措置に止まつて居たが、斯くては甚だ遺憾に堪へないので昭和四年度より百五十萬瓦(約十五萬公升)の豫防液を製造し得ることゝし、之に依り各道の多發地方には免疫地區を構成し疫其の他の地方にも之が普及を圖つた結果、本病の發生は昭和四年二千百八十八頭あつたものが累年減少して昭和十四年には約六分の一即ち三百九十五頭内外の發生に激減した。然し乍ら此の發生數も内地のそれと比較すれば猶相當多大であるから昭和十三年度より更に本豫防液八十萬瓦

を増製し免疫地區の擴充により本病の徹底的撲滅を計つてゐる。(第五十回表)

第二十七章 移出牛検疫

朝鮮で初めて移出牛の検疫を施行したのは明治四十二年で、韓國政府は輸出牛検疫法を發布して釜山に検疫所を設けたが、當時の検疫は食用の爲内地港灣到著後直に屠殺するものを除くの外は必ず内地朝鮮兩地に於て各九日間の繫留検疫、即ち二重検疫を實施し來つたので當事者の蒙る不便不利が數々なかつたのに鑑み、大正四年七月新に移出牛検疫規則を發布して、釜山及馬山港から移出するもの正して元山及城津も移出牛の健康検査を行つた上敦賀港へ移出の出來る途を開いた。爾來朝鮮から内地へ移出する畜牛は累年增加して釜山検疫所の繫留牛の停滯數も非常に多いので、漸次牛舎の増築を爲し、之に伴ふ諸般の設備を整へ且所要人員を増加したが、尙且つ毎月一千頭以上の停滯牛があるの爲めに調節の爲木浦に廻送して無検疫の儘移出することとした。其の後農商務省と交渉して釜山の繫留検疫日數十八日以上を十二日以上に短縮し、同九年三月此の趣旨に依り規定を改正したが、同十年五、六の兩月に亘り、釜山検疫所で検疫を終了して移出した畜牛中、内地到著後牛疫が發生したので同年十一月農商務省の交渉に依り同年十二月十五日から釜山繫留検疫日數を十五日以上に改正し

た。其の後年々移出牛が増加して到底釜山検疫所だけでは収容しきれず、而も自由移出の危険を考慮して同十四年十一月一日から更に仁川、鎮南浦、元山、城津に検疫所を増設して、検疫期間を十二日以上二十日以内に改め、猶此の検疫を受けた畜牛に非ざれば移出し得ないこととして新検疫制度を確立した。然るに是より先、同年八月二十七日元山から移出した畜牛百二十頭は同月三十日下關に入港直に福浦獸類検疫所に入所所定の検疫を了へ解放された畜牛中から、十月二十三日以降、山口、福岡、廣島の各縣下で牛肺疫が発生した爲、農林省は平安南北、咸鏡南北の四道を該病の潛在地と看做し、十月四日省令第二十七號を發布して前記四道を發し又は經由して來た畜牛の移入を停止することとなり、從て朝鮮の移出貿易に大恐慌を來したので、速に之が解決方に付數次農林省と交渉し一面防疫會議を開いて善後策を講じ、發生地方竝危險區域の交通遮断、四道界の警戒、四道内の畜牛の一齊検診其の他凡ゆる豫防警戒に努めた結果、同十五年二月五日に至つて移出停止區域を平安北道及咸鏡南道長津郡の一部に局限し、平安南道、咸鏡南北道牛は汽車積込前又は移出牛検疫所に於て牛肺疫補體結合法を行つた上異状なきものに限り移出すること、前項の牛は必ず鎮南浦、元山、城津の移出牛検疫所に於て各十五日間及内地に於て十日間検疫を行ふことを條件として四道牛移入の解禁を見、亞いで三月十七日に至つて前記平安北道を雲山郡外六郡に縮少せられ、更に同年六月二十五日に至つて全く之を解禁せられたと共に検疫期間に付ての北西鮮四道牛の延長期間も南鮮同様とせられ、又通

過検疫所の制限も撤廢せられ、當分の内、内地の検疫所で更に三日間の検疫を行ふこととなつて茲に一先づ検疫の復舊を見たのである。

然るに昭和四年七月以降九月に至る間に愛媛縣を初め廣島、埼玉、栃木、茨城、山口縣下に本疫の大流行を見、其の發生七十餘頭感染虞牛殺數三百餘頭に上つたが、其の係続は釜山積出の鮮牛にありとせられ、農林省に於ては同年九月二十八日省令を發して從來の内地検疫日數三日を再び二十日に改められ、之が爲當業者の蒙る影響は實に甚大なので極力検疫日數緩和方に關して農林省と交渉折衝の結果、同年十二月二十四日に至つて鮮内検疫期間十二日を十五日とし、内地検疫期間二十日を七日に改正し猶朝鮮側に於ては汽車検疫豫備検疫の施行其の他各種の豫防施設を講ずることとしたが、此の検疫期間の延長、検疫方法の復雜並に内地農村經濟の疲弊等に因つて昭和五年に於ては移出取引頓に不振を告げ、昭和六年には稍挽回して移出數四萬三千二百十八頭で、昭和五年の三萬七千四十四頭に比すると六千百七十四頭の増加を示したのである。

而して昭和七年六月検疫期間の短縮に關し更に農林省と交渉を遂げて、同年七月から朝鮮側の検疫期間を十二日に内地側の検疫期間を五日に改められた結果、移出經濟上裨益する所尠くなく、且同年十一月から肉用の爲にする移出牛に對しては牛別の取扱をすることとし、之等は朝鮮で五日内地で二日の検疫をすることに短縮した。更に昭和十一年四月一日から從來検疫手數料として一頭に付二圓肉

用牛一圓を徵收して居たのを前者は一圓、後者は五十錢に半減し以て生産者及需用者の負擔輕減を計つたが、一般景氣の恢復と共に移出が旺盛となり昭和十年の移出牛は著しく増加して六萬八千四百二十一頭、昭和十一年には六萬二千七百九十八頭の多數を算したのである。又昭和十三年四月検疫期間の短縮に關し府令第八十二號を發布し從來の十二日以上二十日を七日以上二十日に改め當分の内取扱として九日と定めた爲結局内鮮通じての検疫期間は三日間短縮し移出牛の經濟化と検疫の合理化を圖つた。其の結果昭和十三年には牛價の高騰にも不拘七萬四千五百二十六頭の牛を移出し昭和十四年には七萬七千百四頭の牛を移出したのである。(第五十五表)

次に内地への仕向地は廣島、山口、香川、福井、兵庫、東京、大阪、奈良の諸府縣の順序により其の他の各府縣にも移出されてゐて、内地に於ける朝鮮牛は二十數萬頭も飼育されて居る。又仕出港別は仕向地を見ると釜山、仁川、鎮南浦、浦項から東京、香川、山口、廣島、大阪方面に主として移出し元山、城津からは福井、東京、山形、靜岡方面に移出されて居る。

又昭和十二年度には從來の仁川外四港の移出牛検疫所の外新に慶尙北道浦項に検疫所を開設し同地方の畜牛移出の途を開き移出に便宜を與へることとなつた。

第二十八章 肉乳衛生

一 屠場屠畜取締

朝鮮では慣習上慶典、弔儀等には獸肉を必要品とし、又各階級を通じて獸肉を嗜好するので、各地共に牛豚其の他家畜家禽の飼育が盛であり、隨つて屠畜頭數も多いが、從來屠場の多くは個人經營で小規模のもの多く、且衛生的施設を缺いて居り遺憾の點が多かつたので、屠場の公設を獎勵し、個人經營のものは努めて衛生組合、學校組合等に經營させ、大正六年十月面制施行後は殆んど面の經營に移し、大正八年には屠場規則を發布して成規上從來の慣習を尊重し屠畜上の不便を除去すると共に其の取締の統一を圖つた。府所在地にある公設屠場はその構造設備等稍見るべきものがあるが、近時都市の發展に伴ひ漸く狹隘を感じ、加之衛生的設備を刷新するを要するものがあつて漸次之が新築を爲さしめて居る。

昭和十四年末現在、朝鮮に於ける屠場數は公設一千四百六箇所であつて、屠殺數、牛二十五萬七千五百四十六頭、豚五十五萬八千百四十二頭、馬二千二百四十六頭其の他一千三百四十一頭、計八十一萬九千二百七十五頭の多數に上つて居る。然るに之が検査に從事する責任ある技術員は専任警察獸醫

三十九名及道費支辨に屬する衛生技手及地方衛生技手六十四名で、其の他は各郡に在勤する産業技手。地方産業技手及農會技術員六百六名が隨時屠畜検査を施行し、大部分の屠畜は警察官が其の本務の傍之を検査して來たので事實上遺憾な點も多く、寔に憂慮に堪えざるものがあるので、財政の許す限り専務技術員及警察獸醫の増置に意を注ぎ、併せて警察官に對しても此の種技術的知能の涵養に努めて缺陷を補ふやうにして居る。(第五十六表)

二 牛乳及山羊乳

元來朝鮮牛は平素農耕運搬の目的に使役せられ最後には屠殺して肉用に供せらるゝ所謂役肉兼用の牛種であつて、乳用牛としては泌乳量少く、其の飼養價値は劣つて居る。且朝鮮人で牛乳を飲用する者は往時は極めて稀であつた爲め、乳用牛の需要は僅かに内地人間に於ける病弱者及乳幼兒の營養飲料として用ひらるゝに止つて居た。其後内地から優良なる「ホルスタイン」種乳用牛を入れ、逐次鮮人の牛乳に對する利用價値を認め始めると共に一般に需要は激増し乳用牛數及搾乳量も著しく増加したのである。然し乍ら當初は牛乳營業にして經營幼稚なる者或は保健衛生上不備缺陷ある者が相當多く、之が衛生的取締の必要を痛感される状態にあつた爲め、本府は之に腐心し毎年乳用牛に對し臨床診斷及「ツベルクリン」の應用に依る結核病検査の勵行や法規通牒等により斯業の發達助成と國民保

健の向上に努め來つたのである。然るに諸種の事情から結核權病率は依然衰へぬ傾向にあるので、一層豫防の徹底を期する必要を生じ、昭和十四年七月二十七日制令第九號を以て朝鮮牛結核病豫防令が制定せられ同年十月一日より施行せられたのである。更に昭和十五年中に發布の見込である、朝鮮牛乳營業取締規則と相俟つて暫次朝鮮乳肉衛生機構の完備に邁進しつゝある現況である。

昭和十四年末現在に於ける牛乳營業者數は一三五人、乳用牛數は二、一三七頭、一年間に於ける搾取量は三、二九五、一一九立となつて居る。

牛乳に對する需要の激増に伴つて、山羊乳に對する利用價値も次第に高まつて來て、昭和十三年中に於ける營業者は九一人乳用山羊數は一、八四三頭搾取量は二五一、二〇〇立の多數に上つて來た。從つて山羊乳に對しても牛乳に於けると同様の取締を必要とし之に準じて嚴重取締を行つて居る。

第二十九章 警察共濟組合

從來警察官が職務上傷痍を受け又は疾病に罹り或は死亡した場合は、巡查看守療治料給助料及弔祭料給與令又は國境警備職員及遺族一時金給與に關する勅令或は恩給法等に依つて、國家から相當の救濟を受け得らるゝこととなつて居たが、之が職務に依らず又は不慮の災害に依る場合等は其の救濟を

受くべき何等の國家施設なく、唯僅かに警察協會の救濟部より僅少なる救濟を受け得らるゝに過ぎない状態で、精神物質兩様の苦痛を同時に蒙ることを餘儀なくせられて居た。

併しながら警察官を職責上常に幾多の困苦に堪へ缺乏を忍び各種の激務を鞅掌し、殊に何時如何なる奇禍災厄を蒙るかを豫測し得ないのみならず假令之を豫測し得る場合でも尙敢然として職務の執行に専念し、治安の重責に任じなければならぬので、常に後顧の憂なく其の職に精勤し奉公の赤誠を盡し得る様安心を與ふる必要があり、殊に此等不慮の災厄に備ふる生活上の餘裕少なき下級警察職員に對しては國家的施設に依つて之を救濟することが緊要であるが故に、昭和四年十月三十一日勅令第三百十七號を以て朝鮮警察共済組合令を發布し、續いて同十一月二十九日府令第百二號を以て之が規則及訓令第五十八號を以て同取扱規程を發布して、同十二月一日より之を實施し爾來八箇年を閲したが組合の基礎は漸次鞏固となつて居る。

而して本組合は朝鮮總督府部内の警部補、巡查及判任官の待遇を受くる消防手の相互共済を目的として組織されたもので朝鮮總督の監督下に警務局長其の事務を管理し、道知事及警察官講習所長等各其の事務を分掌して夫々部下職員をして其の事務に從事せしめて居る。

本組合に於ける救濟金の給與の財源は組合員が毎月々俸受領の時拂込む掛金即ち月俸(功勞加報を含み在)の百分の二に相當する金額と國庫より俸給を受くる組合員(警部補)の俸給總額の百分の二、一五に相當す

る政府給與金及道費より俸給を受くる組合員(例任官の待遇を受くる消防手)の俸給總額の百分の二に相當する道費の給與金即ち組合員の俸給總額の百分の四に相當する金額及之より生ずる利息收入等を以て之に充て、組合員の疾病、死亡(家族を含む)、癡疾、罹災及脱退の場合に所定の給與金を給與する外組合内に給薬部を設け僻陬地の警察官駐在所出張所に救急薬品を配置して支給して居るが更に昭和十年金融部を設け組合一般會計より貸付資金を融通して同年四月一日より貸付事務を開始する等其の種類範圍並に事業成績は左の通である。

一 給 與 金

(第六十表)

(1) 醫療給與金

醫療給與金は組合員が引續き七日以上醫料を受けたとき其の八日以後に要したる醫藥費の十分の八に相當する金額を給與することを原則とし、諸般の事情より推して特に救濟の必要ありと認められる場合には其の七日以前に要したる醫藥費の内、診察料、往診料、手術料及最寄病院に入院の爲め要したる旅費に付其の十分の八に相當する金額をも給與するのである。(第六十表)

(2) 死亡給與金

死亡給與金は組合員又は其の家族が死亡した場合に給與するもので、組合員が死亡したときは月俸

六箇月分に相當する金額を其の遺族に給與し、組合員の家族即ち組合員の配偶者及組合員と同一戸籍内に在り組合員に於て現に扶養する祖父母、父母若は其の子が死亡したときは月俸二分の一に相當する金額を組合員に給與するのである。(第六十表)

(3) 癡疾給與金

癡疾給與金は癡疾となつて退職したものに對し月俸六箇月分に相當する一時金を給與するものであつて、其の傷痍又は疾病が自由を辨ずることの出來ない程度の重症に趣き治療の見込のないもの、一眼以上を盲し若くは一肢以上の用を失ひ又は之に準すべき癡疾に陥り、終身職務に堪へることの出來ないもの及病毒傳播の危険ある肺結核若くは喉頭結核又は癲病に罹つたものに對し給與するものである。(第六十表)

(4) 罷災給與金

罷災給與金は組合員が水害、海嘯、火災、震災、山崩、地変、風害、又は火薬其の他危險物の爆發等に因り非常災害を蒙つた場合に原則として月俸二箇月分に相當する金額以内を給與せらるるものであるが、其の災害狀況特に著しき場合は月俸三箇月分に相當する金額迄を給與することを得ることになつて居る。(第六十表)

(5) 脱退給與金

脱退給與金は組合員が組合を脱退したとき其の組合員たりし期間中支拂つた掛金總額に對し引續き組合員たりしこと五年未滿の場合には十分の六、五年以上十年未滿の場合各は十分の八、十年以上の場合は十分の十に相當する金額を給與される。(第六十表)

二 事 業 成 績

一、組合員異動狀況

本年度末に於ける組合員の總數は二萬三百六人で前年度現在人員一萬九千九百五十人に比すれば三百五十六人を増加した。而して本年度に於て組合に加入した人員は二千四百八十六人で脱退した人員は二千一百三十人である。今之を官職別に分てば

(1) 警 部 补

年度未現在人員は八百三十九人で前年と繰越人員に比すれば八十五人を増加した。而して更に加入了者三人巡査より昇進した者二百五十九人警部任官、退職等の事由に依り脱退したる者は百七十七人である。

(2) 巡 査

本年度未現在人員は一萬九千二百二十五人で前年度繰越人員一萬九千十人に比すれば一百十五人

を増加した。而して新に加入了者二千二百七十一人、脱退した者一千八百九十七人、消防手より巡査に轉じたる者警部補に昇進した者一千三百三十人である。

(3) 判任官の待遇を受くる消防手

本年度末現在人員三百四十二人で前年度よりの繰越人員一百八十六人に比すれば一百五十六人増加し而して新に加入了者一百八十六人、脱退した者五十六人である。(第58回)

二、收入及支出

本年度に於ける組合の収入總額は四十七萬八千八百五十四四十錢で之に前年度繰越金百六十九萬一千四百七十四七十一錢を加へれば合計二百十七萬三百二十一圓十一錢である。而して本年度中に於ける支出總額は救濟金三十萬二千二百五十九圓二十一錢、雜費七千八百八十八圓五十五錢、特別會計給藥部業事資金四萬圓、合計三十五萬百四十七圓七十六錢であつて之を控除した殘額百八十二萬百七十三圓三十五錢を昭和十五年度に繰越すに至つた。(第59回)

三 給 薬 部

昭和八年二月朝鮮警察共済組合規則第二十八條に基き朝鮮に於ては未だ醫療機關分布の差異甚しく組合員に對する醫療共済の均衡を失する憾みある現況に鑑み、組合に給藥部を設け組合資金中より給

藥部特別會計給藥施設費として昭和八年七月之が事業を開始し、昭和八年醫療機關なき僻陬地警察官駐在所同出張所二千四十六箇所に對し救急箱を配給し、昭和九年度に於ては新設駐在所十六箇所に救急箱一個宛を配給し、又各道警察部、警察署に對しては監督教養資料として救急箱一個宛計二百六十四個を配布した。昭和十年度に於て更に之が事業を擴張して醫療機關ある駐在所、出張所は固より各道警察部、警察署に對し救急箱一個を配給し、昭和十一年度に於ては更に新設駐在所同出張所十九箇所に對し各一個宛を、燒失及水害の爲め流失せる二箇所に各一個宛計二十一個を配給し、駐在所の廢止による返納二個あり而して昭和十二年度に於ては各道巡査教習所に十三個新設駐在所六個流失に對する補給三個計二十二個を配給し駐在所の廢止又は流失による八個を減じ昭和十四年度に於ては警察講習所及新設駐在所に六個の流失に對する補給一個計七個を配給し駐在所の廢止による返納三個を減じ本年度に於て新設警察署又駐在所に六個を配給したるに依り本年度末在救急箱數は三千百十七個で之に對し藥品器具の補給を爲した。(第61回)

四 金 融 部

一、施設の概要

朝鮮警察共済組合金融部は組合規則第二十八條に基き組合員が自己又は家族の疾病、死亡、災厄其

の他に準すべき事情に因り生活上窮迫を受けたる場合に於て低利貸付を爲し之を救済する目的を以て貸付資金を組合資金中より受入れ、昭和十年四月一日より貸付事務を開始した。而して其の貸付金額は當該組合員の俸給月額の三個月分に相當する金額を原則とし、特別の事情ありと認むるとさは俸給月額の五箇月分に相當する金額迄の貸付を爲すのである。貸付金の利息は組合員に在りては貸付金百圓に付日歩一錢五厘、組合員に非ざる職員に對しては同じく日歩一錢七厘とし、貸付金の辨済は月賦辨済の方法に依り毎月俸給受領の際當日迄の利息と共に之を支拂ふことになつて居る。

二、實踐の概要

本年度中に於ける貸付金額は三十六萬二千九百一圓其の件數二千九百六十二件で年度未現在貸付金額は二十五萬六千九百八十圓九十二錢貸付人員は三千百六人である。

收入總額は貸付金に對する利息收入一萬四千三百二十八圓振替貯金利子百九十一四十錢計一萬四千五百十九圓十錢で支出總額は組合資金に對する利息一萬七百九十三圓五十三錢貸付金送料六百七圓二十三錢事務費一千八十六圓雜費一千八百二十九圓計一萬四千三百十五圓七十六錢で差引二百三圓三十四錢の利益を得た。(第六十二表)

三、結核療養施設

組合員の健康増進を目的として昭和十二年五月組合員の結核療養規程を設け肺結核(肺浸潤、肺炎

加客兒を含む)及喉頭結核患者療養の爲各道の衛生技術官、道立醫院醫官に對し組合醫を亦療養施設を有する病院又は醫院を組合療養所に嘱託し毎年一回組合員の定期健康診斷を實施し患者あるときは症狀の輕重に應じ之を六箇月の範圍内に於て嘱託療養所に入院せしむ或は本籍地其の他適當の地方に轉地療養を命じ早期に且根本的に療養せしめつつあるがその實績は別表の通である。(第六十三表)

第二十章 警察協会

警察協會は全鮮の警察官又警察事務に從事する職員の學術武道を獎勵して智識を啓發し、品性を陶冶し、兼て會員相互の共済親睦を圖り併て一般公衆の警察智識を普及し警察向上刷新に資するを目的として明治四十三年以來毎月一回發刊して來た警務彙報の事業に依つて積立てた金六千圓を基礎として大正十年六月十五日財團法人として朝鮮總督の許可を経て設立したもので、本部を京城に、支部を各道警察部に置き、政務總監を總裁に警務局長を會長に、各道知事を支部長に推戴し、又本部には幹事、評議員、委員を置いて會務を處理し、支部には副支部長、幹事を各警察署に委員を配置し、其の擔任事務を掌理させて居り、尙此の外支部には支部後援會なる財團法人を創立して地方特殊の事情に因る施設に付支部を後援せしむる事として居る。

基本金 本會の基本會の基本金は前述の雜誌警察彙報の積立金六千圓を基礎として會員の醵金七萬四

千百餘圓及歲計剩餘金六萬一千五百餘圓等及本會の事業に賛成して銀行會社其の他篤志家から寄贈せられた金員を積立て、現に三十九萬千二百圓を有する。

經費 経費は毎月通常會員から徵收する會費、資產から生ずる利子及事業部より生ずる剩餘金等を以て之に充て、毎年歲入出豫算を作成し評議員の決議を経て實行して居る。

事業 本會創立後の重なる事業は雑誌警務彙報の發行武道獎勵及共濟事業として會員並に其の同居家族の死亡疾病罹災等の場合に救濟金を給與して來たが昭和四年十月勅令を以て朝鮮警察共濟組合令發布せられ同年十二月一日より施行せらることとなつたので警察協會に於ける本共濟事業は之を廢止し現在に於ては左記の事業を實施して居る。

(イ) 殉職警察官の招魂祭 年中行事の一として毎年一回併合以來朝鮮で殉職した警察官の招魂祭を舉行し遺族及總督其の他多數官民の參列を見るが之等遺族に對しては記念品の外參列に要する旅費を贈與する等慰靈に努めて居る。

(ロ) 武道の獎勵 武道の指導員として師範三名の嘱託を置いて斯道の向上に努め、亦年中行事の一として武道大會は招魂祭と並び行つて居る。此の大會は全鮮の警察官技術優秀なる者及在城學校其の他有志中より選手出場して二日間に亘つて執行するを例として居る。

(ハ) 射擊大會の開催 每年一回各道選手を召集し各道對抗競點射擊を行ふこととして、昭和三年に第

一回射擊大會を開催したが其後諸種の事情に依つて久しく中絶して居たのを復起し、昭和八年九月第二回射擊大會を開催したが其後再び諸種の事情に依つて實施することが出來ず中絶の姿となつて居る。

(ニ) 刊行物 (イ) 每月一回雜誌警務彙報を發行して居る。彙報は會員の品性陶冶、精神修養等の記事並娛樂方面のものをも加味し、併せて警察官の執務に必要な法令例規を登載してゐる約百六十頁の雜誌であつて、其の發行部數は毎月二萬一千餘に達して居る。(二) 警察に關する法令例規聚約八千頁を上中下及兵事の四卷に分けて發行し、且三箇月毎に加除錄を追刊して居る。(三) 其の他警察官の執務上必要的圖書朝鮮語、司法警察法規集、行政區域、自動車法規集等を發行して居る。

(ホ) 被服の調製 地方に在住する會員の被服(被服、私服)調製上の不便を緩和すると同時に、經濟的方面に寄與する目的で大正十二年度から職工を雇傭し工場を設けて之が調製に着手して居る。

(ヘ) 共同購買制服附屬品(軍刀、刀、刀等)、靴、自轉車、時計、毛布、シャツ類及蚊帳等の共同購買を取扱つて居る。制服附屬品は會員の經濟的方面の便を計り併せて服制の統一を確實にする爲昭和八年一月服制改正を機に協會に於て警部補以上全部の所要品を引受け、東京製造元から購入し市價よりも割乃至二割安價に且五箇月月賦で供給して居る。其の他、靴、自轉車、時計、毛布、シャツ蚊帳は相當信用ある確實な商店と特約して市價に比べ二割以上安價に供給して居る。

- (イ) 溫泉療養所 平安北道朔州、黃海道三泉、忠清南道溫陽の三箇所に警察官療養所を設置し支部をしての其經營維持に當らしめて居る。
- (ア) 功績者善行並に水年勤續者の表彰 警察上特に功勞顯著であつて警官一般の龜鑑と認められ功勞記章を授與された者に金圓を贈與して其功績を表彰する外、會員中一般の模範と爲るべき善行ある者並に永年勤續者にも表彰狀及褒賞金品を贈與して表彰することにして居る。
- (シ) 奨學補助金の給與 會員の勤務地に小學校の設置されて居ない爲其の子女を他に寄宿せしめて居る者には補助金を支給することにして居る。尙昭和十年度よりも小學兒童にして一里以上通學の者に竝中等學校に二名以上寄宿通學せしめ居る者に對しても補助金を支給することとして居る。
- (エ) 民間警察功勞者表彰 民間にありて多年警察を援助し其の功績顯著なる者を毎年天長節の佳辰に於て表彰することとして居る。
- (ウ) 警察参考館 皇太子殿下御降誕記念警察参考館は昭和十一年六月落成式を舉行し同時に開館することになつた。而して本館は警察参考品を蒐集し警察官の智識増進に資すると共に一般民衆の觀覽に供し警察理解の深化を圖らんとするものであるが蒐集の參考資料は開館日淺く未だ以て十分と言ひ難きも觀覽者は逐日增加の傾向にあり、本年中に於ける開館日數三百四十一日、入館者二萬六百五十人一日平均六十人である。

(ア) 警察内所 一般民衆の利便を圖ると共に民衆をして警察を理解せしめ以て民衆と警察の提携の實を擧ぐべく昭和十三年七月創設したるものにして現在三越京城支店及鍾路通り和信の二箇所に職員各二名を配し事務に當らしめ居る

朝鮮警察概要 終

参
考
諸
表

第一表 新舊警察機關の比較

(昭和十四年末調)

(二) 警察職員

第1表

現 在	朝鮮總督府	代時		舊 警視廳	期別種別	勅任奏任
		各道	使警察			
	一	三	一	一	總警視	勅任
	二	二	一	一	副總監視	奏任
	三	三	一	一	部警務	勅任
	四	二	一	一	港務官	奏任
	五	二	一	一	警視	勅任
	六	二	一	一	港務官	奏任
	七	一	一	一	警務員	勅任
	八	一	一	一	警務員	任
	九	一	一	一	警務員	判任
	十	一	一	一	警務員	任
	十一	一	一	一	警務員	判任
	十二	一	一	一	警務員	任
	十三	一	一	一	警務員	待判遇任
	十四	一	一	一	巡査補	巡査
	十五	一	一	一	巡査補	巡査
	十六	一	一	一	巡査補	巡査
	十七	一	一	一	巡査補	巡査
	十八	一	一	一	巡査補	巡査
	十九	一	一	一	巡査補	巡査
	二十	一	一	一	巡査補	巡査
	二十一	一	一	一	巡査補	巡査
	二十二	一	一	一	巡査補	巡査
	二十三	一	一	一	巡査補	巡査
	二十四	一	一	一	巡査補	巡査
	二十五	一	一	一	巡査補	巡査
	二十六	一	一	一	巡査補	巡査
	二十七	一	一	一	巡査補	巡査
	二十八	一	一	一	巡査補	巡査
	二十九	一	一	一	巡査補	巡査
	三十	一	一	一	巡査補	巡査
	三十一	一	一	一	巡査補	巡査
	三十二	一	一	一	巡査補	巡査
	三十三	一	一	一	巡査補	巡査
	三十四	一	一	一	巡査補	巡査
	三十五	一	一	一	巡査補	巡査
	三十六	一	一	一	巡査補	巡査
	三十七	一	一	一	巡査補	巡査
	三十八	一	一	一	巡査補	巡査
	三十九	一	一	一	巡査補	巡査
	四十	一	一	一	巡査補	巡査
	四十一	一	一	一	巡査補	巡査
	四十二	一	一	一	巡査補	巡査
	四十三	一	一	一	巡査補	巡査
	四十四	一	一	一	巡査補	巡査
	四十五	一	一	一	巡査補	巡査
	四十六	一	一	一	巡査補	巡査
	四十七	一	一	一	巡査補	巡査
	四十八	一	一	一	巡査補	巡査
	四十九	一	一	一	巡査補	巡査
	五十	一	一	一	巡査補	巡査
	五十一	一	一	一	巡査補	巡査
	五十二	一	一	一	巡査補	巡査
	五十三	一	一	一	巡査補	巡査
	五十四	一	一	一	巡査補	巡査
	五十五	一	一	一	巡査補	巡査
	五十六	一	一	一	巡査補	巡査
	五十七	一	一	一	巡査補	巡査
	五十八	一	一	一	巡査補	巡査
	五十九	一	一	一	巡査補	巡査
	六十	一	一	一	巡査補	巡査
	六十一	一	一	一	巡査補	巡査
	六十二	一	一	一	巡査補	巡査
	六十三	一	一	一	巡査補	巡査
	六十四	一	一	一	巡査補	巡査
	六十五	一	一	一	巡査補	巡査
	六十六	一	一	一	巡査補	巡査
	六十七	一	一	一	巡査補	巡査
	六十八	一	一	一	巡査補	巡査
	六十九	一	一	一	巡査補	巡査
	七十	一	一	一	巡査補	巡査
	七十一	一	一	一	巡査補	巡査
	七十二	一	一	一	巡査補	巡査
	七十三	一	一	一	巡査補	巡査
	七十四	一	一	一	巡査補	巡査
	七十五	一	一	一	巡査補	巡査
	七十六	一	一	一	巡査補	巡査
	七十七	一	一	一	巡査補	巡査
	七十八	一	一	一	巡査補	巡査
	七十九	一	一	一	巡査補	巡査
	八十	一	一	一	巡査補	巡査
	八十一	一	一	一	巡査補	巡査
	八十二	一	一	一	巡査補	巡査
	八十三	一	一	一	巡査補	巡査
	八十四	一	一	一	巡査補	巡査
	八十五	一	一	一	巡査補	巡査
	八十六	一	一	一	巡査補	巡査
	八十七	一	一	一	巡査補	巡査
	八十八	一	一	一	巡査補	巡査
	八十九	一	一	一	巡査補	巡査
	九十	一	一	一	巡査補	巡査
	九十一	一	一	一	巡査補	巡査
	九十二	一	一	一	巡査補	巡査
	九十三	一	一	一	巡査補	巡査
	九十四	一	一	一	巡査補	巡査
	九十五	一	一	一	巡査補	巡査
	九十六	一	一	一	巡査補	巡査
	九十七	一	一	一	巡査補	巡査
	九十八	一	一	一	巡査補	巡査
	九十九	一	一	一	巡査補	巡査
	一百	一	一	一	巡査補	巡査
	一百零一	一	一	一	巡査補	巡査
	一百零二	一	一	一	巡査補	巡査
	一百零三	一	一	一	巡査補	巡査
	一百零四	一	一	一	巡査補	巡査
	一百零五	一	一	一	巡査補	巡査
	一百零六	一	一	一	巡査補	巡査
	一百零七	一	一	一	巡査補	巡査
	一百零八	一	一	一	巡査補	巡査
	一百零九	一	一	一	巡査補	巡査
	一百一十	一	一	一	巡査補	巡査
	一百一十一	一	一	一	巡査補	巡査
	一百一十二	一	一	一	巡査補	巡査
	一百一十三	一	一	一	巡査補	巡査
	一百一十四	一	一	一	巡査補	巡査
	一百一十五	一	一	一	巡査補	巡査
	一百一十六	一	一	一	巡査補	巡査
	一百一十七	一	一	一	巡査補	巡査
	一百一十八	一	一	一	巡査補	巡査
	一百一十九	一	一	一	巡査補	巡査
	一百二十	一	一	一	巡査補	巡査
	一百二十一	一	一	一	巡査補	巡査
	一百二十二	一	一	一	巡査補	巡査
	一百二十三	一	一	一	巡査補	巡査
	一百二十四	一	一	一	巡査補	巡査
	一百二十五	一	一	一	巡査補	巡査
	一百二十六	一	一	一	巡査補	巡査
	一百二十七	一	一	一	巡査補	巡査
	一百二十八	一	一	一	巡査補	巡査
	一百二十九	一	一	一	巡査補	巡査
	一百三十	一	一	一	巡査補	巡査
	一百三十一	一	一	一	巡査補	巡査
	一百三十二	一	一	一	巡査補	巡査
	一百三十三	一	一	一	巡査補	巡査
	一百三十四	一	一	一	巡査補	巡査
	一百三十五	一	一	一	巡査補	巡査
	一百三十六	一	一	一	巡査補	巡査
	一百三十七	一	一	一	巡査補	巡査
	一百三十八	一	一	一	巡査補	巡査
	一百三十九	一	一	一	巡査補	巡査
	一百四十	一	一	一	巡査補	巡査
	一百四十一	一	一	一	巡査補	巡査
	一百四十二	一	一	一	巡査補	巡査
	一百四十三	一	一	一	巡査補	巡査
	一百四十四	一	一	一	巡査補	巡査
	一百四十五	一	一	一	巡査補	巡査
	一百四十六	一	一	一	巡査補	巡査
	一百四十七	一	一	一	巡査補	巡査
	一百四十八	一	一	一	巡査補	巡査
	一百四十九	一	一	一	巡査補	巡査
	一百五十	一	一	一	巡査補	巡査
	一百五十一	一	一	一	巡査補	巡査
	一百五十二	一	一	一	巡査補	巡査
	一百五十三	一	一	一	巡査補	巡査
	一百五十四	一	一	一	巡査補	巡査
	一百五十五	一	一	一	巡査補	巡査
	一百五十六	一	一	一	巡査補	巡査
	一百五十七	一	一	一</		

第三表 警察官署

備考　全羅南道及慶尙北道には島司兼管、視配置の署各一を含む。

第四表 警察管轄の一

(昭和十四年末)

第五表 警察管轄の二

(昭和十四年末現在)

第六表 警備船成績表

第56表

第七表 警察電話架設箇所

(昭和十四年末現在)

第八表 警察諸設備調

(昭和十四年未現行)

第九表 累年營察費

由

年 度 别	警 察 費	前 年 度 に 比 し 增 減	増 減 の 主 な 理 由
大正七年度	八,000円、たる四百四十円	△	憲兵費二、六九、六四九及同輔助員費二、七七、〇四圓を含むるべきものとす。
大正八年度	一七、七四四、七九四円	△	主として傳染病、防費賑災事件費、物價騰貴及警察制度改正に依る警察官一、五六一人増員に伴ふ増加とす。
大正九年度	三、三五七、六〇円	△	主として前年度員に對する差増、賑災事件に伴ふ留置人費、虎列刺難防費及第二次警察官三、二五一増員に伴ふ増加とす。
大正十一年度	三、〇五七、五三円	△	主として前年度初度賃費虎列刺難防費の減少とす。
大正十二年度	一八、七三九円	△	主として國境警察官六二一人増員に伴ふ増加とす。
大正十三年度	一九、三五七円	△	行政整理に伴ふ減少とす。

主として國境警察官六二一
行政整理に伴ふ減少とす

主として傳染病、防護監視事件費、物價騰貴及警察制度改正に依る警察官並本年度の予算は大正八年度に至りては物價騰貴により當然約五割を増加せらるべきものとす。主として傳染病、防護監視事件費、物價騰貴及警察制度改正に依る警察官主として傳染病、防護監視事件費、物價騰貴及警察制度改正に依る警察官主として前年度給員に伴ふ増加とす。主として前年度給員に對する差率、監視事件に伴ふ留置人費、虎列刺兼防費及第二次警察官三、二五一給員に伴ふ増加とす。主として前年度初度賄費虎列刺兼防費減少とす。

九

第十一表 警察職員定員

(昭和十四年未現)

卷之三

第十表 昭和十五年度警察費豫算（地方廳）

第十表

第十二表 警察官配置表

(昭和十四年末現在)

第十三表 巡查勤務別配置表

（昭和十四年末現在）

道名	内		外		補		道別
	鮮内	鮮外	鮮内	鮮外	鮮内	鮮外	
京畿道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
忠清北道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
忠清南道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
慶尙北道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
慶尙南道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
全羅北道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
全羅南道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
江原道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
平安北道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
平安南道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
黃海道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
咸鏡南道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
咸鏡北道	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
平均	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
定員	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
現員	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
平均俸給	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内

第十四表 警察官現員現給

(昭和十四年末現在)

（昭和十四年末現在）

道別	内		外		補		道別
	鮮内	鮮外	鮮内	鮮外	鮮内	鮮外	
部巡長查	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
部巡査	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
計勤	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	内
部巡長查	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	外
部巡査	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	外
計勤	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	外
部巡長查	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	刑事
部巡査	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	刑事
計勤	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	刑事
部巡長查	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	特務
部巡査	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	特務
計勤	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	特務
部巡長查	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	合計
部巡査	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	合計
計勤	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	合計
教誨員	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	合計

第十五表 評察官吏勤績年數表

昭和十四年未見

第
15
表

第十六表 評察官吏年齡別表

(昭和十四年末現在)

第十七表の一 警察官本籍別表

(内地人)

(昭和十四年末現在)

第十七表の二 警察官本籍別表

卷之三

時和十四年六月

佐賀縣	長崎縣	熊本縣	大分縣	宮崎縣	鹿兒島縣
200.1	222.2	212.2	222.2	212.2	222.2
10.655	11.655	11.655	11.655	11.655	11.655
毛	毛	毛	毛	毛	毛
一	一	一	一	一	三
元	元	元	元	元	六
二	二	二	二	二	六
三	三	三	三	三	三
計	太	大	沖繩	權	合
200.1	222.2	212.2	222.2	212.2	222.2
五天	五天	五天	五天	五天	五天
四九	四九	四九	四九	四九	四九
鹿兒島縣	太	大	沖繩	權	合

1
2

第十八表の一 警察官吏兵籍表 (其の二)

(昭和十四年末現在)

第十八表の二 警察官兵籍調 (其の二)

時文一目了然

備考 △印は朝鮮師団に依り隙隙したるものと見られる。

第
18
表

第十八表の二 警察官兵籍調 (其の二)

時文一

兵	憲	管
下	兵	區
計	別	別
	補充兵	警
	豫備兵	部
	後備兵	計
	補充兵	警
	豫備兵	部
	後備兵	補
	補充兵	巡
	歸休兵	查
	豫備兵	計
	後備兵	總
	計	計

第18表

兵重輜		兵空航		兵工		兵	
將准下	兵未	下兵未	將准下	兵未	將	將准下	兵未
計士	教育	計士	教育	計士	教育	計士	教育
校官士	兵	士	兵	校官士	兵	校官士	兵
一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一
十	一	一	一	一	一	一	一
十一	一	一	一	一	一	一	一
十二	一	一	一	一	一	一	一
十三	一	一	一	一	一	一	一
十四	一	一	一	一	一	一	一
十五	一	一	一	一	一	一	一
十六	一	一	一	一	一	一	一
十七	一	一	一	一	一	一	一
十八	一	一	一	一	一	一	一
十九	一	一	一	一	一	一	一
二十	一	一	一	一	一	一	一
二十一	一	一	一	一	一	一	一
二十二	一	一	一	一	一	一	一
二十三	一	一	一	一	一	一	一
二十四	一	一	一	一	一	一	一
二十五	一	一	一	一	一	一	一
二十六	一	一	一	一	一	一	一
二十七	一	一	一	一	一	一	一
二十八	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一
三十	一	一	一	一	一	一	一
三十一	一	一	一	一	一	一	一
三十二	一	一	一	一	一	一	一
三十三	一	一	一	一	一	一	一
三十四	一	一	一	一	一	一	一
三十五	一	一	一	一	一	一	一
三十六	一	一	一	一	一	一	一
三十七	一	一	一	一	一	一	一
三十八	一	一	一	一	一	一	一
三十九	一	一	一	一	一	一	一
四十	一	一	一	一	一	一	一
四十一	一	一	一	一	一	一	一
四十二	一	一	一	一	一	一	一
四十三	一	一	一	一	一	一	一
四十四	一	一	一	一	一	一	一
四十五	一	一	一	一	一	一	一
四十六	一	一	一	一	一	一	一
四十七	一	一	一	一	一	一	一
四十八	一	一	一	一	一	一	一
四十九	一	一	一	一	一	一	一
五十	一	一	一	一	一	一	一
五十一	一	一	一	一	一	一	一
五十二	一	一	一	一	一	一	一
五十三	一	一	一	一	一	一	一
五十四	一	一	一	一	一	一	一
五十五	一	一	一	一	一	一	一
五十六	一	一	一	一	一	一	一
五十七	一	一	一	一	一	一	一
五十八	一	一	一	一	一	一	一
五十九	一	一	一	一	一	一	一
六十	一	一	一	一	一	一	一
六十一	一	一	一	一	一	一	一
六十二	一	一	一	一	一	一	一
六十三	一	一	一	一	一	一	一
六十四	一	一	一	一	一	一	一
六十五	一	一	一	一	一	一	一
六十六	一	一	一	一	一	一	一
六十七	一	一	一	一	一	一	一
六十八	一	一	一	一	一	一	一
六十九	一	一	一	一	一	一	一
七十	一	一	一	一	一	一	一
七十一	一	一	一	一	一	一	一
七十二	一	一	一	一	一	一	一
七十三	一	一	一	一	一	一	一
七十四	一	一	一	一	一	一	一
七十五	一	一	一	一	一	一	一
七十六	一	一	一	一	一	一	一
七十七	一	一	一	一	一	一	一
七十八	一	一	一	一	一	一	一
七十九	一	一	一	一	一	一	一
八十	一	一	一	一	一	一	一
八十一	一	一	一	一	一	一	一
八十二	一	一	一	一	一	一	一
八十三	一	一	一	一	一	一	一
八十四	一	一	一	一	一	一	一
八十五	一	一	一	一	一	一	一
八十六	一	一	一	一	一	一	一
八十七	一	一	一	一	一	一	一
八十八	一	一	一	一	一	一	一
八十九	一	一	一	一	一	一	一
九十	一	一	一	一	一	一	一
九十一	一	一	一	一	一	一	一
九十二	一	一	一	一	一	一	一
九十三	一	一	一	一	一	一	一
九十四	一	一	一	一	一	一	一
九十五	一	一	一	一	一	一	一
九十六	一	一	一	一	一	一	一
九十七	一	一	一	一	一	一	一
九十八	一	一	一	一	一	一	一
九十九	一	一	一	一	一	一	一
一百	一	一	一	一	一	一	一

管區別 別	砲		兵騎		兵步		兵	
	准下	兵未	將准下	兵未	將准下	兵未	將准下	兵未
士	教	計	士	教	計	士	教	
補充兵								
豫備兵								
部								
計								
補充兵								
豫備兵								
後備兵								
部								
補								
計								
補充兵								
隊休兵								
豫備兵								
後備兵								
大								
查								
總								
計								
總計	101	101	101	101	101	101	101	101
兵	101	101	101	101	101	101	101	101
騎	101	101	101	101	101	101	101	101
步	101	101	101	101	101	101	101	101
兵	101	101	101	101	101	101	101	101
將	101	101	101	101	101	101	101	101
准	101	101	101	101	101	101	101	101
下	101	101	101	101	101	101	101	101
兵	101	101	101	101	101	101	101	101
將	101	101	101	101	101	101	101	101
准	101	101	101	101	101	101	101	101
下	101	101	101	101	101	101	101	101
兵	101	101	101	101	101	101	101	101
將	101	101	101					

第十九表 巡查採用成績表

卷之三

第二十表
巡查教育程度表

（昭和十四年未現在）

第二十一表 警察官吏語學能率表

(昭和十四年未現在)

第二十二表 警察官進退及死亡表

(昭和十四年末現在)

區別					巡警部			醫部		
全羅南道		忠淸南道		京畿道	査補部		部			
計鮮內		計鮮內		計鮮內	計鮮內		計鮮內			
五三二	七三二	八五三	三三一	元七〇						
公三三	四三三	三三三	三三三	恩合						
吳九七	己三八	孟三毛	二三五	靈二四						
九一六	三一九	五一五	一三一	九一八						
兩四合	六三四	六四四	四三三	五九三						
一	一	一	一	一						
五一二	五三五	一一一	四一三	九三六						
四四七	三一三	五一五	八二六							
四三五	六三五	六三六	四三三	五三三						
一	一	一	一	一						
五一五	五三五	四三四	四三四	二一九						
二二〇	二〇九	九一九	六一五	毛一六						

第
22
表

100

道	別職官				道別種別
	其の他	巡査	警部補	警部	
全羅北道	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	
忠清南道	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	
忠清北道	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	
京畿道	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	
合計	二二三	一一一	一一一	一一一	犯人
					防災水死
					豫火
					防病傳染
					武演
					暴錆
					救助
					命助
					討匪賊
					其他
					計
					逮捕入
					負
					豫水火
					防災
					豫傳染
					防病
					演式
					暴錆
					救助
					討匪賊
					其他
					計
					合計

第二十三表 警察上死傷人員表

(昭和十四年末現在)

備考	合計		咸鏡北道		咸鏡南道		江原道		平安北道		平 安 南 道		黃 海 道		慶 尚 南 道		慶 尚 北 道	
	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内
	六九九	六三五	六二五	六四二	五三七	六〇六	八四四	三六七	二五六									
	九五七	九一七	九三四	九二八	九三〇	九三一	九三三	九三三	九三三									
	九二四	九一七	九三一	九三一	九三一	九三一	九三一	九三一	九三一									
	二七七	八元七	三五七	三〇二	八元七	九一七	九四四	六九九	六六四									
	八六七	八三三	一	一	二六五	九一八	三一三	一	一									
	六一	六三六	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一	三六一									
	二四七	三一三	九三六	二一	一	九三六	七一七	一	一									
	九三七	三一三	七三四	七三三	五三二	五一四	七三四	四五九	二五六									
	一、〇七	九一七	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六									
	八三三	三一三	二一	二一	一	一	一	一	一									
	九三九	四一三	七二二	七一七	二三八	六一五	三一三	七二二	八三三									
	一、一三	三三元	九一六	三一三	九三三	九一六	九一六	九一六	九一六									

第二十四表

巡查懲罰事由表

〔昭和十四年末現在〕

三九七 一一一 一一一 一一一 三九八 七四三 一一一 三五八 三四一 三一二

一九七五—一五二三 一九八一至一九八二 五四一

02-03	04-05	06-07	08-09	01-02	03-04	05-06	07-08	09-10	11-12	13-14	15-16	17-18	19-20	21-22	23-24	25-26	27-28	29-30	31-32
九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月
廿八	廿九	三十	卅一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
廿九	三十	卅一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
三十	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九

誓約違反	職務拋棄	戒別
計鮮內	計鮮內	内鮮別
		免
		職
		人
		減
		員
		金
		額
		作
七七 合計	七七 合計	額
		職
		責
		合
		計
		懲戒猶豫
		三二一

巡査懲罰事由表 (其の二)

合計	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道
計鮮內	計鮮內	計鮮內	計鮮內	計鮮內	計鮮內

卷之二十一

三文書 三七八 三二六 七八二 三一四 三五九

究三三 八六三 七三四 一一一 五三三 九三四

四二三六八

八九九

第二十五表 警察上級賞表

(昭和十四年末現在)

第二十六表

（昭和十四年末現在）

道別 内 鮮 別	種 別	前年 緑 越	授 與 者	退 職 没 收	授 與 者 の 内	年末 現 在	與 部 相 中
黄海道	計鮮内	一〇二三	△一 六九	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	△一 六九
平安南道	計鮮内	一〇二三	△一 七〇	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	△一 七〇
平安北道	計鮮内	一〇二三	△一 七一	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	△一 七一
江原道	計鮮内	一〇二三	△一 七二	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	△一 七二
咸鏡南道	計鮮内	一〇二三	△一 七三	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	△一 七三
咸鏡北道	計鮮内	一〇二三	△一 七四	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	△一 七四
合計	計鮮内	一〇二三	△一 七五	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	△一 七五

備考 △は内地に於て授與者

第二十七表 文書受發件數表

(昭和十四年末現在)

道別 内 鮮 別	種 別	件 数	文 書 一 口 頭 受 件	文 書 一 口 頭 送 件	合 計	收 受	發 送	一 ヶ 月 平 均
						收 受	發 送	
京畿道	文書	一〇二三	△一 七六	△一 七七	△一 七七	△一 七六	△一 七七	△一 七七
忠淸北道	文書	一〇二三	△一 七八	△一 七九	△一 七九	△一 七八	△一 七九	△一 七九
忠淸南道	文書	一〇二三	△一 七九	△一 八〇	△一 八〇	△一 七九	△一 八〇	△一 八〇
全羅北道	文書	一〇二三	△一 八〇	△一 八一	△一 八一	△一 八〇	△一 八一	△一 八一
全羅南道	文書	一〇二三	△一 八一	△一 八二	△一 八二	△一 八一	△一 八二	△一 八二
慶尙北道	文書	一〇二三	△一 八二	△一 八三	△一 八三	△一 八二	△一 八三	△一 八三
慶尙南道	文書	一〇二三	△一 八三	△一 八四	△一 八四	△一 八三	△一 八四	△一 八四
黃海道	文書	一〇二三	△一 八四	△一 八五	△一 八五	△一 八四	△一 八五	△一 八五
平安北道	文書	一〇二三	△一 八五	△一 八六	△一 八六	△一 八五	△一 八六	△一 八六
平安南道	文書	一〇二三	△一 八六	△一 八七	△一 八七	△一 八六	△一 八七	△一 八七
江原道	文書	一〇二三	△一 八七	△一 八八	△一 八八	△一 八七	△一 八八	△一 八八
咸鏡南道	文書	一〇二三	△一 八八	△一 八九	△一 八九	△一 八八	△一 八九	△一 八九
咸鏡北道	文書	一〇二三	△一 八九	△一 九〇	△一 九〇	△一 八九	△一 九〇	△一 九〇
合計	文書	一〇二三	△一 九〇	△一 九一	△一 九一	△一 九〇	△一 九一	△一 九一

巡査一人當面積戸數人口表

(昭和十四年末現在)

道名	面積	戸数	人口	巡査定員	面積	戸数	人口	定員一人當	面積	戸数	人口	同上	一人當
京畿道	11,620.88	1,120,496	4,500,000	102	1,820.00	182	728,000	4,000	1,820.00	182	728,000	4,000	1,820.00
忠清北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
忠清南道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
忠慶道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
全羅北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
全羅南道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
江原道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
慶尚道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
慶尚南道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
蔚山道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
大邱道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
大田道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
仁川道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
城山道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
城原道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
成北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
鏡北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
計	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00

府部	道名	面積	戸数	人口	巡査定員	面積	戸数	人口	定員一人當	面積	戸数	人口	同上	一人當
府	京畿道	11,620.88	1,120,496	4,500,000	102	1,820.00	182	728,000	4,000	1,820.00	182	728,000	4,000	1,820.00
府	忠清北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	忠清南道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	忠慶道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	全羅北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	全羅南道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	江原道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	慶尚道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	慶尚南道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	蔚山道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	大邱道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	仁川道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	城山道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	城原道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	成北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	鏡北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
府	北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
合計	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00	

郡部	道名	面積	戸数	人口	巡査定員	面積	戸数	人口	定員一人當	面積	戸数	人口	同上	一人當
京畿道	京畿道	11,620.88	1,120,496	4,500,000	102	1,820.00	182	728,000	4,000	1,820.00	182	728,000	4,000	1,820.00
忠清北道	忠清北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
忠清南道	忠清南道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
忠慶道	忠慶道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
全羅北道	全羅北道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
全羅南道	全羅南道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
江原道	江原道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
慶尚道	慶尚道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
慶尚南道	慶尚南道	1,448.88	144,800	576,000	36	400.00	40	160,000	800	400.00	40	160,000	800	400.00
蔚山道	蔚山道	1,448.88	144,800	576,000</td										

道名	面積	戸数	人口	巡回定員		定員一人當日	受持巡査員	面積一月數	同上一人當日
				面積	戸数				
全羅北道	10.42	11.10	10.42	0.02	0.00	0.10	0.10	0.00	0.10
全羅南道	10.42	11.10	10.42	0.02	0.00	0.10	0.10	0.00	0.10
慶尚北道	10.42	11.10	10.42	0.02	0.00	0.10	0.10	0.00	0.10
慶尚南道	10.42	11.10	10.42	0.02	0.00	0.10	0.10	0.00	0.10
忠清北道	10.42	11.10	10.42	0.02	0.00	0.10	0.10	0.00	0.10
忠清南道	10.42	11.10	10.42	0.02	0.00	0.10	0.10	0.00	0.10
京畿道	10.42	11.10	10.42	0.02	0.00	0.10	0.10	0.00	0.10
黃海道	10.42	11.10	10.42	0.02	0.00	0.10	0.10	0.00	0.10
合計	10.42	11.10	10.42	0.02	0.00	0.10	0.10	0.00	0.10

第二十九表

巡回特殊勤務表

(昭和十四年末現在)

道別 内 鮮別 區別	忠清北道		忠清南道		京畿道		全羅北道		全羅南道		慶尚北道		慶尚南道		黃海道		
	計鮮内																
法廷取締	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	
監獄事務	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	
事執達務	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	
郵便保護	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	
税關事務	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	
專賣事務	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	
醜聞事務	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	
森林取締	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	
合計	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	
	一日平均	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10	10.42	11.10

第三十表 巡查休暇及缺勤表

昭和十四年春

第30表

第三十二表
自大正九年
至昭和十四年
間國境三道匪賊狀況表

(昭和十四年末現在)

備考
一、本俸は國境勤務者と通常勤務者(國境以外の勤務者の意)との差額上假定したものとす。
二、加給は普通加俸の外僻敵地に在勤する者に支給す。
三、臨時特別手當は陸接國境地方に在勤する者に支給す。
四、警視の加俸は本俸の十分の四(四割)にして國境勤務者には加俸の外本俸の十分の一の加給あり臨時特別手當なし。

第三十三表 國境警察官給與狀況

(昭和十四年末現在)

第三十四表の一 犯罪發生件數各道別

(昭和十四年中)

第三十四表の二 犯罪發生件數各道別

(昭和十四年中)

道別	京忠	患全	慶黃	平江	咸成	計
議	清北	羅尚	尚南	海北	安原	鏡北
道	道道	道道	道道	道道	道道	道道
人	四	一	四	四	三	一
放火	14	18	18	10	10	10
僞通	10	10	10	10	10	10
造貨	1	1	1	1	1	1
偽文	1	1	1	1	1	1
造書	1	1	1	1	1	1
強盜	1	1	1	1	1	1
勒索	1	1	1	1	1	1
詐欺	1	1	1	1	1	1
恐嚇	1	1	1	1	1	1
橫領	1	1	1	1	1	1
博	1	1	1	1	1	1
其他	1	1	1	1	1	1
規行取法	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1

第三十四表の三

犯罪發生及檢舉件數累年比較

(昭和十三年中)

六四

罪名	殺人	放火	偽通貨	偽文書	強盜	窃盜	詐欺	恐喝	横領	賭博	其の他	規制法	計
大正十年〔發生	1010	2220	1100	1100	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
大正十一年〔發生	1020	2230	1110	1110	1010	1010	1010	1010	1010	1010	1010	1010	1010
大正十二年〔發生	1030	2240	1120	1120	1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020
大正十三年〔發生	1040	2250	1130	1130	1030	1030	1030	1030	1030	1030	1030	1030	1030
大正十四年〔發生	1050	2260	1140	1140	1040	1040	1040	1040	1040	1040	1040	1040	1040
大正十五年〔發生	1060	2270	1150	1150	1050	1050	1050	1050	1050	1050	1050	1050	1050
昭和二年〔發生	1070	2280	1160	1160	1060	1060	1060	1060	1060	1060	1060	1060	1060
昭和三年〔發生	1080	2290	1170	1170	1070	1070	1070	1070	1070	1070	1070	1070	1070
昭和四年〔發生	1090	2300	1180	1180	1080	1080	1080	1080	1080	1080	1080	1080	1080
昭和五年〔發生	1100	2310	1190	1190	1090	1090	1090	1090	1090	1090	1090	1090	1090
昭和六年〔發生	1110	2320	1200	1200	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100
昭和七年〔發生	1120	2330	1210	1210	1110	1110	1110	1110	1110	1110	1110	1110	1110
昭和八年〔發生	1130	2340	1220	1220	1120	1120	1120	1120	1120	1120	1120	1120	1120
昭和九年〔發生	1140	2350	1230	1230	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130	1130
昭和十年〔發生	1150	2360	1240	1240	1140	1140	1140	1140	1140	1140	1140	1140	1140
昭和十一年〔發生	1160	2370	1250	1250	1150	1150	1150	1150	1150	1150	1150	1150	1150
昭和十二年〔發生	1170	2380	1260	1260	1160	1160	1160	1160	1160	1160	1160	1160	1160
昭和十三年〔發生	1180	2390	1270	1270	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170	1170
昭和十四年〔發生	1190	2400	1280	1280	1180	1180	1180	1180	1180	1180	1180	1180	1180

年次	殺人	放火	偽通貨	偽文書	強盜	窃盜	詐欺	恐喝	橫領	賭博	其の他	規制法	計
昭和五年〔發生	KOKO	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和六年〔發生	KOKO	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和七年〔發生	KOKO	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和八年〔發生	KOKO	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和九年〔發生	KOKO	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十年〔發生	KOKO	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十一年〔發生	KOKO	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十二年〔發生	KOKO	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十三年〔發生	KOKO	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和十四年〔發生	KOKO	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第三十五表の一 道別犯罪卽決

(昭和十四年中)

第三十五表の二 累年別犯罪即決

第三十五表の三
事變前後に於ける刑法犯發生狀況
一月別

六八

卷之三

第三十五表の四　車禍前後に於ける刑法犯発生状況

備考 △印は減を示す

△印は減を示す

第35の3

六九

第三十五表の五 車變前後に於ける刑法犯發生件數 三、罪別

罪別	事變前一箇年		事變後第一年		事變後第二年		事變後第三年	
	自昭和十一年七月 至昭和十二年六月	自同十二年七月 至同十三年六月	増減	自昭和十四年七月 至同十四年六月	事變前に比 し増減	自昭和十五年七月 至同十五年六月	事變前に比 し増減	
殺人	100	100	△	100	△	100	△	100
放火	100	100	△	100	△	100	△	100
強盗	100	100	△	100	△	100	△	100
窃物	100	100	△	100	△	100	△	100
詐欺	100	100	△	100	△	100	△	100
恐嚇	100	100	△	100	△	100	△	100
横暴	100	100	△	100	△	100	△	100
賭博	100	100	△	100	△	100	△	100
盜賊	100	100	△	100	△	100	△	100
暴行	100	100	△	100	△	100	△	100
強姦	100	100	△	100	△	100	△	100
奸淫	100	100	△	100	△	100	△	100
説教	100	100	△	100	△	100	△	100
他	100	100	△	100	△	100	△	100
合計	100	100	△	100	△	100	△	100

△印は減を示す

第三十五表の六 金密輸出檢舉事件調 (一、年別比較)

年別種別	昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年		昭和十五年		
	件数	内地人	件数	内地人	件数	内地人	件数	内地人	件数	内地人	件数	内地人	件数	内地人	件数	内地人	件数	内地人	件数
檢舉件數	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
男	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
女	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
朝鮮人	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
女人	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
中國(滿洲)人	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
女	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
數量	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
價格	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第三十五表の七 金密輸出検舉事件調 二、件數、人員

第三十五表の八 金密輸出検舉事件調 三、數量

第三十六表
併合以後外國移住朝鮮人累年比較表

四

（一）「満洲」欄を在來の「西」欄内に移入れ此の様式を除く他は全部在來の「其他」欄に縁入れ計上せり
（二）「満洲」欄を在來の「北」欄内に同様に縁入れ計上せり

第三十六表の一 外國移住朝鮮人調査表

年別	道別	地方別	昭和十年											
			昭和九年			昭和八年			昭和七年			昭和六年		
其 他	露 理	滿 洲	國 領	他	露 理	滿 洲	國 領	他	露 理	滿 洲	國 領	他	露 理	滿 洲
昭和十年	京畿道	北忠清	南忠清	北全羅	南全羅	北慶尚	南慶尚	黃海道	南平道安	北平道安	江原道	南咸道鏡	北咸道鏡	計
昭和九年	104,941	112,121	101,101	111,111	100,100	110,110	109,109	108,108	107,107	106,106	105,105	104,104	103,103	102,102
昭和八年	111,111	112,112	101,101	111,111	100,100	110,110	109,109	108,108	107,107	106,106	105,105	104,104	103,103	102,102
昭和七年	111,111	112,112	101,101	111,111	100,100	110,110	109,109	108,108	107,107	106,106	105,105	104,104	103,103	102,102
昭和六年	111,111	112,112	101,101	111,111	100,100	110,110	109,109	108,108	107,107	106,106	105,105	104,104	103,103	102,102

第三十七表

備考 申請件數欄非實行用其他とは官公署、學校、新聞社、公益的團體等より申請に係るものなり

第三十八表

銃砲火薬煙火等營業者

召印十四年

第三十九表

銃砲輸移出入許可數量累年比較

(昭和十四年末調)

第
39
表

第四十表 火藥類輸移出入許可數量累年比較

(昭和十四年末調)

第
40
表

八二

年別	種別	輸入出							
		輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出
昭和十四年	軍用銃砲	一、八〇二	一、七九三	一、七九〇	一、七八三	一、七七〇	一、七六三	一、七五〇	一、七四三
昭和十三年	獵銃	一、七九〇	一、七八三	一、七七〇	一、七六三	一、七五〇	一、七四三	一、七三〇	一、七二三
昭和十二年	拳銃	一、七九〇	一、七八三	一、七七〇	一、七六三	一、七五〇	一、七四三	一、七三〇	一、七二三
昭和十一年	短銃	一、七九〇	一、七八三	一、七七〇	一、七六三	一、七五〇	一、七四三	一、七三〇	一、七二三
昭和十年	仕込銃其の他	一、七九〇	一、七八三	一、七七〇	一、七六三	一、七五〇	一、七四三	一、七三〇	一、七二三
昭和九年	計	一、七九〇	一、七八三	一、七七〇	一、七六三	一、七五〇	一、七四三	一、七三〇	一、七二三
昭和八年	輸移入	一、七九〇	一、七八三	一、七七〇	一、七六三	一、七五〇	一、七四三	一、七三〇	一、七二三
昭和七年	輸移出	一、七九〇	一、七八三	一、七七〇	一、七六三	一、七五〇	一、七四三	一、七三〇	一、七二三

第四十一表 爆發物漁業檢舉數

第四十二表 交通機関に依る事故調査表 (昭和十四年十二年現在)

第四十二表の 一 交通機関に依る事故調査表

(各道別)

第
42
表

八七

第四十三表 自動車事故累年比較

〔昭和十四年末現在〕

第四十四表 警察諸營業取締表

〔昭和十四年末現在〕

種別										道別									
飲料					下旅					古物商行					質屋				
食理		印版及彫刻業			土地測量業		代業			人車合營業		人車賣業			古物商行		質屋		
飲	料	印	版	及	地	測	量	業	代	人	車	合	人	車	賣	古	物	質	屋
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	京畿
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	忠北
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	忠南
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	全北
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	全南
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	慶北
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	慶南
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	黃海
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	平南
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	華北
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	江原
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	咸南
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	咸北
大	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	合計

第
44
表

第四十五表の一 市街地計画令關係竣工建築物表（其ノ一）

(昭和十四年一月一十二月)

第
45
の
1
表

第
45
の
1
表

第四十五表の二 市街地計畫令關係竣工建築物表（其ノ一）

(昭和十四年一月—十二月)

續

(其の二)

九八

續

第45表

續

(其ノ四)

151

續

(其ノ五)

一〇四

市街地計畫令關係申請屆件數表

(昭和十四年一月—十二月)

第四十六表 警防圖表

(昭和十四年未現在)

第四十七表

卷之三

第四十八表の一 火災度數及損害額累年比較

(昭和十四年末現在)

第
47
48
の
1
表

第四十八表の二 火災度數及損害額表

(昭和十四年中)

第四十九表 火災原因表

(昭和十四年中)

種別	名	失
京畿		場昌風窓煙燐突溫
忠北		其殘煙焚其殘煙焚其殘過煙其破殘熱煙焚
忠南		ノ火突火他火突火他火熱突火他捐火焦突火
全北		三十九二六七九一八一四三西云四合
全南		三五四一三一三十一四九六八
慶北		一一一三一六一三三三三三三五三五三
慶南		一一二一三一七一一一一六三三三四西
黃海		一十一一六四三八一三二三一三五三元三
平南		一一一三五三一三一三一四三三三三
平北		一一一四三三一一一一五九三二三三
江原		三一一三六三七一六三四六三一三五三五
咸南		一一一三一四一七一三一三一三五三五
咸北		一一一三一五二一三一三一三五三五
合計		一一一三一五二一三一三一三五三五

種別道別	失火	放火	合
京畿	洋火ノ吸	瓦電火燈	其製造所ノ煙火
忠北	火	油瓦電火燈	鐵弄火
忠南	火	瓦電火燈	鐵弄火
全北	火	油瓦電火燈	鐵弄火
全南	火	瓦電火燈	鐵弄火
慶北	火	油瓦電火燈	鐵弄火
慶南	火	瓦電火燈	鐵弄火
黃海	火	油瓦電火燈	鐵弄火
平南	火	瓦電火燈	鐵弄火
平北	火	油瓦電火燈	鐵弄火
江原	火	瓦電火燈	鐵弄火
成南	火	油瓦電火燈	鐵弄火
成北	火	瓦電火燈	鐵弄火
合計	火	油瓦電火燈	鐵弄火

第五十表

經濟警察定員表

(昭和十四年末現在)

道名種別	合	計	部	察	嘱託	履員	補	警部	警視	警部	合
合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
京畿	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
忠北	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
忠南	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全北	五	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
全南	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
慶北	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
慶南	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
黃海	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
平南	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
平北	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
江原	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
成南	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
成北	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	三	八	五	八	〇	五	二	九	八	六	五

第五十一表 商工業者トノ懇談會開催状況

(昭和十四年末現在)

第五十二

經濟統制法令違反取締措置並檢舉月別表

(昭和十四年末現在)

備考 昭和十三年十一月七日經濟考察創設

第
51
52
卷

三

第五十三表

經濟統制法令違反取締措置並檢舉件數表

昭和十三年中

第五十四表	
経済体制に關する取締措置並に違反検舉件數表	(其ノ一) (昭和十四年中)
輸出入品等に關する臨時規定	
鐵鋼工作物	
銅製品の製	
鉛亞鉛錫等	
銑鐵等物の	
銅の使用制	
純製品ステ	

第五十五表の一　醫療機關表

(昭和十四年十二月末現在)

第55の1表

第五十五表の二 醫療機關表 (其ノ二)

道別種別	京畿道	忠淸北道	忠淸南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道
	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内
奉官公職界	四一三元	一〇一	二一三	一〇一	一〇一	五一四
開業醫其の他	二七七	二九九	二六三	一八三	一八三	西一四四
科醫	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
師、	九六	三一〇	二八九	二八九	二八九	合一五五
計	二九九	三一〇	二八九	二八九	二八九	一九九
營業	一六八	二九九	二九九	二九九	二九九	二九九
入商	四一六八	二九九	二九九	二九九	二九九	二九九
奉官公職界	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	二一三三
其の他	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	二一三三
產限地	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	四一四
婆	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八
計	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八
看護	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八
婦	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八
按摩	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八
鍼灸	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八
衛生	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八

合	咸	江	平	平	黃	慶
鏡	鏡	安	安	安	海	尚
北	南	原	北	南		市
計	道	道	道	道	道	道
計外鮮內	計外鮮內	計外鮮內	計外鮮內	計外鮮內	計外鮮內	計外鮮內
古一八三	四一三一	一十一一	五十一四	二十一二	三一三九	一十一一
七二五						
八一七三	吾一九四	哭一六言	云一九二	亮一云西	杏一灵三	震一元五
巽一六三	五一一五	加一八一	一一	三一三一	一	一
九二六						
八一六三	弟一〇四	哭一元元	共一三五	墨一元六	晝一四三	震一元一元
三一七	○一六四	八一三六	石一〇七	元一五四	天一四三	和一八一
一						
五二三	五一一五	同一六八	七一一七	三一九三	它一五三	同一三
一						
六一六	口一〇九	同一九〇	三一六三	同一三一	六一六六	同一元空
一						
五二七	一	一	一	一	一	一
一						
六一七	一	一	一	一	一	一
一						
五二八	一	一	一	一	一	一
一						
六一六四	同一五九	同一五九	同二四	同二三	同六三	同二九
一						
三一七	一	一	一	一	一	一
一						
七一七	八九	怨一云老	西一三三九	哭一云三	杏一空	天一三三
一						
八一六四	同一五九	同一五九	同二三	同二三	同六三	同二九
一						
三一七	一	一	一	一	一	一
一						
七一七	八九	怨一云老	西一三三九	哭一云三	杏一空	天一三三
一						
八一六四	同一五九	同一五九	同二三	同二三	同六三	同二九
一						
七一七	一	一	一	一	一	一
一						
七一七	六五	益一三三空	盈一三三	同二六	同六三	同六九
一						
九一六三	空一九〇	同二六	同二一	同二三	杏一六九	巽一〇三
一						
七一七	一	一	一	一	一	一
一						
七一七	七七	益一元全	杏一空二	九三	元一九〇	空一三三
一						
九一六三	空一九〇	同二六	同二一	同二三	杏一六九	巽一〇三
一						

第 55 の 2 表

第五十五表の三 醫療機関表 (其ノ二)

第五十六表 藥品營業者表 (昭和十四年中)

卷五

第五十七表の一 傷染病患者及死者累年比較表

第
57
の
1
表

第五十七表の二 傳染病患者死者道別表

第五十七表の一 傷病患者及死者累年比較表

第五十七表の二 傳染病患者死者道別表

第
57
の
2
表

第五十七表の三 傳染病患者及死者月別表

第五十七表の四 人口一萬に對する傳染病患者及死者表

死者年齢		合計		膜脊性流行性髄膜炎		別 病 患 者 死 者	
月別	日別	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	月別	日別
一月	一月	四三五	六二三	二三五	一四一五九	一月	一月
二月	二月	二三三	二三三	二三三	二三三	二月	二月
三月	三月	二三三	二三三	二三三	二三三	三月	三月
四月	四月	二三三	二三三	二三三	二三三	四月	四月
五月	五月	二三三	二三三	二三三	二三三	五月	五月
六月	六月	二三三	二三三	二三三	二三三	六月	六月
七月	七月	二三三	二三三	二三三	二三三	七月	七月
八月	八月	二三三	二三三	二三三	二三三	八月	八月
九月	九月	二三三	二三三	二三三	二三三	九月	九月
十月	十月	二三三	二三三	二三三	二三三	十月	十月
十一月	十一月	二三三	二三三	二三三	二三三	十一月	十一月
十二月	十二月	二三三	二三三	二三三	二三三	十二月	十二月
計		二三三	二三三	二三三	二三三	合計	

人口一萬に對する傳染病患者及死者表

忠清北道		京畿道		道別	
計外鮮内		計外鮮内		患者	病別
患者	死者	患者	死者	患者	病別
一・三	一・四	七・八	二・〇三	患者	コレラ
一・三	一・四	七・九	二・〇四	死者	
〇・五	〇・四	〇・一	〇・七	患者	赤
〇・五	〇・四	〇・九	〇・九	死者	痘
五・一五	八・七四	三・三二	二・四七	患者	腸チフス
〇・六	〇・五	〇・〇	〇・六六	死者	
〇・九九	〇・二八	〇・六三	〇・〇三	患者	バラチフス
〇・九九	〇・二八	〇・〇	〇・八	死者	
一・一	一・一	〇・〇	〇・〇	患者	痘
一・一	一・一	〇・〇	〇・〇	死者	瘧
〇・全	〇・六	一・七	一・三	患者	發疹チフス
〇・三	〇・三	〇・六	〇・元	死者	
〇・四	〇・三九	四・三	一・九六	患者	猩紅熱
〇・一	〇・一	〇・〇	〇・〇	死者	
〇・七四	三・〇四三	三・二六	二・八四	患者	チソテリア
〇・三三	一・〇九	一・〇六	〇・八三	死者	
〇・〇一	〇・〇一	〇・〇	〇・〇	患者	臍炎
〇・〇一	〇・〇一	〇・〇	〇・〇	死者	膜性
九・三	八・四四	七・五	六・七	患者	計
一・一	一・一	二・〇一	二・〇一	死者	

第57の4表

第五十八表

麻藥類中毒者數累年比較表

第五十九表 家畜傳染病

(昭和十四年中)

5

家後コレラは昭和七年十一月一日より施行の朝鮮家畜傳染病監防令に新規追加せられたるものなり

第六十表の一 移出牛

一三八

第六十表の二 移出牛仕向地別頭數

昭和十四年中

計	手田賀城森木玉崎媛井坂川形葉良岡分知原野湯城岡山島京口阪川	奈	合	岩秋葛宮青柳崎長愛福鳥神山千奈福大高兵長新英靜岡廣東山大香	向地名
仁					
川					
浦					
項					
釜					
山					
鎮					
南					
浦					
元					
山					
城					
津					
計					

第60の二表

第六十一表の一
層場數

昭和十三

第六十一表の二 層畜検査成績表

〔昭和十四年末現在〕

第六十二表 牛乳及山羊乳

(昭和十四年末現在)

道別 區別	年累 較比	牛												山														
		合	咸	江	平	平	黃	慶	全	忠	京	道	別	區	年累 較比	合	咸	江	平	平	黃	慶	全	忠	京	道		
鏡	鏡	安	安	海	尚	尚	羅	清	清	京	京	道	別	區	年累 較比	鏡	鏡	安	安	海	尚	尚	羅	清	清	京	京	道
北	南	北	南	北	南	北	北	南	北	北	南	道	別	區	年累 較比	北	南	北	南	北	南	北	北	南	南	京	京	道
計	計	計	計	計	計	計	防	部	計	部	道	道	別	區	年累 較比	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	道
查	捕	查	捕	查	捕	查	捕	手	查	捕	道	道	別	區	年累 較比	查	捕	查	捕	查	捕	查	捕	查	捕	查	捕	道
62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	道		
表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	道		

第六十三表

共濟組合員異動及現在人員調

(昭和十四年度)

道(所)名	官職別	繰越人員	新加入員	死亡	脱落	退人	懲戒	其他	計	轉他より	異動人員	他へ轉出	現在人員	の任督官部他共補
慶	巡警	一、三、二												
荷	巡警	一、三、二												
北	巡警	一、三、二												
南	巡警	一、三、二												
道	巡警	一、三、二												
62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表

第六十四表の一 共濟收支科目別調 (收入)

(昭和十四年度)

第64の表

一四五

第六十四表の二
共濟組合收支科目別周

21

一四六

第六十五表

共濟組合救濟金給與額

備考
等は各道警察官教育所及新設駆逐所出張所に配給並に流失に對する相殺とする事は駆逐所の廢止又は流失とする

第六十六表

(昭和十四年度)

第六十七表の一 金融部貸付金回収状況表

231

備考

第
67
表

一 貸付金残額欄中△印は貸付金額が月賦辨済金額より少額なるを示す

第六十七表の二 金融貸付状況表

第六十八表の一

組合員結核療養報告調
(其の)

(昭和十四年十二月末現在)

忠南			忠北			京畿			道名	病名
力肺 計 タル炎	肺 浸潤 潤	肺 結核	力肺 計 タル炎	肺 浸潤 潤	肺 結核	力肺 計 タル炎	肺 浸潤 潤	肺 結核		
朝鮮地 人入	朝鮮地 人入	朝鮮地 人入	朝鮮地 人入	朝鮮地 人入	朝鮮地 人入	朝鮮地 人入	朝鮮地 人入	朝鮮地 人入	内鮮人別	患
八	二	一	六	一	一	五	四	一	綠越	者
八	二	一	七	一	一	六	五	一	發年內	生
一	一	一	四	一	一	三	一	一	計數	
一	一	一	四	一	一	三	一	一	綠越	入院
一	一	一	四	一	一	三	一	一	入年内	院內
一	一	一	四	一	一	三	一	一	計	治療
一	一	一	四	一	一	三	一	一	綠越	轉地
一	一	一	四	一	一	三	一	一	轉地內	療養
一	一	一	四	一	一	三	一	一	計	
一	一	一	四	一	一	三	一	一	綠越	其
一	一	一	四	一	一	三	一	一	入院	院
一	一	一	四	一	一	三	一	一	地轉	
一	一	一	四	一	一	三	一	一	自療	の
一	一	一	四	一	一	三	一	一	其の他	他
一	一	一	四	一	一	三	一	一	計	

年 月	北平			南京			上海			道 名		
	カ ル 炎	肺 炎	肺 結 核	計	カ ル 炎	肺 炎	肺 結 核	計	カ ル 炎	肺 炎	肺 結 核	計
朝内 内地人	朝内 鮮地人	朝内 鮮地人	朝内 鮮地人	計	朝内 内地人	朝内 鮮地人	朝内 鮮地人	計	朝内 内地人	朝内 鮮地人	朝内 鮮地人	計
朝外 内地人	朝外 鮮地人	朝外 鮮地人	朝外 鮮地人	計	朝外 内地人	朝外 鮮地人	朝外 鮮地人	計	朝外 内地人	朝外 鮮地人	朝外 鮮地人	計
总计	三八	二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新	一	三四	一三	五	一	一	一	一	四	一	三	三五
老	一	三四	一四	六	一	一	一	一	四	一	三	三六
新	一	二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
老	一	三元	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新	一	三元	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
老	一	一八	二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
元	一	一五	一三	四	一	一	一	一	元	一	一九	三三
老	一	三五	一四	一	一	一	一	一	三	一	三五	三四
总计	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一
新	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
老	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
元	一	一	一	一	一	一	一	一	元	一	一	一
老	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一
总计	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一
新	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
老	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
元	一	一	一	一	一	一	一	一	元	一	一	一
老	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一
总计	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一

第六十ハ表の二

